

# 小學校管理法

新制版

小川正行 著

寶文館發行

教  
5  
20

41212

教科書文庫

4
370
51-1938
20000 65213

513  
1100

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

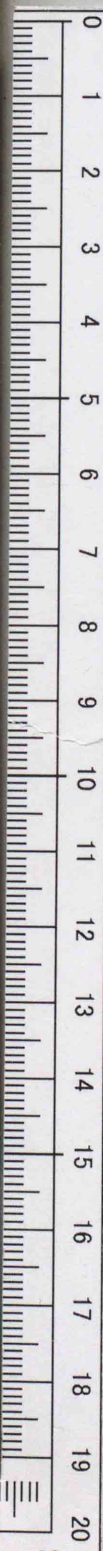
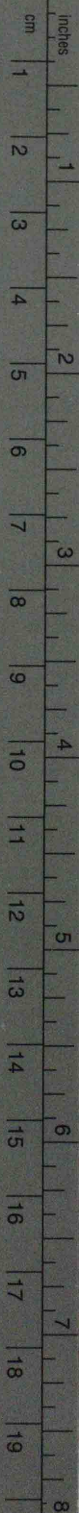


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



資料室

教科書文庫
4
370
51-1938
2000065213

# 小学校管理法律

新制版

奈良女子高等師範學校教授

小川正行 著

昭和三十一年一月三十一日  
 文部省檢定  
 師範學校教育科用



文館發行

3259  
 Og /

## 序

一、本書は、先に師範學校教育科教育書中の一部として、他の諸教科書と、緊密な聯關統一を保つて編纂し、明治四十三年、始め其の第一版を出したのであるが、幸に全國教育界から大なる歡迎を被り、各府縣に於て教科書又は教員檢定試驗參考用書として採用せられ十數版を重ねた。然るに歐洲大戰後、世界に於ける教育思潮は大なる變動を生じたので、こゝに一大修正を加へ、改訂版としたのであるが、これ又、既に四版に達したのであつた。

今回は、文部省に於て師範學校教育科教授要目を改正せられたので、専らこの新要目に準據し、又教育學說の進歩に鑑み、急遽修正を加へて、この新制版を發行したのである。従つて、從來の如く、本教育教科書中の他の教科書との聯關統一を期する時日が無かつたのは、著者の最も遺

憾とするところである。

二、元來、小學校管理法は、國家の政策、制度に基づいて學校經營の方法を論述するのであるから、最も多く教育法規に依據しなければならぬことは明かである。けれども、法令上の規定を、一々詳細に列擧するときは、却つて實際の經驗なき者に對しては、乾燥無味で興味がなく、且つ煩瑣に過ぎる感を懐かしめる虞れが多い。それで諸法規については、先づ其の**根本精神**について大要の理解を與へることを主とすべく、本教科書記述の事項と雖、悉く之を教授し盡さざる可からずとするものではないから、細密な部分に至つては、附屬小學校に於ける教育實習の間に、適宜之を指示し調査せしめるのを可とする。

三、次に小學校管理法は、學校、學級の教育施設を論述するのであるから、當然又、教育上の思想、學說の影響を免れることは出來ないのである。然しながら本書に於ては、これ等の思想、學說を論述する暇はない。只

其の思想を根據として、諸種の施設の大綱を述べたに止まる。蓋し學校の施設經營は、教育家の理想、信念に基づき、地方の事情に即して行はるべきものであるから、決して之を概念的に一律に論定すべきではない。故に本書に於ては、最も重要な根本原理に基づいた施設方案の大綱を略述するに止めたので、之が詳密な運用に至つては、或は教育實習の際、又は學校參觀の時等に於て、具體的に之を指示、説明せられんことを希望する。

四、本書教授の際に於ては、努めて歐米文明諸國の制度、規程の大要を示して、彼我對照して、調査研究の興味を長ぜしめると共に、我が國教育の進歩發達を自覺せしめ、又日本帝國文部省年報及び各府縣教育統計等を利用して、我が國教育の現實の情勢を理解せしめ、併せて教育者たる信念を養成することを期せられたい。

昭和十二年九月

著者識

# 小學校管理法 目次

## 縮論

小學校管理法の意義……………一

## 本論

第一篇 國家と教育……………四

第一章 國民教育……………四

第二章 國家の教育政策と教育制度……………五

第三章 我が國の教育行政……………七

第一節 教育行政の特質……………七

第二節 我が國の教育行政の機構……………九

第二篇 我が國の學校系統及其の發達……………一五

第一章 初等教育……………一六

第二章	中等教育	一九
第三章	高等教育	三三
第四章	實業教育	三四
第三篇	小學校	二七
第一章	小學校の種別及教育の目的	二七
第一節	小學校の種別	二七
第二節	小學校教育の目的	二九
第二章	義務教育	三三
第一節	強制教育	三三
第二節	義務教育年限	三七
第三節	就學義務の執行	四二
第三章	小學校の教科	四九
第一節	教科目	四九
第二節	教科の程度及教授時數	五三

第三節	教科用圖書	六一
第四節	教授の期間及休業日	六三
第五節	教授の準備	六九
第六節	學業成績の考査及修業卒業の認定	七六
第四章	小學校の編制	七九
第一節	學級の意義及編制の要件	七九
第二節	學級編制の種別	八四
第三節	教員の配置	九三
第五章	補習教育	九六
第一節	補習教育の目的及種類	九六
第二節	補習科の教科及教育	一〇〇
第六章	小學校の職員	一〇三
第一節	職員の種類及名稱	一〇三
第二節	服務及職務	一〇四
第三節	權限	一二六

第四節	資格及待遇	二一八
第五節	任用及解職	二二一
第六節	懲戒	二二四
第七節	俸給及諸給與	二二六
第七章	小學校の設備	二二三
第一節	校地及水	二二三
第二節	校舎	二三六
第三節	校具	二四八
第四節	學校園及農業實習地	二五三
第五節	諸設備の保管	二五五
第八章	小學校の經費	二五六
第一節	市町村立尋常小學校の設置	二五六
第二節	費用及負擔	二五九
第三節	市町村立高等小學校及私立小學校の設置	二六三
第四節	豫算及支出	二六四

第五節	學校基本財産及授業料	二六五
第九章	小學校の實際的經營	二六九
第一節	一般校務の種類	二六九
第二節	校務の整理	二七三
第三節	養護體育上に關する施設	二七六
第四節	教授學習に關する施設	二七六
第五節	訓育に關する施設	二八五
第六節	學校と家庭社會との聯絡	二九〇
第十章	小學校と地方教化	二九四
第四篇	學校衛生	二九六
第一章	學校衛生の必要及範圍	二九六
第二章	學校設備に關する衛生	二九九
第三章	學校生活に關する衛生	三〇四
第一節	兒童の姿勢	三〇四
第二節	教授の開始及休憩	三〇七

第三節	教授上の文字	二二一
第四節	校舎の清潔洒掃	二二三
第四章	學校兒童に關する衛生	二二四
第一節	學校病	二二四
第二節	學校傳染病の種類及豫防消毒	二二六
第三節	救急療法	二二九
第四節	身體検査	二三三
第五節	特殊兒童に關する養護	二三九
第六節	學校醫及學校看護婦	二三三
第五章	教師の衛生	二三七
第五篇	幼稚園及青年學校	二三九
第一章	幼稚園	二三九
第二章	青年學校	二四三
第一節	目的及科の種類	二四三
第二節	教授及訓練	二四五

第三節	設置及職員學則其他	二四七
-----	-----------	-----

附 録

一、	地方學事通則	一
二、	小學校令	二
三、	小學校令施行規則	二
四、	幼稚園令及幼稚園令施行規則	三六
五、	青年學校令及青年學校規程	四三

小學校管理法 目次終



# 小學校管理法

## 縮論

### 小學校管理法の意義

小學校管理法は、教育學の實際的方面であつて、教育法規の趣旨精神と、教育學上の定説とに基づいて、小學校をして其の本旨たる完全なる國民教育を施すに適當なる場所たらしめ、以て其の經營の效果をして、十分良好ならしむべき最良の方案を實際的、應用的方面より考究せんとするものである。

小學校教育の事業は、教育學説の示す所に基づいて行はねばならぬから、理論的方面より、之を考究する必要のあることは勿論であるが、

管理法の意義

管理法の必要

更に之が實際の經營に當つては、地方の事情にも適應させねばならぬ。いので、大に實際的方面の考究をも必要とするのである。

特に我が小學校教育は、國民教育の基礎として、本質上國家的施設に屬するものであるから、其の事務は、總て國家の法令に準據して之を處理し、其の範圍内に於て、之を運用することを要するばかりでなく、常に**教育法令の趣旨精神**を貫徹することに努力せねばならぬ。是れ實際的教育學の忽がせにすべからざる所以であり、而して、又、教育學の應用的部面としての小學校の管理、經營の方面の考究を要する所以である。

小學校管理法に於て考究すべき範圍は頗る廣いのであつて、一般の教育制度を初めとし、小學校の教育的經營、即ち教科編制、設置設備衛生等から、職員、兒童に關する人的事項に至るまで、小學校の施設内容に關する一切の實際的事項を包括するので頗る複雑多岐である。けれども、本書に於ては之を大別して、主として我が國に於ける現行の**教育制**

小學校管理  
法の範圍

度と、其の内容及之に準據して、小學校教育の効果を十分ならしむべき**施設經營の方法、學校衛生**の三大部並に之に關聯して小學校以前に於ける幼稚園の保育、其の以後に於ける青年學校の教育につき、それ等の大綱を論述せんとする。蓋し小學校教育の實際は、各教育者が自己の懷抱する理想と其の確信する教育學說に基づき、地方の事情を斟酌して、適切なる立案畫策の下に實施すべきものであるから、徒らに之を詳述するも、以上の諸條件が相異るときは、却つて實際に効果が無いからである。

## 本論

### 第一篇 國家と教育

#### 第一章 國民教育

現代の文化的國家では、國民子弟の教育を、全く其の父母の私情にのみ委することなく、殆ど皆之に拘束を加へて、最少限度の國民教育を受くべきことを強制して居る。蓋し國民教育は、各其の國家の歴史と特質とに基づき、國民的文化を中心として行はるべきもので、國民の知能を啓發し、徳性を養ひ、體力を増進せしめ、且つ國民精神を強化することに努めるので、之に依つて、よく全體の統一、團結とを圖り、國力の基礎を培養することが出来るからである。實に現代に於ては、如何なる國家でも、この國民教育を發展せしめることなしに、内、其の國民の福利と繁

國家と國民教育

榮とを期し、外、自國の完全な獨立と隆昌とを期することは出来ないことは明かである。

然るに從來の教育學では、或は理想的の人類社會を以て教育の目的であると論じたり、或は個人の人格の完成を以て、其の向ふべき目標であると述べて來た。けれども、各國民の文化的特に道德的、宗教的發展が完全に無ければ、理想的の人類社會は到底其の實現を期せられないし、又國民的文化に依るのでなければ、如何なる國民も、其の人格の向上發展を望まれない。要するに、現代に於ける國家は、皆其の歴史と特質とに基づき、特有の國民的文化を基礎とする國民教育を普及徹底せしめんが爲めに努力して居るのである。

#### 第二章 國家の教育政策と教育制度

前述の如く、現代の文化的國家では、皆其の國民教育を重要視するの

國家の教育政策

(昭和十年  
三月文部省  
調査)  
公立小學校  
尋常 六九六  
高等 一七  
尋常高等 一八四六  
計 二五、六七  
私立小學校  
尋常 一〇  
高等 一  
尋常高等 一〇〇

であるが、各國家には、それぞれ其の國民性と其の國民教育に對する傳  
統的觀念があるので、國家の教育政策をも異にし、從つて又教育諸制度  
にも相違を生ずるのである。例へば英米二國では、其の國民が大に自  
由を愛して居るので、教育事業の施設經營も頗る自由であつて、各種の  
學校に私設のものが甚だ多く、特に英國の如きは、國民教育の場所たる  
小學校でも、其の校數に於ては、私設のものが公設のものより遙かに多  
きを占めて居る。之に反して獨逸に於ては、各種の學校施設は、國家又  
は其の各州政府若しくは又地方自治團體が之に當るのを原則とし、佛  
國は稍、以上の中間に位する如くである。我が國では、此の點に於て稍、  
折衷主義に近く、各種の學校に國立、公立と共に私設を許容して居る。  
然しながら我が國の小學校は、凡ての階級の子弟を悉く收容して、國民  
教育を施す施設であるから、其の教育内容に關する國法上の要求は、詳  
密を極め、授業料を徵集せざるを原則とする。故に市町村立、其の他の

教育行政の  
性質

公立小學校は其の數甚だ多く、全國に於て總計二萬五千數百校に上つ  
て居るのに對し、私立小學校の數は甚だ少く、僅に百校を數ふるに過ぎ  
ないのである。之に反して中等學校では、國法上の要求が稍、寛大であ  
るから、私設經營の諸學校は甚だ多い。

### 第三章 我が國の教育行政

#### 第一節 教育行政の特質

凡そ國家の行政は、内務、外務、軍務、財務の四大部に分たれるのである  
が、**教育行政**は、即ち内務行政中の一部であつて、國民の福利を増進せん  
が爲めに行ふ積極的施設である。蓋し國民の精神及び身體の發達如  
何は、直接に、國民自身の福利に大なる關係があるのみならず、延いて、國  
家の進歩發展の上にも重大な影響を與へることは明かである。故に  
教育行政は所謂**助長行政**と稱せられ、内務行政中の土木、勸業、交通等に

教育事務の  
分任

國の教育事  
務

關する經濟行政、衛生保健に關する衛生行政と並立してゐるのである。蓋し往時に於ける内務行政は、主として警察、保安の事務のみに止まつたのであるが、文化の發展と共に、大に助長行政が重視せられ、特に最近に至つては、各國共に國力の競争を事とするから、如何にしても、先づ國民教育を忽がせにすることは出来ないのである。

次に國の教育行政は、政府自から其の事務を處理するのが通則である。然れば、教育行政の事務に於ても、國利民福の消長に大なる關係を有する最も重要なものは、中央官廳に於て、直接に之を處理すべきであるが、之に反して、地方の情況に適應させる必要の多いものは、政府が特に其の權能を割いて、之を地方自治團體に委任するのである。前者を**國の教育事務**と云ひ、後者を**市町村の教育事務**と云ふ。即ち小學校の目的、種類、修業年限、編制、教科目及就學の義務、教員の資格、費用の負擔等の如きは、最も重要な事項であるから、政府は之を國の教育事務と定め

市町村の教  
育事務

て、自から之を規定し處理するけれども、之に反して、校舎の建設、修繕、機械器具の購入、備付、校地の設備及旅費、給與の如きは、前者の如く重要な事項でないのみならず、又之を地方の情況に適應させる必要が多いから、政府は之を市町村の教育事務と定め、其の經營を自治團體に委任して之に當らしめるのである。

然しながら、若し、之を全く地方自治團體の意志にのみ放任したならば、或は、政府の期待に副ふことを得ない虞れがあるから、更に一定の法規を設けて、之を監督し、其の範圍内に於て、地方に適した方法を、自由に選擇し、處理することを許容するのである。

### 第二節 我が國の教育行政の機構

我が國現行の制度に於て、教育行政に關する主要な中央機關は、文部大臣であり、地方機關は道長官及府、縣知事である。

文部大臣

一、文部大臣 文部大臣は、朝鮮、臺灣、樺太の如き特別地域を除き、本邦教育行政に關する最高の中央官廳で、全國の教育、學藝及宗教に關する事務を管掌する。(宮内省、内務省、陸海軍省、農林省、逓信省に從屬する學校教育を除く)従つて其の所管事務は左の如くである。

一、教育、學藝及宗教に關する法律命令の立案。

二、教育、學藝及宗教に關する命令の發布。

三、所管事務に關し府縣知事以下の指揮監督。

四、教育、學藝及宗教に關する行政處分。

文部大臣の補助機關

文部大臣の補助機關たる職員には、政務次官、次官、參與官、局長、祕書官、書記官、事務官、督學官、社會教育官、體育官、圖書事務官、圖書監修官、技師、屬學校衛生官、補圖書監修官、補及技手等がある。

次官は、大臣を佐け、全般の省務を整理し、省内各局部の事務を監督し、局長は、大臣の命を承け、其の主任事務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督する。其の他書記官は、大臣の命を承けて省内の事務を掌る。又學事の視察監督には、主とし

文部省の局

て督學官をして之に當らしめ、別に、直轄學校の職員中から視學委員を任命して、特に指命せられたる學事を視察せしめる。

文部省所管の事務は、文部大臣官房と、専門學務局、普通學務局、實業學務局、社會教育局、圖書局、宗教局の部局を置いて之を掌理する。

文部大臣官房 官吏の進退身分公文書類會計監査公立學校職員の進退身分諸統計建築營繕體育運動學校衛生等に關する事務を管掌する。

専門學務局 大學高等學校専門學校天文臺氣象臺在外研究員帝國學士院學位傳染病研究所其の他の研究所、高等學校教員の檢定及免許等に關する事項及學術技藝の獎勵調査等に關する事務等を管掌する。

普通學務局 師範教育、小學校及幼稚園、中學校、高等女學校、盲學校、聾啞學校等の教育に關する事項、其の他、中等學校教員の檢定及免許、教育會學齡兒童の就學等に關する事務を管掌する。

實業學務局 工業、農業、商業、商船、水產、職業學校に關する事項及以上諸學校教員養成同教員の檢定、免許等に關する事務を管掌する。

社會教育局 青少年團體、青年學校、壯丁教育、調査、成人教育、圖書館、博物館、民衆

娛樂に關する事務等を管掌する。

**圖書局** 國定教科用圖書及諸學校教科書の編輯發行調査檢定認可及國語調査に關する事務を管掌する。

**宗教局** 神佛各派教會寺院宗教の用に供する堂宇其の他宗教に關する一切の事項並に國寶保存史蹟名勝天然紀念物重要美術品の保存僧侶及教師に關する事務を管掌する。

**教學局** 文部大臣の管理に屬し、國體の本義に基づく教學の刷新振興に關する事務を掌り、長官及部長書記官事務官理事官教學官屬教學官補を置く。

【參照】 各省官制通則 文部省官制 文部省分課規程 文部省督學官及文部省視學委員  
學事視察規程

府縣知事  
**二、府縣知事** 地方行政官廳は、北海道廳長官及各府縣知事であつて、内務大臣及各省大臣の指揮監督を受け、法律命令を執行し、部内に於ける一般行政を管理する。従つて教育學藝及宗教に關しては、文部大臣の指

揮監督を受けて、法律命令を執行し、國の教育事務を行ふと共に、又、地方團體たる道・府縣の教育事務を執行するのである。地方長官が教育事務を執行するに就いての補助機關は、學務部長・視學官・學校衛生技師・社會教育主事・體育運動主事・視學屬等である。視學官及視學は上官の指揮を承け、學事の視察其の他教育に關する庶務に従事する。又師範學校長は、管内の小學校教育に關する學事を視察すべき任務を有して居る。別に北海道及支廳を置く府縣には支廳長があつて、長官又は知事の指揮監督を受けて部内の行政事務を掌理する。

【參照】 北海道廳官制 地方官官制

市町村長  
**三、市町村長** 市町村長及市町村學校組合町村學校組合の管理者は、自治團體の機關であるから官廳ではないが、知事の指揮監督を承けて、市町村若くは市町村學校組合町村學校組合に屬する國の教育事務を管掌し、且つ市町村の教育事務を執行する。

學務委員學校醫

學務委員學校醫 市町村長、市町村學校組合及町村學校組合の管理者が教育事務を處理するに方り、補助機關たるものに、助役、其の他の吏員の外に學務委員と學校醫とがある。學務委員は、他の名譽職委員と異り、市町村會の議決に依らず、必ず之を置くべき規定であつて、市町村會議員（市町村會選任）、市町村立小學校男教員（市町村長管理者の選任）、市町村公民（市町村會の選任）、中選舉權を有する者より任じ、其の人員は東京市及大阪市では十五名以内、其の他の市町村では十名以内と定められて居る。

學務委員は、教育事務に關して、市町村長、學校組合管理者、區長等を補助し、又は其の諮問に應じて、意見を陳述するの職務を有する。又學校醫は學校衛生に關する諸般の職務に従事し、其の意見を申告する。

## 第二篇 我が國の學校系統及其の發達

我が教育制度の發達

我が國の學校は、既に徳川時代の中期以後に於て、國立の大學に比すべき昌平巖、直轄専門學校に比すべき幕府の諸學校、府縣立學校に比すべき諸藩の學校、私立小學校に比すべき寺子屋、其の他私塾等があつた。固より之を現時の諸學校に比すれば、其の規模は概ね小で、其の設備も國立、藩立のものを除けば、多く不完全であつたが、當時の文化状態と人口の少かりしこと、を考察すれば、教育機關は稍、具はつて居たのである。然しながら當時に於ては、未だ一定の教育法規が無かつたから、各學校の課程や、修業年限も、現時の如くに確定しては居らず、又各學校の間に、何等の聯絡系統もないので、缺陷は頗る多かつた。

然るに明治維新後に至り、歐米文物の盛大を知るに及んで、俄かに彼の制度を摸して、教育制度を創建せんとし、明治五年八月、學制を發布し、



始めて小學校、中學校及大學の體系を建設したが、後、實業諸學校を起して之を加へ、漸次に**初等教育**、**中等教育**、**高等教育**及**實業教育**の四大體系をなし、現行の教育制度を構成するに至つたのである。

### 第一章 初等教育

#### 初等教育

我が國最初の初等教育法規たりし學制に依れば『小學校は教育の初級にして、人民必ず學ばずんばあるべからざるものとす。』とあり、尙當時の太政官指令にも、『厚く力を小學校教育に用ゆべき事、一般の女子男子に均しく教育を被らしむべき事』と記して、初等普通教育の機關たることを明かにし、且つ之を普及せしめんとする意圖あることを指示したのであるが、この方針は一貫して今日に及び、現時の我が國の小學校は、凡ての國民子女が、悉く入學することを要する學校たると共に、又他の高等なる諸學校に進入するに、必ず先づこの教育を卒らざるを得

我が國小學校の發達

明治二十二年	小學校數	一六、〇〇三
	兒童數	三、〇五、八三〇
同三十九年	校數	一七、一六三
	兒童數	五、五四、七五五
同四十四年	校數	二五、七五〇
	兒童數	七、〇三、六八八
昭和十年	校數	二五、七三三
	兒童數	二、二三、〇〇六

ざる基礎的の普通教育機關である。當時の小學校の名稱は、種々あつたけれども**尋常小學**を最も普通のものとした。

明治十二年に至り、從來の秩序整然たりし學制を廢して、**教育令**を發布し、公立小學校を設けしめ、兒童に**學齡**(六歳—十四歳)を定め、この學齡期間、少くとも十六ヶ月間は、普通教育を受けざる可からざつたのであるが、翌十三年の改正教育令を経て、明治十九年始めて**小學校令**を發布し、尋常小學校、高等小學校(各四個年)を分かつた。即ち現行小學校令の基礎となつたものである。後、小學校令は、明治三十三年の勅令を以て新に制定せられ、其の後、數回の部分的改正を加へられたが、明治四十年の改正に於て尋常小學校の修業年限を六箇年に延長した。かくて小學校令は今尙、我が國小學校法規の根幹をなすものである。

次に又、小學校令の旨趣に基づいて、其の教育を實際に施行せしめるには、更に細密の施設方法を規定することを要するのである。それで

從來は、多數の法規が各別に發布せられ、各々孤立して居たのであつたが、以上小學校令發布と同時に、明治三十三年、文部省令を以て**小學校令施行規則**を制定發布された。其の後、この規程も屢々部分的改正を加へられたけれども、大體の骨子は變更されることなく、今尙、小學校令と相俟つて、我が國小學校教育の實施上の方針を示して居るのである。尙、この小學校教育を補充するものには、小學校内に附設する**補習科**、小學校令に依る**及青年學校**、**青年學校**令に依るがある。

元來歐洲の小學校では、多くは傳統的制度に従ひ、父母の社會的階級又は宗派的差別に従つて、其の子女の入學すべき小學校の種類を異にするのが常である。然るに我が國の小學校は、全く一種類であつて、國民は貴賤・貧富を問はず、皆其の子女を同一の小學校に就學せしめるのである。即ち我が小學校は、教育の**機會均等主義**を具現して居るもので、北米合衆國の小學校及獨逸の基礎學校は最も我に類して居る。次

我が國小學校の三大特徵

に又、我が小學校では、國內の他の諸學校と同じく、學校内では全く宗教宗派の教授を行はない。即ち**無宗派主義**の學校である。そして又、我が尋常小學校はあらゆる國民子女の入學を容易ならしめる爲めに授業料を徴集しないことを原則として居る。即ち**無月謝主義**の學校である。以上機會均等、無宗派、無月謝は、實に**我が國小學校教育の三大特徵**と稱すべきものである。けれども、北米合衆國の小學校では、多く無償で教科用書を兒童に給付し、中學校に於ても無月謝主義であるのに比すれば、尙及ばないところが大である。

## 第二章 中等教育

### 二、中等教育

我が國中學校の起源も、又、學制に其の端を發して居る。即ち學制に「中學は小學を経たる生徒に普通の學科を教ふる所」と定められ、上中等

中學校の發達  
明治十三年  
校數 一三

生徒數	三、二六
明治三十年	校數 一、五五
生徒數	三、四三
明治三十九年	校數 二、七九
生徒數	一〇、〇七
昭和十年	校數 五、五三
生徒數	三三、〇九
高等女學校の發達	
明治十九年	校數 七
生徒數 八六	
明治三十四年	

學(三年)下等中學(三年)に分たれて居た。明治十二年の教育令では、更に「中學校は高等なる普通學科を授くる所」と定められて、略、現行の我が中學校教育の旨趣を明かにしたが、後明治十九年に至り、始めて**中學校令**(勅令)を發布し、更に之を尋常中學校(五年)と高等中學校(二年)の二種に分ち、現時の中學校及高等學校の基礎を定めた。明治三十二年中學校令を改正し、名稱を改めて單に中學校と稱し、男子に須要なる高等普通教育を授くるを以て其の目的とした。即ち現行の中學校令である。次で明治三十四年**中學校令施行規則**(省令)が制定發布された。以上の二法規は、其の後數回の部分的改正を加へられて、今日に及び、我が國中學校組織の本義を規定して居るのである。

我が國の高等女學校は、以上の中學校の發達に比して甚だ遅く、明治二十八年高等女學校規程(省令)を發布したが、當時は全國に於ける高等女學校の校數も、未だ甚だ少かつた。後明治三十二年始めて勅令を以

校數	七
生徒數	一七、五四〇
明治四十四年	
校數	本一、九
實一、九	
生徒數	六四、〇一九
昭和十年	
校數	本七、九
實六、三	
生徒數	三〇、五二〇

て、**高等女學校令**を發布し、女子に須要なる高等普通教育を施すを以て目的とし、其の修業年限を四年に定め、又四十三年に**實科高等女學校**の制を定めた。後、大正年間に至り、其の目的に國民道德の養成と婦徳の涵養に留意すべきことを加へ、修業年限を**五年**又は**四年**とし、尙土地の情況に依り三年となすことを得しめられた外、新に**高等科**を設置し、男子の高等學校と同じく、精深な程度に於て高等普通教育をなすを得しめ、其の修業年限を二年又は三年とした。明治三十四年、**高等女學校令**施行規則(省令)を發布されたが、前述の高等女學校令と共に女子中等教育に關する現行法規の本幹を形成するものである。

以上我が國に於ける男女中等學校は、共に廣く尋常小學校の卒業者を入學せしめることを以て本則とするもので、別に豫備科の如き特別の設備を有たないから、甚だ簡明であつて、最も多く米國の中學校に類して居る。獨逸の中學校は、其の種類に従つて修業年限も相違するが、

概して外國語の教授時數が多く、且つ多くは直に大學に聯絡を有して居る。而して直に社會の實務に従事せんとする者の爲めには、別程度の低い中間學校がある。

### 第三章 高等教育

**高等學校** 高等學校は、元と高等中學校の改稱されたもので、専門學の教育をなすところと、大學豫科とを併設する規定であつたが、後、種々の變遷を経て、大正七年、**高等學校令(勅令)及高等學校規程**を定め、男子の高等普通教育を完成すること、特に國民道德の充實に力むべきことを以て目的とし、其の修業年限を高等科三年とし、尋常科は四個年を本則とせられたけれども、實際に於ては、今、尙高等科のみを置く高等學校が大部分を占め、然かも専ら大學豫科の教育を施して居るのである。歐米諸國には、かゝる種類の學校は殆ど存在しない。我が國に於ても、將來

昭和十年	
高等學校數	
官立	二五
公立	三
私立	四
計	三
生徒數	一六、四七

昭和十年	
專門學校數	
官立	八
公立	九
私立	一〇〇
計	二七
生徒數	七、〇五

昭和十年	
大學數	
帝國大學	六
官立大學	三
公立大學	二
私立大學	二五
計	三五
學生	四、〇六

最も改造を要するのは、この高等學校であらう。

**専門學校** 夙に學制に於て認められた學校で、當初は、外國語を以て高等の學術を教授したのであるが、**明治三十六年、専門學校令(勅令)及公立専門學校規程**を發布し、高等の學術技藝を教授し、人格の陶冶及國體觀念の養成に留意することを以て其の目的とし、中學校又は高等女學校の卒業者を入學せしめ、修業年限を三年以上と定められた。要するに、高尚な程度で、單一なる某科目のみを教授するのが我が専門學校の本領である。

**大學** 大學の名稱は、既に學制に用ひられて居たのであるが、後、大學校と改稱し、**明治十九年、帝國大學令**に依り、帝國大學は國家の須要に應ずる學術技藝を教授し、其の蘊奥を攻究するを以て目的としたが、後、兼ねて、人格の陶冶、國家思想の涵養に留意すべきことを追加された。そして夙に**綜合大學制**を本則として、法科、醫科、工科、文科、理科の各分科を設

けたが、後、大學令發布により學部と改稱して、農學部、經濟學部及商學部を加へた。別に又單科大學、公私立大學を公認することになつた。いづれも高等學校卒業者又は豫科卒業者を入學せしめ、其の修業年限を三年又は四年とした。今や我が國の大學は、獨米諸國の大學に比して、殆ど遜色がないまでに進歩したと云はれて居る。

#### 第四章 實業教育

學制に於ては、初め農工商の諸學校を、中學の一種として認められたのであるが、明治三十二年始めて**實業學校令**（勅令）を發布し、其の種類を工業、農業、商業、商船等の諸學校とし、爾來、各種の實業學校は漸次に發達した。後、數回の改正を経て今日に及び、其の目的を、實業に従事する者に須要なる知識技能を授くるの外、徳性の涵養に力むべきであるとして定められ、尙省令を以て各**實業學校規程**を發布し、中等學校程度の實業學校では、

昭和十年  
實業學校數

工業學校	先
(甲)	
農業學校	二四九
商業學校	二九五
商船學校	二〇
水産學校	三

職業學校

實業諸學校	二〇六
(乙)	
工業專門學校	元
農業專門學校	三三
商業專門學校	三三
商船專門學校	二

其の修業年限は入學者の資格に依り、各尋常小學校卒業者を收容するものは二年乃至五年、高等小學校卒業者を收容するものは二年乃至三年とした、別に各種**實業專門學校**があり、中學校及實業學校の卒業者を入學せしめ、高等な程度に於て、實業に關する知識技能を授け、其の修業年限は三年と規定されて居る。

以上我が國の實業學校に關する諸法令は、中學校に關する法令よりも、十數年後れて制定せられたもので、其の組織體系は、略、獨逸の制度に類するものがある。

我が國の學校體系は、略、前述の如く、初等教育、中等教育、高等教育及實業教育の四大系統に構成せられ、尙、幼兒教育に對しては**幼稚園**の設があり、聾啞、盲兒に對しては**盲聾啞學校**があり、別に教員養成の爲には**師範學校**及**高等師範學校**を有し、其の組織略、完備に近い。然しながら、今や文化の進歩と國勢の發展に依り、諸種の部門に對して、一層の改善が

將來の改善  
問題

要求されるやうになつた。即ち義務教育年限延長並に之に伴ふ小學校の改善、中學校及高等學校の改新、高等女學校の改善、師範學校の改善、幼稚園及特別優秀兒の教育の獎勵、虛弱、盲啞、不具、低能兒の如き特殊兒童教育機關の創設又は増設の諸問題がこれである。教育は、實に國家百年の大計であるから、慎重に調査研究を重ね、我が國文化の特色と國民性の特徴とに稽へて之を革新し、以て國運の進展を期すると共に、國民の福利を圖らねばならない。

### 第三篇 小學校

#### 第一章 小學校の種別及教育の目的

##### 第一節 小學校の種別

我が國の小學校は、其の見方の標準に依つて、之を次の三種に分ける。  
一、教科の程度に依る種別

尋常小學校  
尋常小學校は、尋常小學校、高等小學校、尋常高等小學校の三種となる。尋常小學校は、最も初步の基礎的な普通教育を施す所であるから、日本國民たるものは、將來如何なる教育を受け、如何なる業務に従ふものでも、必ず、先づ、此に入學しなければならない規定である。高等小學校は、尋常小學校よりも、稍、高尚なる程度に於て、普通教育を施す所で、兒童を此に入學せしめると否とは、國民の任意であるが、上級の學校に入學しない者が、此の程度の教育を受けることは、將來の

高等小學校

尋常高等小學校

生活の爲にも、國民文化の發展の爲にも、最も望ましいことである。  
尋常高等小學校は、以上二種の課程を一校に併置したもので、其の尋常科に對しては、尋常小學校に關する規定を、高等科に對しては、高等小學校に關する規定を準用する規定になつて居る。

二、學級の編制に依る種別

學級の編制上から見ると、小學校は多級小學校と單級小學校との二種になる。多級小學校は、全校兒童を二學級以上に編制する學校で、單級小學校は、全校兒童を一學級に編制する學校である。

三、經費負擔に依る種別

設立者の經費負擔の上から見ると、小學校は公立小學校と私立小學校との二種になる。公立小學校は市町村、町村學校組合、若しくは、其の學區、又は、市町村學校組合等地方自治團體の負擔を以て設置する小學校であり、私立小學校は、私人の費用を以て設置する小學校である。

公立小學校

私立小學校

多級小學校

單級小學校

官立小學校

以上の外、高等師範學校附屬小學校は、國費を以て設置されて居るか  
ら**官立小學校**であり、又府縣師範學校附屬小學校は、府縣費を以て設置されて居るので、公立小學校である。我が國に於ては、本則として市町村立小學校を以て、義務教育の場所と定めて居るから、其の校數最も多く、私立小學校の數は甚だ少い。

(令) 第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

市町村、町村學校組合若ハ其の學區又ハ市町村學校組合の負擔ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小學校トシ、私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小學校トス

(則) 第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ、二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス

第二節 小學校教育の目的

小學校教育の目的に就ては、小學校令第一條に、次の如く、明確に規定

小學校教育の本旨

されて居る。

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活に必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス今此の旨趣を案ずるに、小學校教育に於ては**道德教育國民教育**及生活上に必要な**知識技能**の教育を施すを以て三大目的と定め、尙此の目的を達せんが爲に、之が基礎要件として**兒童身體の發達**に留意せねばならぬことを宣明したものである。

道德教育

**道德教育の基礎**

兒童は、他日社會の一員となるものであるから、幼時より、其の良心を啓培して**道德實踐**の人となるべき基礎を養ひ、以て、他日圓滿完全なる人格を發展すべき**徳性と良習**とを涵養すべきであり、實に**道德的生活**は、人生の到達すべき理想境であるから、小學校に於ては、先づ之が根柢を育成しなければならぬ。

國民教育

**國民教育の基礎**

兒童は、又、他日、日本國民として我が國家を組織する

國民的文化と國民教育

成員たるべきものであるから、幼時より、我が國固有の國民的文化に親ましめ、國體の尊嚴なる所以を知り、國語國史に通じ、國民として必要な**道德風習**に薰染せしめねばならぬ。元來完全なる**道德的生活**は、完全なる國民生活を包括するものであるから、特に之を區別するの必要はないやうであるが、今や世界の文化的國家は、皆其の國民の教養を高め、其の國家的意識を高揚するに熱中し、各、國力を培養充實することに努力して居る。然れば、小學校に於て、兒童の心意を陶冶し、圓滿な人格の育成を圖るのみならず、又之と共に、國民精神を育成して、眞に、我が國家の進歩發達を企圖し、以て皇運を扶翼せんとする忠良なる國民を養成することは、最も重要な任務であつて、實に、小學校教育の中心的使命である。是れ、特に、**道德教育**の外に、國民教育を區別する所以である。然しながら、固より僅少なる期間に於て、この兩者の完成を望むことは困難であるが、小學校に於ては、これ等の基礎を建設することに努力す



知識技能の教育

べきであることは勿論である。

生活に必須なる普通の知識技能 次に、兒童は、又、成長の後、各種の業務に従ひ、各、獨立の生活を営まねばならぬ。故に、小學校に於ては、なるべく、日常生活に必須なる知識技能を收得せしめることが必要である。然しながら、職業は多種多様であるから、各人に對して各特殊の職業の準備を與へんとすることは、到底望み難い所である。されば、小學校に於て授ける知識技能は、家庭の地位、職業の如何に關せず、又、兒童が將來に於て受くべき教育の如何を問はず、いづれに對しても、必要なる普遍的基礎的のものたることを要する。是れ、小學校教育があらゆる其の後に於ける教育の基礎たる所以である。

身體上の留意

身體發達の留意

更に、又、兒童身體の發達に留意し、強壯にして有爲なる國民を育成することは、以上の三大目的の基本たるべき要件で、小學校事業の全般に通ずる一大要求である。蓋し心身の關係は、極めて親

密なものであつて、身體の健康及其の發育の状態如何は、又、兒童精神の發達の上に影響すること頗る大であるからである。即ち、之を個人的に考察すれば、發育期に際し、不良なる影響を受けるときは、他日或は其の健康を損じ、永く幸福を享受し得ざるのみならず、又、之を國家的に考察すれば、國民の體力が虚弱なときは、**國防上の能率**は勿論、**經濟的の生産力**に於ても、常に他國に對して劣敗の不幸に陥るを免れない懼れがある。是れ小學校教育に於ては、特に身體の發達に留意せざる可らずと定められた所以である。

## 第二章 義務教育

### 第一節 強制教育

強制教育

國民教育の事業が、國家の進歩發展に關係することは甚だ大であるが、政府が其の教育に干與する程度に至つては、各國の制度必ずしも同

一ではない。或は單に之を奨励するに過ぎざるものもあり、或は嚴に之を強制して、國民をして必ず政府の要求する程度の教育を受けしめるものもある。後者を稱して**強制教育** Compulsory education. と云ふ。始めて強制教育を實施したのは、舊獨逸のプロイセン王國であつて、同國では有名なフリードリッヒ大王が**千七百六十三年**に「地方學校通則」を定めて、五歳より十三歳又は十四歳迄の兒童に就學の義務ありと定め、後、千七百九十四年の普通國法に依つて、この主義を確立し、千八百五十年、始めて之を憲法に明記するに至つたのであるが、**英國**では千八百七十六年及千八百八十年に初等教育條例を發布し、**佛國**も又千八百八十二年に義務教育法を發布して共に之を實行した。其の他、伊太利、奧太利及瑞典、諾威、瑞西等の如き、近時に於ける文化諸國は、殆ど皆この制度を採用し、最近に至り、和蘭、白耳義の如きも、漸く此の制度を實施するに至つたのである。

強制教育の  
旨趣

強制教育主義に反對する者は、國家が國民の智能及道德の程度如何に依つて、影響を受けることは固より當然であるが、兒童の教育の如きは、元と一家の私事である。故に、愛情の連鎖を有する兩親が、自然的に干與すべきもので、政府が之に干渉するのは不當である。」と説く。然しながら、今や國家と個人とは有機的關係を保ち、個人の行動は國家の利害に關することが頗る大であるから、政府は國民の行動にも干渉せざるを得ないやうになつた。特に、教育の如きは、積極的事業であつて、兒童の智能及徳性を啓培して、將來に於ける個人的、國家的福利の根源を養ふものであるから、政府が之に干渉しても、決して不當ではないのである。又、自然的愛情を有する兩親は、必ずしも、其の子弟を教育するに足るべき智徳又は考慮を有して居るとは云へない。是れ、現時の文化的國家が多く、強制教育制度を採る所以である。我が國に於ては、**明治五年**學制頒布の際「男女の別なく、小學に従事せざるものは、父兄の越

學齡

學齡兒童

度たるべきものなり』と宣言したのに始まり、後、明治十二年に至り、始めて學齡を定め、漸次に強制々度を實施するやうに規定したのである。

學齡とは、兒童が始めて小學校の教育を受け得る程度に達したと認める時期から、小學校の教育を終るべき時期に至るまでの期間をいふのであつて、之を論究するには、民族生理學、解剖學及び民族心理學を基礎とし、尙ほ、教育學、其の他の諸學科の補助を要し、更に、義務教育終了の遅速は、國民經濟の上にも影響するところが少くないから、學理的に之を解決するのは甚だ困難である。それで、現時の文化的國家は、多く多年の傳統と經驗とに依つて之を制定して居るので、概して六歳又は七歳を以て就學の始期と定めてゐる。唯、其の年限は、國民文化の程度と經濟狀態とに依るから、各國同一なることは出來ない。我が國に於ては、兒童が滿六歳に達した翌日から、滿十四歳に至る八箇年を以て學齡と定め、此の間を稱して學齡兒童と云ふのである。歐米諸國に在つて

は、プロイセン、ザクセン、バーデン、バイエルン等の獨逸諸州及奧太利、佛蘭西、伊太利等は、皆我が國と同じく滿六歳を以て就學期としてゐるが、瑞典、諾威、丁抹、和蘭等の北歐諸國は、滿七歳を以て就學期となし、英吉利は、滿五歳を以て就學期と定めてゐる。

【參照】(令) 第三十二條

第二節 義務教育年限

就學の始期  
終期  
就學義務

就學の始終 現行規定に依れば、兒童は滿六歳となり、既に學齡に達しても、直に就學するものではなく、學齡に達した日以後の、最初の學年の始を以て就學の始期となし、尋常小學校の課程を修了したるときを以て、就學の終期と定め、兒童の保護者は、即ち此の始期より終期に至るまでの間、其の兒童をして、市町村立若くは官立、府縣立尋常小學校に入學せしめ、其の教育を受けしむべき義務を有すと規定されたので、所謂義務教育である。

兒童僱傭者  
の義務

家庭及私立  
小學校に於  
ける教育

蓋し學齡兒童の保護者は、以上の期間、其の兒童をして必ず尋常小學校に就學せしむべき公法上の義務を負ふのであつて、世に納税・兵役の義務と相對立して之を**三大義務**と云ふ。然れば三月三十一日迄に滿六歳に達した兒童は、其の年の四月一日の新學年から、又秋季學年を採用する地方では、四月以後八月三十一日まで、に滿六歳に達した兒童は、九月一日の新學年から入學せねばならぬ。而して又、學齡兒童を僱傭する**僱傭主**は、相當の方法に依つて、其の兒童をして、此の教育を修了せしめなければならぬのである。

然し、兒童保護者は、市町村長の認可を受けなければ、其の兒童を家庭に於て教授し、若くは又、私立尋常小學校等に入學せしめて、其の教育を受けさせることも出来る。蓋し、政府が兒童の教育に干渉するのは、國家發展の必要から出たもので、個人の意志を抑制する趣旨ではないから、兒童をして、尋常小學校程度の國民教育を受けしめることを要求するけ

れども、必ずしも、之が爲に、學校の種類を限定する必要はないからである。然しながら、此の場合に於ては、市町村長は、國の教育事務の執行者として、監督者たる職權を有するのであるから、何時でも其の兒童について、試験を行ふことが出来、又、其の結果が不良であると認めるときは、其の認可を取消することも出来るのである。

既に述べた如く、我が國に於ける義務教育は、**明治十二年**、始めて六歳から十四歳までを以て學齡と定め、兒童はこの期間に於て、少くとも**十六ヶ月間**小學校の教育を受くべしとせられ、又、兒童を就學せしめるのは父母、後見人の責任であると定められたのが、義務教育の起源と見るべく、次で其の年限を三年とし、後、更に四年に規定したのであるが、**明治四十年**に至り、尋常小學校の修業年限を**六個年**を以て義務教育とし、今日に及んだのであるが、義務教育年限と學齡期間とは一致しない。之を諸外國の例に徴すれば、獨逸は國民學校（基礎學校）<sup>（年を通計）</sup>四）八個年の修業の後、

尙十八歳に至るまでは**職業學校**に就學することを強制し、其の他、**埃太利**、**瑞西**、**白耳義**は八個年、**佛蘭西**、**和蘭**、**波蘭**、**瑞典**、**諾威**は七個年、**米國**は七個年乃至九個年(州に依つて相違す)英國は九個年の教育を強制し、尙之を延長せんと努力して居る。獨り**伊太利**は、今尙五個年の義務制度を維持して居る。現代に於ける世界列國の形勢は、かくの如くであるから、我が義務教育六個年の規定は、既に國勢の發展に比して短きに過ぎることとは明瞭で、早晚之を八個年に延長せねばならぬとは識者の殆ど一致した見解である。

然しながら、眞に義務教育に關する諸法規が完備し、然かも、それが實際に徹底的に行はれて居るのは獨逸に如くものはない。即ち同國では、就學義務を怠る父母を處罰する外、尙兒童の缺席に就ても、詳密な制裁規定を設けて之を勵行するので、義務教育の普及實に世界に冠たるものがある。我が國の法規では、就學に關する制裁的の罰則規定が尙

十分でない。然しながら、小學教育の普及は、既に、獨逸に次ぐの進況を示し、實際の統計に於て、遙かに**英**、**佛**、**米**、**伊**の諸國を凌駕して居るのは喜ぶべき現象である。

(令) 第三十二條 兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

**我が國最近の義務教育普及状況** 我が國に於ける義務教育普及の實際狀況は、**就學歩合九九・五八**、**日々出席歩合九七・一二**、昭和十年三月調査に依つて略之を知るに足る。即ち不就學者は、殆ど**盲**、**聾**、**啞**、**不具**等の兒童の、

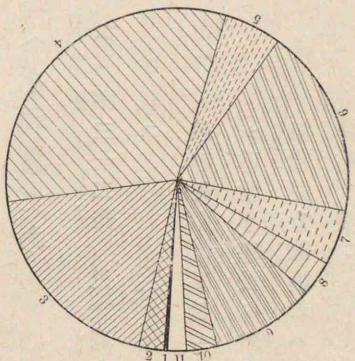
みである。然しながら、尙尋常小學校半途退學者が少くないのは、教育法規の不備と貧困兒童保護の施設が未だ完備しないのに依ることが多い。左に最近壯丁體格検査の際に於ける教育調査の結果を示さう。

最近全國壯丁教育程度別人員比較圖

(文部省社會教育局調査)

昭和十一年度(六十四萬一千二百七十一人)

佛國(三三三)  
就學歩合 三六  
日々出席歩 三三  
合 三三  
壯丁百人中 六八  
の無學者 六八



Category	Percentage
1 不就學者	〇・四
2 尋常小學校半途退學者	二・四
3 尋常小學校卒業者	一九・二
4 高等小學校卒業者	三一・七
5 實業學校後期卒業者	五・四
6 青年學校本科卒業者	一七・九
7 青年學校研究科修了者	五・二
8 中等學校在學者及半途退學者	三・三
9 中等學校卒業者	九・九
10 專門學校卒業者及在學者	二・九
11 大學學部卒業者及在學者	一・七
<b>合計</b>	<b>一四・五</b>

第三節 就學義務の執行

就學義務の執行は、教育行政事務の中で、最も緊要なものであつて、之

就學事務

が義務を有する者は勿論、其の執行に任ずる職責者は孰れも皆嚴正に其の責を盡すのでなければ、強制教育の制度も、徒らに美名を有するだけに止つてしまふ。今左に其の事務の大略を述べよう。

學齡兒童保護者

**學齡兒童保護者の義務** 學齡兒童を、就學せしむべき義務を有するものは學齡兒童保護者である。 **學齡兒童保護者**とは、學齡兒童に對して親權を行ふ者、即ち、其の子の家に在つて、監護・懲戒及び財産の管理等の權利・義務を有する父又は母か、若くは、父母なき時は其の**後見人**(即ち、最後の親權者の遺言に依つて、又は遺言なきときは戸主就職し、戸主なきときは親族會より選任)が之に當るので、即ち親權補充者を指すのである。

市町村長の權限

以上兒童の保護者は、市町村長より其の兒童の入學すべき期日及學校を通告された時は、當然其の期日までに兒童を入學せしめなければならぬ。然しながら其の區域内に尋常小學校が二校ある場合には、

其の児童を入學せしむべき學校を選定し、當該學校長の入學承認書を添付して市町村長に申告すべきである。或は又、家庭若くは私立小學校で尋常小學校の教科を修めしめんとするときも、之を届出でて市町村長の認可を受けなければならぬ。

然しながら若し児童が病弱又は發育不完全の爲に、就學困難の場合には、市長村長に届け出で、市町村長より府縣知事の認可を受くるときは、該児童の就學を猶豫し、其の甚だしき場合（瘋癲・白痴又は不具癱瘓には就學義務を免除されることを得るし、又、保護者が貧困の爲に、児童を就學せしめ能はざる場合には、奨励費を以て、學用品又は被服・食事等の給與を受けることが出来るけれども、尙、到底就學せしめ得ない事情があるときは、市町村長より府縣知事の認可を受くれば、就學義務を猶豫又は免除さるゝことも出来るのであるが、云ふまでもなく最惡の事情についての規定である。

- (令) 第三十六條 學齡児童保護者ハ就學セシムヘキ児童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得
- 第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡児童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ児童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス
- 第三十三條 第三十四條 第三十六條
- (則) 第八十四條 第八十六條 第八十八條

尋常小學校  
長の事務  
學籍簿  
出席簿

**市町村立尋常小學校長の事務** 學年の初めに入學したる児童の學籍簿を編製し、異動を生じたときは、遲滞なく之が加除訂正をなし、尙在學児童の出席簿を作り、常に其の出缺を明かにしなければならぬ。

以上の學籍簿と出席簿とは、互に表裏相待つものである、之が整理は尋常小學校長の就學事務中最も重大であり、市町村長の保管に屬する學齡簿と共に、義務教育の施行を完からしめるものであるから、最も嚴正に之が整理を爲さねばならぬ。尋常小學校の就學關係事務には、尙次の

氏名	住所	入學年月日	卒業年月日	退學年月日	退學事由	在學中ノ出席及缺席		學業成績										評定							
						出席日数	欠席日数	修身	國算	地理	國語	唱歌	算術	理科	歴史	地理	身体		品行						
氏名	住所	入學年月日	卒業年月日	退學年月日	退學事由	出席日数	欠席日数	修身	國算	地理	國語	唱歌	算術	理科	歴史	地理	身体	品行	評定	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年

如きものがある。

(一) 入學期日後七日以内に入學せざる兒童のあつた時は、其の氏名を關係市町村長に報告すること。

(二) 在學兒童が正當の事由なく、引續き七日間缺席したときは、其の保護者に對し出席を督促し、尙引續き七日以上出席しない時は、關係市町村長に報告すること。

(三) 每學年の終りに卒業兒童の氏名を關係市町村長に報告すること。

(四) 當然入學すべき學校以外に於て、尋常小學校の教科を修むる兒童が卒業したとき、又は半途に於て退學廢學したときは、關係學校長に其の旨を報告すること。

【参照】 第八十九條 第九十條 第九十一條 第九十二條 第九十四條 第九十五條 第九十六條

市町村長の事務

市町村長の事務



學齡簿

市町村長は毎年十二月末日迄に、其の市町村内に住居し翌年四月に於て就學の始期に達すべき兒童を調査して、學齡簿を編製し、學年の開始以前に異動を生じたるものは遅滞なく之が加除訂正をなさなければならぬ。

學齡簿の様式

考備	學 就 不		學 就		名 氏		住 所	生 年 月 日	學 齡 終 了 年 月 日	保 護 者 氏 名	住 所	職 業	兒 童 關 係
	豫 期 間	猶 事 由	年 月 日	年 月 日	入 學 シ タ ル 學 校 又 ハ 教 授 者 氏 名	就 學 シ タ ル 年 月 日							

- (一) 家庭又は其の他に於て、尋常小學校の教科を修むるものを監督すること。
- (二) 兒童を入學せしむべき期日を指定し、豫め保護者に通知すべきこと。

監督官廳の事務

二、府縣知事の事務

- 若し區内に尋常小學校二校以上あるときは、其の學校を指定すること。
  - (三) 入學せしむべき兒童の氏名並に入學期日を關係學校長に通知すること。
  - (四) 不就學又は缺席の兒童あるときは、其の保護者に對し、就學又は出席を督促し、二回以上督促するも尙應ぜざるものゝあるときは、其の旨を府縣知事に報告すること。
- 【參照】(則) 第八十條 第八十一條 第八十二條 第八十三條 第八十六條 第八十七條 第九十三條

第三章 小學校の教科

第一節 教科目

現行の規定では、尋常小學校の修業年限は六個年、高等小學校の修業年限は二個年又は三個年である。而して之が教科目の選擇は、國民教育上極めて重要な事項であるから、政府は教育學上の原理と、國運發展

教科目

獨逸小學校の教科目

1 基礎學校

宗教、郷

土及直觀

科、國語

書方、算

術、圖畫

唱歌、體

操、裁縫

(女)

2 國民學校

宗教、國

語、歴史

及公民、

地理、理

科、數學

圖畫、唱

歌、體操

工作、裁

縫(女)

佛國尋常小

學校の教科

目

道徳及公民

讀方、書方

歴史及地理

計算、算術

二、高等小學校

1. 必設教科目

修身・國語・算術・國史・地理・理科・圖畫・手工・唱歌・體操・實業(農

2. 加設教科目

外國語其他必要なる教科目

高等小學校に在つては實業は農業工業商業の一科目若くは數科目を加設せねばならぬ。又特別な事情の存する場合に之を隨意科目となし、之を學習せざる兒童に對しては他の普通の教科目を課することもある。又手工は實業に於て工業を學習する兒童には之を課さなくてもよいことになつて居るし、第三學年に於ては圖畫唱歌は隨意科目と爲すことが出来るのである。

外國語は英語を課することを得るのである。内外の交通頻繁なる港市、又は商工業の盛大なる都會に於ては、なるべく之を加設するがよい。而して以上の加設教科目は、皆之を隨意科目又は選擇科目として

選擇加設教科目

裁縫又ハ手

工、工作又

ハ料理

朝禮、算術

圖畫、國語

音樂、自然

科、習字、

體操及衛生

地理、歴史

及公民、科

學

裁縫又ハ手

工、工作又

ハ料理

兒童の學習を自由にすることも出来る。

(令) 第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身國語算術國史地理理科圖畫唱歌體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

(令) 第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身國語算術國史地理理科圖畫手工唱歌體操實業農業工業商業ノ一科目又ハ數科目トシ女兒ノ爲ニハ家事裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得第三學年ニ於ケル圖畫唱歌ニ付亦同シ

手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム

實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

教科目の加除

教科目の加除 前述の必設教科目以外の教科目を加除せんとするときは、管理者又は設立者に於て、監督官廳たる府縣知事の認可を受ける

ことを要する。

(令) 第二十三條 小學校ノ教科目ヲ加除セムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

其の他、必修を要する教科目と雖も、**兒童身體の情況**に依り、之が學習に困難なる場合には、該兒童に限り、全然之を課さないことも出来る。是れ兒童身體の情況に依り、一、二教科目の學習が困難なるの故を以て、全く義務教育を受けさせなかつたならば、該兒童の爲にも甚だ不幸となることであるからである。

【参照】(令) 第十九條 第廿條 第廿二條 第廿三條

### 第二節 教科の程度及教授時數

小學校の修業年限及教科目の選定に次いで、是等の教科目を各學年に配當して、其の程度を定め、且つ其の毎週教授時數を定むることは、教育の理論上及國民教育上甚だ緊要なことである。今之を理論的に考

教科程度及教授時數



計	手 工	裁 縫	體 操	唱 歌	圖 畫	理 科	授每 時週 數教	
							男	女
二二	工 簡易ナル細			四 音唱 平易ナル 單	體 簡單ナル 形			
二三	工 簡易ナル細			四 音唱 平易ナル 單	體 簡單ナル 形			
二五	工 簡易ナル細		三 遊 戲及 競技	一 音唱 平易ナル 單	體 簡單ナル 形			
女男 三三〇九	工 簡易ナル細	二 縫 方 裁	運 針法 及 衣類	三 遊 戲及 競技	一 音唱 平易ナル 單	體 簡單ナル 形	二	學 常 上 ノ 物 理 象 化 通 然
女男 三三〇九	工 簡易ナル細	三 縫 方 裁	通 常 ノ 衣 類	三 遊 戲及 競技	二 音唱 平易ナル 單	體 簡單ナル 形	女男 二	學 常 上 ノ 物 理 象 化 通 然
女男 三三〇九	工 簡易ナル細	三 縫 方 裁	通 常 ノ 衣 類	三 遊 戲及 競技	二 音唱 平易ナル 單	體 簡單ナル 形	女男 二	初 身 上 ノ 物 理 象 化 通 然

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得  
手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコトヲ得

(二) 高等小學校 (修業年限二個年)

第五號表

計	裁 縫	家 事	實 業	體 操	唱 歌	手 工	圖 畫	理 科	地 理	國 史	算 術	國 語	修 身	授每 時週 數教		
														男	女	
三二〇九	四		女男 二五	三	一	一	一	二	二	二	四	六	二	第一學年		
三二〇九	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	(農) 農業ノ大要 (工) 工業ノ大要 (商) 商業ノ大要	遊 戲及 競技	體 操	單 音 唱 歌 (簡易ナル複音唱歌)	簡 易 ナル 製 作、 製 圖、 手 藝	簡 易 ナル 形 體	植 物、 動 物、 礦 物 及 自 然 ノ 現 象、 通 常 ノ 物 理 化 學 上 ノ 現 象、 元 素 及 化 合 物、 簡 易 ナル 機 械 ノ 構 造、 衛 生 ノ 大 要	外 國 地 理 ノ 大 要	國 史 ノ 大 要	幾 何 圖 形	日 常 須 知 ノ 文 字 及 普 通 文 ノ 讀 ミ 方、 書 キ 方、 綴 リ 方	道 德 ノ 要 旨		
三二〇九	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	(農) 農業ノ大要 (工) 工業ノ大要 (商) 商業ノ大要	遊 戲及 競技	體 操	單 音 唱 歌 (簡易ナル複音唱歌)	簡 易 ナル 製 作、 製 圖、 手 藝	簡 易 ナル 幾 何 畫	自 然 ノ 現 象、 通 常 ノ 物 理 化 學 上 ノ 現 象、 元 素 及 化 合 物、 簡 易 ナル 機 械 ノ 構 造、 衛 生 ノ 大 要	地 理 ノ 補 習	前 學 年 ノ 續 キ	比 例、 步 合 算、 數 ノ 代 數 的 計 算、 幾 何 圖 形、 (日 用 簿 記)	日 常 須 知 ノ 文 字 及 普 通 文 ノ 讀 ミ 方、 書 キ 方、 綴 リ 方	道 德 ノ 要 旨	第二學年	

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得  
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ増加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス  
實習ニ關シテハ前項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

(三) 高等小學校 (修業年限三個年)

第六號表

教科目	學年	每週教授時數	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二	二	道德ノ要旨	道德ノ要旨	道德ノ要旨
國語	六	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	四	四	整數、小數、分數、數ノ代數的計算、幾何圖形、	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、	第一學年、第二學年ノ課程ノ補習 (日用簿記)
國史	二	二	國史ノ大要	前學年ノ續キ	國史ノ補習
地理	二	二	外國地理ノ大要	地理ノ補習	地理ノ補習
理科	二	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物ノ簡易ナル器械ノ構造ノ作用、人身生理衛生ノ大要	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物ノ簡易ナル器械ノ構造ノ作用、人身生理衛生ノ大要	理科ノ補習
圖畫	一	一	簡單ナル形體	簡單ナル形體 (簡易ナル幾何畫)	簡單ナル形體 (簡易ナル幾何畫)
手工	一	一	簡易ナル製作、製圖、手藝	簡易ナル製作、製圖、手藝	簡易ナル製作、製圖、手藝

教科目ノ加除

計	男三〇九	女三〇九	男三〇九	女三〇九	男三〇一	女三〇一
唱歌	一	一	一	一	一	一
體操	三	三	三	三	三	三
實業	女五	女五	女五	女五	女六	女六
家事	四	四	四	四	五	五
裁縫	四	四	四	四	五	五

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得  
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ増加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス  
實習ニ關シテハ前項規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

- (則) 第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ
- (則) 第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ

教科目加除の場合

前表の教授時數中、尋常小學校に於て手工を加へるときは、(又第一・二學年に圖畫を課する場合も同じ) 學校長に於て、他の教科目の教授時數を減じて之に充てねばならぬ。又高等小學校に於て實

業を随意科目となす場合に於ては之を學習せざる兒童に對しては、學  
校長は其の毎週教授時數を他の教科目に配當せねばならない。

教授時數の  
増減

教授時數の増減 別に土地の情況に依り、府縣知事の認可を受けると、  
尋常小學校に於ては**三十時以下十八時以上**、高等小學校に於ては**三十  
二時以下二十四時以上**の制限内で、所定の毎週教授時數を増減するこ  
とが出来、また二部教授の場合には、毎週教授時數を**十八時**まで（尋常小  
學校に於ける年少兒童には十二時まで、減ずることが出来る。佛獨二國で  
は我が國と同じく、法規を以て教科目及教授時數を規定して居るから、  
全國略々同様であるが、英米二國では各地方自治體の學務局が之を決定  
するので、各地各様である。所謂カリキュラム問題とはそれである。  
又、以上の規定に拘らず、夏季・冬季休業前後各二十日以内に於ては、學  
校長は毎日の**教授時數を減ずることが出来る**。是れ兒童の心身の發  
育を顧慮するの趣旨である。

Curriculum.

【參照】第十七條 第十八條 第十八條ノ二 第十九條 第二十條

第三節 教科用圖書

教科用圖書

小學校に於ける教授の效果は、教員の人格學力・技能の如何に依ること  
が最も多いことは勿論であるが、教科用書も亦頗る重要な關係を有  
つてゐるから、文明諸國に於ては、多く檢定制度を採用して、教科用書を  
決定して居る。我が國に於ては、明治三十七年以降、小學校教科用圖書  
採定の方法を改め、主として文部省に於て著作権を有するものを使用  
せしむることになつた。所謂**國定教科書制度**が是れである。但し、同  
一教科目に數種の著作があるときは、其の中に就き、府縣知事が適當と  
認めるものを採定して、之を管内に使用せしめるのである。

國定教科書

今現行制度に依り、小學校教科書を分けると次の如くなる。  
**(一) 文部省に於て著作権を有するものでなければ採定することの出  
來ないもの。**

修身、國語、國史、地理、算術、理科、家事、圖畫、

以上の教科目中、修身の用書は、國民道德涵養上最も重要なが故に、夙に帝國議會の建議もあつて、國定制度を取られたもので、國語、國史、地理の如きも、亦之と共に國定とせられたのである。

(二) 文部省の著作權を有するもの、又は文部大臣の檢定を経た圖書につき、府縣知事が採定すべきもの。

農業、工業、商業、外國語、體操、裁縫、手工、唱歌、

(三) 兒童用の教科書を全然採定することを得ざるもの。

體操、裁縫、手工、尋常第四學年以下の唱歌、

(四) 學校長に於て兒童に使用せしめざることを得るもの。

國語書き方手本、兒童用算術書、兒童用理科書、家事教科書、圖畫手本、小學地理附圖、

(五) 國定教科書中教師用書の刊行されて居るもの。

修身、國史、算術、理科、家事、裁縫、圖畫、

(令) 第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、國史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限り文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

(則) 第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、國史、地理、理科、家事、圖畫ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限り文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校第四學年以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得ス又國語書キ方、算術、理科、家事、圖畫ノ教科用圖書及小學地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得

【參照】(則) 第五十四條 第五十五條 第五十六條

第四節 教授の期間及休業日

學年 小學校に於ける學年は、文部大臣が之を定めるので、四月一日

學年學期



二重學年

に始まり、翌年三月三十一日に終るのを本則として居る。即ち會計年度と一致せしめたるものであるが、更に土地の情況に依り、九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る秋季始業の學年を置くことも出来るので、即ち**二重學年制**である。然しこの秋季學年は、實際には殆ど行はれて居ない。

**學期** 次に小學校に於ける學期は、府縣知事が地方の情況を斟酌して之を定めるのである。然し校務の整理や、兒童の成績考査の都合に依つて、夏季・冬季及學年末休業の期を以て限界とし、一學年を**三學期**に分けるのを通例とする。かくて一學年間に施行せんとする教育事業を各學期に配當し、更に、之を各月又は各週に配當して進行する時は、其の施設上に錯誤遺漏が少くて、豫定の行事を完全に遂行することが出来るのである。

(則) 第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

授業終始の時刻

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得  
小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

**授業終始の時刻** 毎日に於ける授業終始の時刻は、土地の情況及季節に依つて一様になし得ないから、之が制定を學校長の職權に委任してゐる。蓋し授業の開始が餘りに早きに過ぎると、兒童に遅刻するものが多く、且つ心意の活動が未だ十分にならない中に、授業を開始することになり、之に反して餘りに遅きに過ぎると、兒童の心身が漸く倦怠を生じた時に於て、授業を開始するといふ不利を來すのみならず、尙遠隔せる部落より通學する兒童の歸宅に不利を生ずるから、土地の情況・氣候の關係等を考察して之を定めるがよい。概して夏季には冬季よりも早く、又都會では稍早くてもよいが、通學區域の廣い村落では、朝は餘りに早くなく、午後も餘りに遅くならないのを可とする。

休業日

(則) 第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

休業日 小學校の休業日は次ぎの通りである。

一 祝日・大祭日(昭和二年勅令第二十五號に依つて定められたもの)

二 日曜日

三 夏季休業日

四 冬季休業日

五 學年末休業日

六 其の他府縣知事の定めたる休業日

以上の内、祝日・大祭日・日曜日は、全國一定であるが、夏季休業以下の休業日は、地方の情況を參酌して、府縣知事が之を定めるのである。即ち夏季・冬季には、酷暑・嚴寒の時期又は耕作・植付・養蠶期等、地方産業の最も繁忙なる期節等を休業日と定め、兒童の心身の發育に資し、又は家業の補助をなさしめ、實際的に生活教育をなさせることが出来る。而して、其の際學年に依り休業日を異にし、又はその休業日數を異にすることも出来る。又府縣知事は、學校創立紀念日・地方鎮守祭等を休業日と定

休業日數の制限

め、兒童に精神的感化を興へしむることも出来る。然れども小學校の休業日數は、日曜日を除き、毎年九十日を超えることを得ざる規定である。然し府縣知事は、事情に依り此の規定以外に、休業日數を増加することも出来る。又傳染病豫防の爲に必要あるとき、其の他非常災變のあるときも、監督官廳たる府縣知事は臨時に小學校の閉鎖を命ずることもあるべく、又管理者若くは設立者に於て之を閉鎖する等、臨機の處分を爲すことも出来る。

以上規定の休業日數を通算するときは、少くとも毎年、總計百二三十日に上るのが通常であるから、實際の授業日數は、二百三、四十日であつて、約四十週日しかないことになる。學年・學期の始終の日などにも、なるべく、全く授業を缺くことがないやうにし、又休業間の利用等も考へねばならぬ。即ち休業が長期に亙るとき、兒童を全く家庭の監督のみに委するときは、教育思想の乏しい家庭では、往々兒童を放任して、種

の悪習に染まらしめる虞れがある。それで時に學校に召集して心身の狀況に注意し、併せて兒童の復習質問に應じ、尙、日常の生活上、衛生上、學業上の必要な訓戒を與へるがよい。

〔令〕第二十七條 小學校ノ休業日ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス

但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得

傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ府縣知事ニ於テ臨時小

學校ノ閉鎖ヲ命スヘシ其ノ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リ

テハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ之ヲ閉鎖スルコトヲ得此ノ場合

ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

〔參照〕(則) 第二十七條

昭和二年三月勅令第二十五號

祝祭日

祝祭日 國家の祝日・大祭日は、國民が擧つて祝祭をなすべき日である。特に小學校に於ては、此の際壯嚴なる儀式を舉行し、適切なる訓話をなすときは、國民精神を涵養し、一致協力の信念を育成することが出來、教

育上の効果が頗る大である。紀元節・天長節・明治節及一月一日の祝賀式次第の主要なる規定は次の通りである。

- 一、職員及兒童君が代を合唱す。
- 二、職員及兒童は、兩陛下の御影に對し奉り、最敬禮を行ふ。
- 三、學校長は教育に關する勅語を奉讀す。
- 四、學校長は教育に關する勅語に基づき、聖旨の在るところを誨告す。
- 五、職員及兒童は其の祝日に相當する唱歌を合唱す。

御影を拜戴しない學校及府縣知事の認可を受けて復寫した御影若くは府縣知事の適當と認められた御影を奉藏せざる學校に於ては第二號の式を缺くのである。

〔參照〕(則) 第二十八條

第五節 教授の準備

教授の條件

教授細目 小學校に於ける教科課程・教科用圖書及教授の期間等は、概ね劃一的に制定せられたものであるから、實際上、學校經營の任に當るものは、土地の情況、兒童の發達、學級の編制等の諸種の事情を顧慮し、適

教授細目

切に其の學校及兒童の境遇に適應するやう、各科教材を選擇排列して、其の進行を適當ならしめ、其の効果を擧げなければならぬ。此の校定の教授豫定案を名づけて**教授細目**と云ふのである。實に教授細目は、實際の教育教授に對して、教員の有力なる指針となるもので、政府は之が制定を小學校長の職權に委任してゐる。蓋し、小學校長は一校教育の中心たるは勿論、兼ねて地方教化の首腦であるからである。然しながら、實際に於ては校長一人で、全教科の教授細目を編制することは、殆ど不可能のことであるから、校長は先づ其の教育主義に基づいて綱領を定め、各教員をして、之に基づいて各科を分擔して研究立案せしめ、然る後、校長が之を裁定すべきである。教授細目編制に關する主要なる原則を擧ぐれば、大體次ぎの通りである。

教授細目編制の原則

(一) 各教科目の教材を各題目につきて研究し、土地の情況、學級の編制、兒童の事情等に應じて、之を教授するに要する時間を調査し、而して後、一學年の週數又は學期中の某期間に

區分して排列するべきある。かゝる細目は、即ち教材本位の細目である。之に反して、單に學年又は學期間の週數を案じて、器械的に教材の題目を均分排列したるものは、週本位の細目であつて、實際教授の指針とするに足らない。

(二) 各教材の取扱上、必ず敷衍し教授するを要する教材、解説補充教材又は訂正資料、參考資料等は適當に之を記入し置くがよい。

(三) 各教材の排列は季節に適應せしむることを要する。

(四) 一教科目内に於ける縦の聯絡統合と、他の教科目との横の聯絡統一を保つことに注意を要する。

(五) 教授の前に準備すべき事項、教具等を記入して置くがよい。

(六) 兒童の發達に應じて、偶發事項を應用し、又は反覆練習をなすべき適當なる時間の餘裕を設ける必要がある。

(七) 記載事項の粗密繁簡の度は、宜しきに適ふ様にせねばならぬ。

(八) 時々修正を施し、時勢の進歩と學校の事情とに適合せしむる必要がある。

(則) 第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

日課表

日課表 教科課程表に定められた毎週教授時數に應じ、各教科目の教

日課表編制の要件

授を適當の日に配當したものを日課表又は教授時間割と云ふ。日課表の編制も、教授の進行、校務の整理、兒童學習の上から考察して、最も重要な經營事務の一である。近時實驗教育學及心理學、衛生學の進歩に伴ひ、兒童の心力經濟と、身體の養護とに基づいて、日課表編制上の原理が盛に論究せられて來た。日課表を編制するには、

1. 一日中に於ける兒童心力活動の旺盛なる時

2. 一週中に於ける兒童心力活動の旺盛なる時

3. 各教科目學習上の難易の度

の三標準に基づき、精確なる研究を経なければならぬ。

(1) 一日中に於ける兒童心力の活動は、一般に午前が旺盛である。然し午前の第一時にありては、兒童注意の緊張が未だ不十分であると云はれてゐる。又、午後の時間に於ても、心力の活動が午前に比して劣らない時間があるとも云はれて居つて、之れについては未だ明確な研究の發表はない。

(2) 一週中、心力活動の旺盛なる日に就いては、諸種の研究があるけれども、概して月曜火曜

日課表編制の原則

の如き週初が旺盛で、週末に近づくに従ひ、疲労が漸く加はるものである。  
(3) 各教科目の學習上の難易に就いては、諸家の研究が未だ歸一するに至らないけれども、概して數學の如きは、心力を疲労せしむることが大であつて、體操の如きも亦、心身を勞せしむることが少なくないやうである。近時體操科は午前の終り又は午後の終りの時間に配當すべしといふ説が多い。

日課表編制の原則 日課表編制の主要なる原則を挙げれば、左の通りである。

(一) 各教科目の毎週教授時數を考へ、其の多少に依り、適當なる間隔を定めて、之を週日中に排列すべきである。

(二) 各教科目の性質、學習の難易を調査し、**思想的教科**は之を第二時に配當し、**情操的教科**は之を第一時又は第二時に、**技能的教科**は之を午後に配當するがよい。

(三) 兒童の**心身疲労の轉換**に注意し、各教材の性質に依つて、疲労多きものと、少きものとを交互に排列すべきである。

(四) 毎週教授の時數と同數とは、概して一致するを常例とするけれども、教科目の性質と兒童の發達とに應じて、適宜之を異にし、一時限内に二教科目を配當し、三十分授業をなすのが適當である。即ち初學年に於ける修身體操・唱歌の如くである。又高學年の手工圖畫の如きは、時々二時間繼續して教授するを可とする。

其の他、授業終始の時刻、休憩時間の如きも、日課表編制に關係するところが多く、更に特別教室及體操場使用の關係、教員の關係等をも參考する必要があるから、學級數が多いのと、教室設備の不十分なることに從ひ、之が編制は益、困難に陥るを免れないが、なるべく、以上列舉した教授上、衛生上、管理上の諸原則に注意して之を定め、且つ、一旦之を確定した後は、屢之を變更しないのが得策である。

近時、教育方法の革新に伴ひ、教授は主として兒童の熱烈なる興味と適切な機會に依つて行はるべきものであつて、豫め器械的に制定した

時間割不要論

時間割に依るべきでないとして、**時間割不要論**をなすものもある。勿論**合科教授**の場合に於ては、郷土の某地域又は教材の或種類の如き大體の豫定をなすのみで、敢へて毎時間教科教材の種類を變更するが如き必要はないけれども、通常の教授に於ては、時間割を編制することは、兒童及教員をして、豫め當日必要な材料に就き研究調査をなし、併せて又、種々の準備をなす餘裕あらしめ、又心力活動の轉換をなさしめ、尙校長をして全校教員兒童の活動を知り、之が統制をなすを得しめるが如き利益があるから、決して之を廢棄すべきでない。

**教授案** 各教材の單元を、適當の時間に配當して、之が教授の要旨・要項・教授資料・順序・方法を考察し記述したものを**教授案**又は**指導案**と云ふ。通常略して之を教案と稱する。常に確實なる教授の効果を擧げんとするには、豫め教材を研究し、教授の方法を考案して、教案を調製することが必要である。故に各小學校に於ては、校長は先づ、教授上の主

教授案

義綱領を定め、各教員をして教授細目に據り、それと、地方の事情と學級の個性とに適應した教授案を作成せしめ、適切有效な教授をなさしめなければならぬ。

【参照】(教育學) 教授論 教式論

第六節 學業成績の考查及修業卒業の認定

成績の考查

學業成績の考查 小學校に於て、兒童の學業其の他の成績を考查する旨趣は、

- (一) 教員が、兒童の心的能力及學業習熟の程度如何を審かにして、更に自己の教授上の参考に資する。
- (二) 兒童をして自己の學業の進歩を自覺せしめ、益々發奮努力せしめる。
- (三) 兒童の修業卒業を認定する爲め、教員は學校長に對して、其の認定の資料を提供する。

の三項に在る。然るに明治三十三年小學校令施行規則に於て、從來の

成績考查の旨趣

成績考查法

試験を廢し、平素の成績を考查して、修業又は卒業を認定することに定められた。これ蓋し、從來の如く、學年末又は學期末に於てのみ特に嚴格な試験を施すときは、兒童の過勞を來し、却つて平素の學業を輕んぜしむる弊風を馴致するからである。然しながら、それは決して課題的の成績考查法、即ち廣義の試験を悉く禁止せられたものではないから、教師は時々課題的考查法を用ひて、教授の効果と兒童能力の發展を檢討し、併せて其の自覺を促して、發奮努力せしむる必要がある。

平素の成績考查法 平素に於ける學業の成績を考查するには、

- (一) 教授の際に於ける理解及應答の状態
  - (二) 課題の解答及應用研究の實力
  - (三) 雜記帳に記述したる成績
  - (四) 技能科の成績品等の良否及進歩の度
- 等に依つて、理解と記憶と應用力及表現と技能習熟の程度とを判定す

べきである。而して平素に於ける成績に依つて、學期成績を定め、又、最後の學期成績に基づいて學年末成績を評定すべきである。

學業成績の記述法には、評語法と點數法とが最も多く行はれて居る。前者は不精密に失し、後者は精細に傾き、共に缺點がある。然しながら又、兩者共に長所を有するから、通常の考査には點數法を用ひ、之が發表には評語法を採用するものが多い。

學業の外、尙操行も兒童平素の言行に依つて、其の心性、行狀を比較考査し、身體の狀況と共に、學年毎に學籍簿に記入すべきである。

（則）第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了者ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ

卒業及修業の認定

修業卒業の認定 修業年限の終に於て、小學校の全教科を修了すと認められた者に對しては、學校長は卒業證書を授與しなければならぬ。是れ即ち法令の規定に依つて、將來一個の日本國民たり得べき資格を證明

するものであり、保護者は又、之に依つて法規に對する自家の義務を完了するのであるから重要な事項である。又、學年末に於て、各學年の課程を修了すと認められた兒童には、學校長は修業證書若しくは學習證書を授與することが出来る。通常、前者は、單式編制の學級に於て、完全に各學年の課程を修了したものに授與し、後者は、數學年の兒童を一學級に編制して教授した場合に於て、一學年間學習したる者に授與するもので、共に卒業に至る段階である。

（則）第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ  
學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セン者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

#### 第四章 小學校の編制

##### 第一節 學級の意義及編制の要件



學級の意義

**學級の意義** 學級は元と一齊教授を行ふ便宜上から考案された學校組織上の機構であるが、現時の學校教育を組織する基本であつて、實に今日の學校生徒は、皆この學級と云ふ小なる**共同社會**の中に於て教育せられるのである。それで、學級は現時行はれて居る**學校教育上の單位**と稱すべく、學級成績の擧がると擧がらざるとは、直ちに學校教育の效果に關係するものである。近時、**個性教育**を唱ふる結果、一齊教授を否とし、學級を解體すべしと説くものもある。かの英・米兩國に行はれるドルトン・プランや、米國に在るウイネツカプランの如きは、かゝる傾向を有する個別教育の試案である。固より個別教育の必要は、之を認めなければならぬけれども、我が國の學校教育は個人主義の教育でなくして、各人を共同團體の中に生活せしめて、社會的、性格を教養するを以て中心的任務とするので、單に各科成績の向上のみを目的とするものではないから、決して學級教授を廢棄すべきではないのである。

Dalton Plan.  
Winetka Plan.

全國小學校の學級數

1 尋常科及補習科 一九〇、九三  
2 高等科補習科 三、二六  
學級計 三三、一〇一

財政上の關係

現時の所謂學級とは、一人の本科正教員が、一教室内に於て、同時に教授すべき**兒童の一團**を云ふのである。そしてその團體は、單に一時的でなくして若干年月の繼續を意味して居る。従つて過去に用ひられた等級や、又現行の學年の意義とは關係なく、或は一學級にして、一個の學年より成る場合もあれば、或は二個乃至六個學年より成つて、發達程度の甚しく相違せる兒童を包括する場合もある。

**學級編制上の要件** 小學校内に於ける學級編制法の如何は、教育行政上重要なことであるから、新に學級を編制し、又は其の編制を變更したときは、遲滞なく管理者又は設立者から、之を府縣知事に届け出でねばならぬ規定である。今學級編制上留意すべき最も重要な事項を擧げると、**1. 財政上の關係**、**2. 教育上の顧慮の二要件**である。

抑、學級數の多少は、教室其の他の設備及教員の配置等に關係を有し、従つて學校經費上に影響するところが少くない。故に新に學級を編

制する際には、學校長は能く管理者と熟議を遂げ、先づ其の經費の支出如何に就いて、市町村の同意を得、然る後に之を實行せねばならぬ。次に又學級の編制方法には、それぞれ教育上重大な利害が伴ふから、大にその得失を考慮しなければならぬ。左に其の最も重要なものを列擧して説明しよう。

一學校の學級數

一、一學校の學級數 一學校内に於ける學級數が、餘り多いときには、學校長の感化が普ねく校内に及ぶことが出来なくて、全校の統一が困難に陥り、教育の効果が減殺される虞がある。それで、現行制度に於ては**二十四學級**を最多限とし、特別の事情があつて、此の制限を越ゆるときは、府縣知事の認可を受くべき規定である。但し別に分教場を設けるときは、そこに**六學級**までを置くことが出来る。然し現今、尙三十學級以上數十學級を有する小學校が存在するけれども、それは決して教育上好ましきことではない。只地方財政の關係上、容易に之が減少を許さ

ないから、暫らく從來の慣例を許容してゐるのである。

(則) 第二十九條 小學校ノ學級ハ二十四學級以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得  
特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得

一學級の兒童數

二、一學級の兒童數 同一學級内に於ても、其の兒童數が少いときには、教師の力が能く兒童各個に徹底するから、教育の効果を大ならしむることが出来るけれども、之に反して兒童數が多きに過ぎるときには、教師の力が各個に徹底しない。近時、個性教育主義が唱道せられるに従ひ、一學級内の兒童數をなるべく減少せんとする傾向が益々盛になつて、其の定員を**二十四五人乃至三十人**以内にせよと説く學者がある。それで獨米の都市では、既に之を三十數人位に限定して居るところが少く

全國小學校  
一學級兒童  
數平均 四・四  
同尋常小學  
校一學級兒  
童數平均 五・四  
(參考)  
中學校及高  
等女學校一  
學級の生徒  
數制限 五・以內

ない。然しながら我が國の現状に於ては、財政上、到底かゝる編制をなすことを許さないから、已むを得ず、尋常小學校では七十人、高等小學校では六十人を以て一學級の最大限度とし、尙特別の事情あるときは、各十人までを増すことを得ると規定してゐる。然し尋常小學校に於ては、教員の教育力が、直接に兒童各個の上に及ぶことを要するのであるから、一人の教員で八十人の兒童を取扱ふと云ふ如きは、決して適當なことではない。故に出來得るならば、其の最大限を五十人前後に制限すべきである。特に單級尋常小學校や、複式學級に於て、兒童數六十人を超えるが如き場合は、其の教授の困難は一層甚しいものとなる。

(則) 第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス  
特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコトヲ得

第二節 學級編制の種別

小學校の學級編制法には、全校兒童を一學級に編制する單級小學校

性別的編制法

分離主義  
共學主義

と二學級以上に編制する多級小學校との別がある。而して又、この多級小學校に、單式編制法即ち即ち年齢及知能の發達が同一程度に在る同一學年の兒童を一團として學級を編制するものと、複式編制法即ち發達程度の異つた異學年兒童を併合して學級を組織するものがあるが、前者は後者よりも教育上の利便が多く、従つて一般に採用される編制法たることは勿論である。次に二部教授制は、全校又は一部の兒童を前後二部に分かつて教授するやう編制するもので、勿論變則的編制法である。其の他、尙性別編制法、知能別編制法がある。

性別編制 兒童は男女の性別に従ひ、之を分離して編制し、教育すべきか、或は又、之を共同に教育すべきかに就ては、分離主義・共學主義の主張があつて、其の見解が各異つて居る。諸外國に於ても、獨逸は多く分離教育に依り、英佛も亦之に類するものが多いけれども、米國に於ては、大學に至るまで、殆んど、共學主義に依つて居るといふやうに、各國の制度

も區々である。然しながら、本來男女は心身上自然の相違を有し、其の發育の状態も又同一ではないばかりでなく、將來に於ける生活・職業に至るまで、各異なるところが多いのであるから、幼少の場合には兎に角、年齢が稍長ずるに至れば、其の學級を區別して教育し、各、其の特色を發揮せしめるのが最も適當である。

現行の規定に依れば、尋常小學校に於ける第三學年以上は、同一學年の女兒の數が一學級を編制するに足るとき、又高等小學校若くはその分教場に於て、全校の女兒の數が一學級を編制するに足るときは、男女に依つて學級を分つべきである。然しながら心身性別上の相違が、未だ甚だしからざる幼年時代には、強ひて之を分離する必要はないのである。一町村内に二個以上の小學校を設立する場合に於て、之を男女別の數學校とするか、又は男女兒共に之を收容する數學校とすべきかは問題であるが、概して小學校時代から、全然學校を異にするのは、不自

然に過ぎるので、我が國では多く行はれない。特別の事情ある場合には、尋常小學校に於て同一學年女兒の數が一學級を編制するに足る場合、高等小學校に於て、全校女兒の數が一學級を編制するに足る場合でも、尙男女に依つて學級を別たないでもよいことになつてゐる。

【参照】

(則) 第三十一條

尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ

第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ

男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ

特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

知能別編制法

知能別編制 同一學年の兒童を數學級に編制するとき、其の知能の程度に依り、同質群の學級を編制すべきか、又は從來の如き異質群の學級編制をなすべきかも、又重大な問題である。即ち規模大なる學校では、知能検査の上、同質兒童に依つて、それと、優良、普通、劣等の學級を編制

Mannheim.

知能別編制  
の利害

し、適當な教師を配置して之を指導せしめるときは、大に學業の能率を擧げしめ得べきである。この編制法は米國に於て多く主張せられるが、獨逸のマンハイム式編制も、略、同一根據に立つものである。然しながら、本來各人の人格は知能のみで之を判定すべきではないのに、二、三の學業成績のみに依つて、幼時から劣等な人格の如き刻印を與へ、兒童及其の父母を失望せしめるのは、甚だ好ましくないし、又知能検査の技術も、果して信賴するに足るべきか否かは疑問であると云はねばならない。それで、大都市に於て、知能優劣の差等が特に甚だしい場合に於ては、若干の學校の中に、特に秀才學級又は劣等兒學級を編制して研究的に教育することも良法であらう。

複式編制

**複式編制** 各學年の兒童數寡少なときには、學級を複式に編制する必要が起る。此の場合に於ては、なるべく兒童の知能や年齢の相接近したものを合せて學級を編制するのを原則とする。例へば第一、第二學

年とか、又は第五、第六學年とかを以て各、一學級を編制する類である。然しながら教室の設備、兒童數の多寡等に依り、此の如く編制することが、出來ぬときは、高學年と最低學年、例へば第六學年と第一學年とを合併するが如きも亦一の方法である。

【参照】(則) 第二十一條

單級小學校  
の組別

**單級式編制** 單級小學校は、學力や年齢の相違の甚だしい全校兒童を、一學級に編制するもので、教授上の損失は多いやうであるが、長幼常に一教室内で學習し、然かも自治的に行動せしめられるので、訓育上の利益が多く、且つ教授上に於ても、復習、練習の機會が多いから、少量の教材でも、比較的に確實な知能を收得せしめ得る利益がある。單級編制に於ては、教授上の利便を圖るが爲に、其の學力に依つて、教授中兒童の組別をする必要がある。此の組別は、教科目に依つて、一樣に之を定めることは出來ないが、尋常小學校では第一、第二學年と、第三、第四學年と、第

五、第六學年との三組、又は、第一學年と第二學年とを更に二組に分けて四組に分つを普通とし、高等小學校に於ては、全く組別をしないか、又は第一學年を乙とし、第二學年(第三學年)を甲として、二組とするのが普通である。

二部教授制

二部教授制 二部教授とは、全校若くは其の一部の児童を前後二部に分ちて教授する編制を云ふのである。地方財政の都合上、十分なる教室の設備をすることが困難で、児童を同時に同一校舎内に收容することの出来ない期間、又は、學級數に應ずるだけの多數の正教員を備聘することの困難なる場合、又は、財政の情況は良好であつても、正教員の供給が不足で、適當な人物を得難い場合、若くは地方産業上の關係、又は地理的事情より通學に困難を生ずる等、児童就學上特に必要と認められた場合に於て、尋常小學校に限り實施し得るものである。

二部教授の編制

二部教授の編制をするには、先づ二學級を組合はせて前部と後部と

を組織するを要する。即ち前後の二學級を一人の本科正教員が擔任すべきもので、即ち正則の二部教授制である。而して之が組合はせ法には、學年別成績別、地方別男女別等の諸種の方法があるが、通常の場合に於ては、學年別編制法を採用し、第一學年中の甲學級と乙學級、又は第一學年と第二學年との如き、相接近した學級を以て、前後部を組織するのが通例である。

變則二部教授

又教室に餘裕のある學校では、前後部の児童を全日昇校せしめて置いて、互に教授を施す隔時制全日二部教授ともいふもの、或は又この二部教授制を單級小學校の年少部にのみ用ひて、年長部には定時の教授をなし、年少部は前後部を組合はせて交互に昇校せしむるが如き變則的の二部教授制を採るのもよい。

二部教授に於ては、一人の教員を以て前後二部の教授を擔任するのが常則であるから、毎週教授の時數を十八時以上に定め、特に尋常小學校の年少部に限つて、毎週十二時を最少限と規定せられてある。然し前後部交代の中間に於て、兩部交錯の教授時間を作つて、合同教授を施し、又は一部に自習を課することが出来る。其の他の二部教授に於ては、前後部交代の期間に關し、毎日交代制、毎週交代制がある。

單級小學校  
と二部教授  
制の利害

單級小學校と二部教授との長短に就いては、獨逸諸國の教育社會には尙議論が多く、或は單級教授の效果の少いのを唱へて、之を排斥するものがあり、或は二部教授を排して、單級教授を賛するものがあり、是等諸國の政府に於ても、或は其の一方を許して、他を禁ずるものもあつて、未だ諸説の一致を見るに至らない。

獨逸及米國等には、人口が極めて稀少な農山村が多いから、單級小學校又は一人教師の學校が多いけれども、我が國では人口稠密なので、單級小學校の數は甚だ少い。又二部教授も、之を實施して以來、年月を経ることが少いので、その研究は未だ不十分である。概して校舎新築の際の如き特別な場合に限り、臨時に採用すべきである。

【参照】(則) 第三十四條 第十七條ノ二 第十九條

三學級二教  
員制

三學級二教員制 この編制にも種々の方法があるが、高學年又は中學年の一學級を一人の正教員が擔當し、他の第一學年又は第二學年の如

合併教授

き、低學年兒童の二學級を組合せ、之を前後二部制として、他の一人の正教員が擔當する組織の如きは其の一例である。この編制法は最も新しく採用せられたもので、其の研究も未だ甚だ不十分である。

【参照】(則) 第三十五條

學級の合同 又學級學年の異同に拘らず、修身・體操・唱歌の如き教科目に於ては、數學級を合同して、之を教授することが出来る。此の方法は、學校訓育の統一、又は兒童の成績を向上せしめる上に於て、極めて良好なことがある。教員の關係上、又は男女兒童の共同教育上、大に利益のある場合もある。其の他裁縫・手工・實業の如きも、兒童數七十人の制限を超えない場合に於ては、又、此の方法を採用し得るのである。

【参照】(則) 第三十三條

### 第三節 教員の配置

#### 教員の配置

現行規定に依れば、尋常小學校に於ては、二部編制の場合

教員の配置

の外は、一學級毎に、本科正教員一人を配置するを以て本則とし、土地の情況に依り、若し、之に依り難いときは、二學級毎に本科正教員一人及准教員一人、又は、三學級毎に本科正教員二人を置くことが出来る。高等小學校に於ては、其の學校の學級數に等しい員數の本科正教員を置いて學級を擔任せしめる外、必要なる員數の本科正教員又は專科正教員を増置して教科目の擔任を爲さしむべきことになつて居る。且つこれ等の場合には、外に補助として准教員を置くことが出来る。勿論准教員は未だ獨立して一學級の教育を擔任する資格がないのであるから、此の場合に於ては、學校長は、自から之を指揮するか、若くは他の正教員をして指揮せしめて、其の指導の下に教授をなさしむべきである。

(則) 第三十五條 尋常小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

高等小學校ニ於テハ其ノ學級數ニ等シキ員數ノ本科正教員ヲ置クノ外教科目教授時數兒童數等ニ應シ必要ナル員數ノ本科正教員ヲ置クヘシ  
土地ノ情況ニ依リ尋常小學校ニ在リテハ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一

學校長

人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得  
必要アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ルノ外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得  
前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

學校長 市町村立小學校に於ては、凡ての校務を統理せしむるが爲に學校長を置かねばならぬ。而して、學校長は、其の學校の本科正教員をして之を兼ねしめる規定であるから、學校長としての事務を執ると共に、又一學級を擔任せねばならぬ。然しながら、學級數多きに従ひ、全校の統一、教員の指導等に力を盡す必要があり、又内外諸般の校務が多端で、専心に學級教育に従ふことが出来ないことが多いから、六學級以上の小學校に於ては、制規の定員の外に、尙正教員又は准教員一人を置いて、學校長の擔任する教授を補助せしむることが出来る。尙尋常小學校でも必要に應じ、本科正教員の配置以外、適宜專科正教員を置くこと

補助教員



を得るのである。

教員の擔任

【參照】(令) 第四十三條 (則) 第三十六條 第三十七條  
教員の擔任制 教員が教授を擔任する方式には、學級擔任法と、教科擔任法との二法がある。

學級擔任法

1. 學級擔任法 同一教員が、或學級の全教科目少くとも多數の主要教科目を擔任する方法である。この方法は各教科目相互の連絡を圖り、教授上の統一を圖り得る利益があるのみならず、教員は、兒童各個の個性に通じて其の生活を指導することが出来るので、訓育上の利益は特に多大である。

教科擔任法

2. 教科擔任法 一人の教員が、數個の學級に亘り、一科又は數科の教科目を擔任する方法である。此の方法は、教員の研究に利便を與へ、且つ各自の長所とする教科目を受持たしめることが出来るから、該教科目の縦の連絡を適當ならしめ、學業の成績の上進を助長する等教授

法 固定的擔任  
持上がり法

上の利益がある。然しながら、元來小學校の教育は、教授上の成績と訓育の効果と、兩々相待つて、兒童の生活を指導し、善良なる國民を養成することを以て任務とするものであるから、單に教授上の能率のみを考慮すべきでない。それで、學級擔任法を採用するのを適當とする。されど某教科目に關して、特殊の嗜好長所を有する教員がある場合に於ては、教科擔任法を加味すべきである。この場合には、學級擔任教員をして修身・國語・國史・地理の如き主要教科目を受持たしめ、別に教科擔任の教員をして、實業若くは唱歌・圖畫・體操の如き技能科又は理科・算術を受持たしむべきである。概して尋常小學校の高等學年又は高等小學校に於て、これ等の教科に優良教員又は專科教員を有する場合には、この方式を用ひるがよい。

又學級擔任法に就いても、教員が毎年某學年のみを受持つ**固定的擔任法**と、其の學年兒童の進級に伴つて進む**持ち上り法**との二法があ

る。前者は教員をして、某學年の教授訓育に精通せしむる利益があるが、動もすれば、他の學年の教育を忽かせにし、研究心を鈍からしめる虞がある。後者は其の受持兒童の觀念界と個性とに通ぜしめ、其の家庭とも親密となり、教授訓育の効果を大ならしむる利益がある。けれども教員其の人を得ない場合には、兒童に不利な影響を與へることが少くない。概して、教員の性格學力に特殊の缺陷なき場合には、**低學年**に於て、二、三年間、持上がり法を採用し、兒童の進級に伴つて進ましめ、二、三年間毎に擔任教員を交代せしめるのが適當な擔任法と云ふべきである。

補習科の旨趣

第五章 補習教育

第一節 補習教育の目的及種類

補習科の旨趣

兒童が小學校卒業後に於て、其の生活を指導すること

なく、直ちに統制のない社會の中に、自由に生活せしめるときは、在學中に學習した智識技能を忘却するのみでなく、或は徳性も傷けられ、惡風に感染して、遂に諸種の罪惡を犯すに至るものも尠くない。故に其の卒業後に於ても、尙一定の期間之を教育し、其の徳性及智能の補充増進を圖り、併せて、實際生活に入る準備をなさしめることは、極めて必要なことである。

**補習教育制度**は、即ち之が爲に起つたもので、歐米諸國中、獨逸の如きは、最も早く力を此の教育に盡し、夙に法規を設けて、出席を強制したので、社會風紀の革新の上にも、實業の、進歩の上にも大なる効果を現はしたのである。近時、**埃太利**、**ハンガリー**、**波蘭**も、之に倣ひ、**英國**も亦大に補習教育を奨励するに至つた。我が國では、未だこの補習教育を強制するに至らないが、**市町村**又は設立者に於て、**府縣知事**の認可を受けるときは、**小學校**に補習科を附設することを得るやうになつてゐる。

種類

種類 補習科を分けて、尋常小學校補習科と高等小學校補習科の二種とする。即ち、尋常小學校の補習科は、尋常小學校の卒業生又は之と同等以上の學力を有する者に、尋常小學校の教科目を補習せしむるを目的とし、高等小學校の補習科は、高等小學校の卒業生、又は之と同等以上の學力を有する者に、高等小學校の教科目を補習せしむるを以て目的としてゐる。

第二節 補習科の教科及教育

修業年限

修業年限及教科目

補習科の修業年限は、二年以下とし、其の年限及教科目、教授日數、教授時間、毎週教授時數、教授季節等は、管理者又は設立者に於て、なるべく家庭及兒童の便宜を考へ、土地の情況に適するやうに之を定め、府縣知事の認可を受け、又教科用圖書は、學校長が之を定め、府縣知事の認可を受けて之を定むべく、その他、教室は、校舍以外の便宜の屋舎に移すことも出来、一般に法令上の規定は頗る寛大である。即ち、

教科用圖書

教授季節及日時

なるべく地方に便宜を與へて、之が設置を普ねからしめんが爲である。特に補習科の規定が、小學校の正教科と著しく相違する所は、其の教授を一定の季節即ち農閑又は長夜の時期等を利用して爲し得る様に、地方の自由に委かせられたこと、其の教授日時を、随意に休業日等に選定し、又便宜、夜間教授等となし、毎週教授時數等も、便宜之を定め得る等、大なる自由を許容されてゐることである。但し、補習科は、小學校に於ける教授の補習をなすと共に、實際生活に入る準備をなすのが主眼であるから、徒らに小學校以外の教科目を加へたり、又は濫りに其の教授程度を高尙にして、中等教育を模するやうにするが如きは、補習教育本来の精神を没却するものと云ふべきである。されば、小學校の正教科目の外、農村では適宜農業事項を、海濱に在ては、水産事項を加へ、その他、女兒に對しては、裁縫、家事又は養蠶等を加へ、特に其の取扱を實際的ならしむることに努めねばならぬ。

教科目

編制

高等小學校補習科の児童は、年齢が漸く長ずるので、正教科の教授時間内に教授する場合の外は、男女を區別して、各其の生活に適切な教育を施すべきである。

補習科の教授は、小學校の正教科を教授する教員、又は、代用教員に於て擔任すべきものである。然るときは、小學校時代の教育と前後相統一することを得て、教育上の利便が甚だ多い。然し補習科の教授時間を、正教科の時間内に定めたときは、當然別に之を擔任すべき専任教員を採用すべき規定である。

【參照】(令) 第二十一條 第二十三條 (則) 第一章教科及編制中の第四節各條

小學校の職員

### 第六章 小學校の職員

#### 第一節 職員の種類及名稱

小學校の職員を大別すれば、校長、教員、代用教員の三種となる。

小學校長

校長 其の學校の本科正教員の兼務すべきもので、全般の校務を整理し、職員を統督し、全校教育の責任を負ふべきものである。

(令) 第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

小學校教員

教員 小學校教員免許狀を有するもので、其の資格の上から、之を正教員及准教員の二種に分ける。

1. 正教員 兒童の教育を擔任し、單獨に小學校の全教科目を教授し得るものを本科正教員と云ひ、唱歌、體操、裁縫、農業、工業、商業、手工、家事、外國語の一科目若くは數科目に限りて教授し得るものを専科正教員と云ふのである。本科正教員の中には、又尋常小學校の全教科目に限つて教授することの出来る尋常小學校本科正教員と、尋常小學校及高等小學校の全教科目を教授し得る、小學校本科正教員とがある。職務上に於ては共に之を訓導と稱する。蓋し教導訓練の方面に重きを置いたものであつて、教諭又は教授の名稱よりも、其の任務が一

代用教員

層重いことを示して居る。

2. 准教員 本科正教員を補助する資格を有するものであつて、尋常小學校准教員及小學校准教員の二種がある。職務の上からは共に之を准訓導と稱へる。

代用教員 小學校教員免許狀を有してゐない者を、特に准教員に代用するものである。

【參照】(令) 第三十九條 第四十二條 市町村立小學校長及教員ノ名稱待遇明治二十四  
年勅令第二百十八號

第二節 服務及び職務

服務及び職務

小學校を組織する要素は、校舎・児童及教員の三者であるが、就中最も重要なものは教員である。若し教員にして、常に自己の品性及學術を修養し、誠實に其の職務を遂行するならば、學校教育が良好の成績を齎らすべきことは必然である。教員たるもの、責任は、實に重大なりと

小學校教員の服務

云はねばならぬ。今小學校長及教員が、其の職務上の關係より、必ず遵奉しなければならぬ義務、即ち**服務規律**と、職務上必ず爲すべき事務、即ち**職務**とに就いて、其の大要を説明しよう。

**服務** 小學校長及教員は、一般官吏の服務規律の精神を遵奉すべきは勿論であるが、特に注意すべき一二の事項は、小學校令施行規則中にも定められて居る。今之を分てば精神に關するもの、住居に關するもの及營利に關するもの、三つとする。

1. 精神 小學校長及教員は、國民教育の重任を双肩に擔うて居るものであるから、常に教育に關する勅語及教育者に賜はりたる勅語の旨趣を奉體し、法律命令の規定及精神に従ひ、誠實に其の職務に服さねばならない。

2. 住居 小學校長及教員が誠實に職務を執行するには、其の奉職する地方の事情に通じて居なくてはならないから、監督官廳の許可を受

けた場合の外は、常に當該學校所在の市町村市町村學校組合、町村學校組合の地域内に住居する義務を有し、又相當手續を経ずして、擅に其の職務を離れ、勤務を缺き、若くは、職務上住居すべき地を離れて、他に旅行するが如きことは出來ないことは當然である。

3. 營業 小學校長及教員は、府縣知事の認可を受けた上でなければ、營利を目的とする業務を営み、又は營利を目的とする會社の業務執行社員、取締役、監査役となり、或は給料を受けて他の事務を行ふことを得ざるものである。蓋し是等の營利的事業に従事するに至れば、自づから斯道の爲に誠實に其の力を盡すことが出來ないからである。

(則) 第三十七條 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村市町村學校組合、町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ學校長ニ在リテハ府縣知事其ノ他ノ者ニ在リテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス  
小學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ル、コトヲ得ス

學校長の職務

職務

(則) 第三十八條 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス  
學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

1. 學校長の職務 小學校長は、本科正教員として兒童の教育を擔任し、其の事務を掌る外、一校の統理者として、校務の全體を整理し、所屬職員を統督するの權能を有し、併せて又其の職務上地方教化の首腦たるべきもので、其の任務は頗る重大である。

(則) 第三十四條 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

小學校長の執るべき主要なる校務を擧ぐれば、凡そ次の如きものである。

A 校務の整理

(一) 法令に規定したる事項

(1) 就學事務 就學の章に詳述してあるが、其の主要なるものは左の通りである。

1. 學籍簿の調製整理
2. 出席簿の調整整理
3. 缺席兒童の督促及報告
4. 不就學兒童の報告
5. 卒業兒童の報告
6. 性行不良兒童又は傳染病傳播の虞ある兒童の出席停止

(2) 教科に關する事務 教科の章に詳述してあるが、其の主要なるものは左の通りである。

1. 教授細目の編制及整理
2. 修業卒業證書の授與
3. 法規の範圍内に於ける教授時數の増減
4. 某教科書を兒童に使用させることの決定

5. 夏季冬季休業前に於ける教授時數の減縮
6. 始業終業時刻の決定

(二) 當然の職務事項 特に法令に規定せられてはないが、校務の整理・

職員の統督上、當然爲すべき事項は左の通りである。

(1) 教科に關する事項

1. 教授の方針を定めること
2. 日課表及學年曆の制定
3. 教授週録其の他の校簿を定め職員をして之に據らしむること

(2) 職員及兒童に關する事項

1. 諸種の儀式を執行すること
2. 各教員の受持學級又は受持教科目を定めること
3. 兒童の訓育及養護に關する方針を定めること
4. 兒童入退學の處分をなすこと
5. 臨時に起つた事件に關し職員兒童の指揮をなすこと

(3) 庶務に關する事項

1. 校務整理の爲、執務内規を定め、職員の分擔を定めること
2. 職員會、研究會等の會長となり、校務の整理統一を圖ること
3. 校地、校舍、校具及諸表簿の保管整理をなすこと

### B 職員の統督

小學校長は部下の職員を指導して、其の任務を盡し、又は指揮監督して、法規命令に違背することのないやうにし、互に協力して校務を處理せねばならぬ。所謂指導は、好意的に執務の目的方法を指示することであるから、之を採用すると否とは、全く部下職員を自由なることを云ひ、指揮は自己の意志を發表して部下職員をして之に服従せしめることを指し、監督は職員の意志行動を或は停止し、或は變更せしめて自己に合一せしめることを指すもので、校長の統督權は、凡てこれ等を包含するものである。然しながら教育の如き精神的活動は、只器械的服従のみに依つて、其の効果を擧

### 教員の職務

げることは出来ないから、校長は常に部下職員と親密に交渉して、其の懷抱する教育上の見解を交換し、相互に融和合一して、其の任務に服さなければならぬ。

2. 教員の職務 正教員は、小學校長の指揮を承け、兒童の教育を擔任し、且つ之に屬する事務を掌る。准教員は、獨立して以上の職務を執行する資格がないから、本科正教員の指導を受け、其の職務を助けるのを任とする。代用教員の職務も亦之に準ずるのである。今主として正教員の職務事項を擧げると、次の通りである。

1. 學級を擔任して、兒童の教授、訓育の任に當り、且つ、學級に屬する事務を整理すること
2. 學校の内外に於ける兒童の監督取締をなすこと
3. 學校事務中の分擔事務を整理すること
4. 其の他特に小學校長の命ずる兒童の教授をなし、又は事務を處理すること
5. 當直宿直の勤務をなすこと



(則) 第三百三十五條 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル  
(則) 第三百三十六條 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ク

以上法令の規定に依るものを悉く十分に執行して遺憾なきを期するには、常に精神の修養を怠つてはならぬ。是れ前述の服務中に、誠實の義務を擧げてある所以である。小學校令施行規則には之を次の如く明示してある。

學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

明治十四年文部省布達にかゝる「小學校教員心得」は、更に詳細に條目を擧げて、小學校教員の服膺すべき事項を示してある。其の説く所は極めて懇篤にして痛切、永く教育者の典則として遵奉し、實踐すべきものである。

小學校教員心得 (明治十四年六月文部省布達)

小學校教員  
の心得

教員の本旨

小學校教員の良否は普通教育の弛張に關し、普通教育の弛張は國家の隆替に係る。其任たる重且大なりと謂ふべし。今夫小學校教員其人を得て普通教育の目的を達し、人々をして身を修め、業に就かしむるにあらずんば、何に由てか尊王愛國の志氣を振起し、風俗をして淳美ならしめ、民生をして富厚ならしめ、以て國家の安寧福祉を増進するを得んや。小學校教員たる者、宜く深く此意を體すべきなり。因て其恪守實踐すべき要款を左に掲示す。苟も小學校教員の職に在る者、夙夜匪懈、服膺して、忽忘すること勿れ。

一人を導きて善良ならしむるは多識ならしむるに比すれば更に緊要なりとす。故に教員たる者は殊に道德の教育に力を用ひ、生徒をして皇室に忠にして國家を愛し、父母に孝にして長上を敬し、朋友に信にして卑幼を慈み、及自己を重んずる等、凡て人倫の大道に通曉せしめ、且常に己が身を以て之が模範となり、生徒をして徳性に薰染し、善行に感化せしめんことを務むべし。

智心教育

一 智心教育の目的は、専ら人々をして智識を廣め、材能を長し、以て其本分を盡すに適當ならしむるに在り。豈徒に聲名を博取し、奇功を貪求せしめんが爲めならんや。故に教員たる者は、宜く此旨を體認し、以て生徒智心上の教育に従事すべし。

身體教育

一 身體教育は、獨り體操のみに依著すべからず。宜く常に校舍を清潔にし、光線温度の適宜及大氣の流通に留意し、又生徒の健康を害すべき癖習に汚染する等を豫防し、以て之に従事すべし。

心志の高潔

一 鄙吝の心志、陋劣の思想の懐くべからざるは人々皆然りと雖も特に教員たる者は、自己の心上に於て最も謹で之を除去せざるべからず。蓋し幼童の智徳を養成し、身體を發育するの重任に膺り、以て世の福祉を増進するの實効を奏するは、固より鄙吝陋劣にして、偷安貪利を事とする徒の、敢て能くすべき所にあらざればなり。

快活

一 學校管理上に缺くべからざる快活の氣象は、心神萎靡せる人の能く具有すべき所にあらず。又生徒教授上に缺くべからざる許多の勞力は、身體孱弱なる者の能く寧耐すべき所にあらず。是故に教員たる者は、宜く特に起居飲食等の常度を守り、散鬱及運動等の良規に循て其身心の健康を保全し、以て其職務を盡すの地を做さんことを務むべし。

規律

一 教員たるものは、唯小學校教則中に掲ぐる所の學科に通ずるのみを以て足れりとせず、博く教則外の學科に涉らんことを要す。苟も此の如くならざれば、倏ち教授上に破綻を生じて、生徒の信憑を失ひ、遂に其身を學校の上に置く能はざるに至るや必せり。

學識

一 教員たる者は、常に整然たる秩序に由り學識を廣め、以て其心志を練磨せんことを務むべし。否らざれば、決して教授の實効を奏する根柢を立つる能はず。蓋し我が練磨せざるの心志を以て能く他人の心志を練磨し得るものは、未だ會て之あらざるなり。

教育の方法

一 師範學校等に於て嘗て學習せし所の教育法は、概ね其一様子たるに過ぎざるものなり。故に教育者たる者は、徒に之を踏襲するを以て足れりとせず、宜く常に自ら其得失利病を考究取捨し、之を活用せんことを務むべし。

校則

一 人の心神及身體の組織作用に至ては、教員たる者最も深く意を留め、講究と經驗とに由て、其原理實際に精通せんことを要すべし。否らざれば、假令孜々汲々として教育に従事するも、遂に臆度妄作の弊を免るゝこと能はざるなり。

教員の徳

一 學校管理の事は、之を教授の事業に比すれば、更に困難なりとす。故に教員たるものは、常に人情世態を審にし、通義公道を辨じ、且事を處するの方法、務を理するの順序等を語練せざるべからず。

中正

一 校則は、校内の秩序を整肅ならしむるに止らず、兼て生徒の徳誼を勸誘するの要具たり。故に教員たる者は、能く此旨趣を體認し、以て之を執行せざるべからず。

一 熱練懇切 勉<sup>ツツ</sup>勉<sup>ツツ</sup>の三者は、亦教育上に缺くべからざるの美事たり。故に教員たる者、能く此三者を具備して、其事に従ふときは、獨り教授の實効を奏するを得べきのみならず、又生徒をして、不知不識此等の美事に感化し、習慣自然の如くならしむるに至るべし。

一 學校を統率するは、殊に剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等の諸徳に由るべし。蓋し、剛毅にあらざれば、難に勝る能はず、忍耐にあらざれば、久を持する能はず、威重にあらざれば、人を服する能はず、懇誠にあらざれば、衆を懷る能はず、勉勵にあらざれば、事を成す能はず。

一 生徒若し黨派を生じ、爭論を發する等の事あらば、之れを處置する、極めて穩當詳密にして、偏頗の弊なく、苛刻の失なからんを要す。故に教員たる者は、常に寛厚の量を養ひ、中正の見を持ち、就中政治及宗教上に涉り、執拗矯激の言論をなす等のことあるべからず。

そのい殺す

性行

一人として善良の性行を有すべきは、言を俟たずと雖も教員たる者に至ては、最も善良の性行を有せざるべからず、否らざるときは、獨り幼童の徳性を涵養し、善行を誘掖すること能はざるのみならず、却て其天賦を戕賊するに至るべし。蓋し幼童の中心たる至虚至冲にして、外物の爲めに感染せらるゝこと極めて鋭敏なればなり。

一、教員たる者の品行を尙くし、學識を廣め、經驗を積むべきは、亦其職業に對して盡すべきの務と謂ふべし。蓋し品行を尙くするは、其職業の品位を貴くする所以にして、學識を廣め、經驗を積むは、其職業の光澤を増す所以なり。

第三節 權限

凡て官職を有するものが、其の職務の執行上與へられた權利の範圍を稱して**權限**と云ふ。小學校教員の有する權限は、俸給其の他の諸給與を受ける權を始めとして種々あるが、其の中で、直接教育に關係する最も重要な權限は、次ぎの二項である。

小學校長の出席停止權

**出席の停止** 小學校長は、國の教育事務を執行し、兒童の出席を督勵すべきであるが、多數の兒童中には、身體上又は精神上の狀態が不良で、之

小學校長及び教員の懲戒權

が爲めに惡影響を他に與へる虞れある者がないと云はれない。即ち、傳染病に罹り、若しくは、其の虞れあるとき、又は性行不良にして教育の效果なく、他の兒童の教育に妨げありと認めたときには、其の兒童の出席を停止する職權を有してゐる。

**兒童の懲戒** 小學校長及教員は、教育を實施する際に、性質不良なる兒童に對しては懲戒を行ふことを得る職權を有する。蓋し罰は教育上に於ける最後の手段であつて、固より希望すべきものではないが、兒童の性行を改善する爲めには、已むを得ず、之を用ふることを要する場合があるからである。然しながら**體罰**は、往々不測の變を生じ、父兄の感情を害し、兒童の反情を誘起するの虞れがないではない。歐洲文明國中には、今尙、之を使用するところが少くないけれども、我が小學校令では夙に之を禁止してゐる。

(令) 第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他

ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得  
 (令) 第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フル  
 コトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四節 資格及び待遇

教員たるべき資格

資格 小學校教員にならんとするには、先づ法定上の缺格、即ち、禁錮以上の刑に處せられ、又は、破産の宣告を受けたこと等の所業のなき者が、更に檢定を受けて**免許狀**を取得せねばならぬ。

教員檢定の種類

各府縣には、**小學校教員檢定委員會**を設け、會長、常任委員、臨時委員、書記を以て之を組織し、小學校教員及幼稚園保姆の檢定を行つてゐる。

無試験檢定

檢定には無試験檢定と試験檢定の二種がある。共に學力、性及身體について之を行ふものである。**無試験檢定**は、中等學校若しくは高等學校高等科の教員免許狀を有する者、高等學校高等科又は大學豫科を卒業したる者、又は中學校、高等女學校及之と同程度の學校を卒業し

試験檢定

て、二年以上小學校教員に従事したる者、高等女學校の高等科、專攻科若しくは修業年限一年以上の補習科に入り、教員たるに適する教育を受けて卒業したる者等に就いて之を行ふのである。**試験檢定**は、法定の學科目及程度に依り、毎年一回以上、期を定めて之を行ふものである。

免許狀

小學校教員免許狀は、師範學校若しくは文部大臣の指定したる學校を卒業するか、又は前述の檢定に合格した者に限り、府縣知事が之を授與し、**全國共通の效力**を有するものである。

小學校教員の待遇

**待遇** 小學校教員の法律上に於ける地位に關しては、從來二個の反對せる意見があつた。即ち、小學校教員は、任官と稱する公法上の手續に依つて選任せられ、國家の事務を執行するものではあるが、其の職務は官制の上に規定せられて居らぬ事務であり、又、別に特殊の服務規律に従ひ、且つ地方自治團體から其の俸給を支給せられるものであるから、官吏ではない。然かも、地方團體の選任にも依るのでないから、之を

公吏ともいふべきではない。故に小學校教員は官吏にもあらず、公吏にもあらず、官吏と同一の待遇を受くる**待遇官吏**、**准官吏**であるといふ。然るに他の一説では、小學校教員は任官に依りて任命せられ、國家の公務に従事するものであるが故に、純然たる官吏である。其の職務が官制に依つて規定せられると否と、其の俸給が地方自治團體より支給せられると否と、特別な服務規律を有すると否とは、官吏たる地位の成立に、何等の關係なきものであると説くのである。

判任待遇  
奏任待遇

以上の兩説は、尙法學者の論究に待つべきものであるが、現行の規定に於ては、小學校長及正教員は、待遇官吏であつて、特別の規定ある事項を除くの外は、凡て**判任文官**と**同一待遇**を受くべきもので、其の職務及び俸給に應じ、判任四等より一等に至るまでの取扱を受けることになつてゐる。但し小學校長で、永く教育界に在つて、其の功勞の著しきものは、一定の規程に依り、特に**奏任文官**の待遇を受けしめ得るのである。

教員の任用  
解職

【参照】(令) 第四十條 第四十一條 第四十九條 (則) 第四章教員檢定及免許狀第一節 各條 市町村立小學校長及教員ノ名稱待遇明治二十四年勅令第二百十八號奏任待遇市町村立小學校長員數及道府縣(文部省告示)

第五節 任用及び解職

市町村立小學校長及教員の任用は、市立小學校では市長市町村學校組合のときは組合長の申請に依り、町村立小學校では府縣知事が直ちに之を行ふのであるが、其の解職はいづれの場合でも、府縣知事直ちに之を行ふのである。然しながら、小學校教員の地位は、一般官吏と異なるところが多から、特に法規の保障を與へられ、規定の條項に該當しないものに、解職を命ぜんとする場合には、文部大臣の指揮を受けなければ、其の處分を行ふことは出来ない。

【参照】(令) 第四十四條 (則) 第二百二十七條

小學校教員の解職には、休職と退職との二種がある。  
休職

解職の種類

1. 休職を命ぜられる場合 市町村立小學校正教員が、左の各項の一に該當するとき、府縣知事は之に休職を命ずることが出来る。

- (一) 傷痍を受け若くは疾病に罹つた爲め職務を行ふに妨げあるとき。
- (二) 學校編制の變更又は訴願の裁決に因り過員を生じたとき。
- (三) 教員養成を目的とする官立府縣立學校に入學するとき。
- (四) 名譽職たる町村長及助役に當選したるとき。
- (五) 私立小學校の教員又は外國に於て本邦人を教育するために設置した學校の教員となるとき。
- (六) 刑事事件に關し告訴又は告發せられたとき。
- (七) 一年現役兵として服役したる後陸軍補充令第三十七條に依り、勤務演習に召集せられたとき。

2. 當然休職となる場合 市町村立小學校正教員が陸海軍現役(一年現役兵を除く)に服し、又は戰時事變に際して召集せられたものは當然休職者とする。

休職の期間は普通一箇年であるが、刑事事件に依るものは其の事

件が裁判所に繫屬中であり、學校入學と陸海軍の服役應召に依るものは其の事故が止みたる後三箇月、一年現役兵の勤務、演習に依るものは、事故止みたる後一箇月となつてゐる。

休職者は全然教員たる關係を離れたものでないから、現に職務に従事せざる外は、總て在職者と異なる所はないのである。従つて休職中は學校組合又は學區に於て、特別の事情のない限り、俸給の三分の一を給するのを本則とする。

【参照】(則) 第二百二十二條 第二百二十三條 第二百二十五條 第二百五十三條

退職

退職 退職は、全然教員たる關係を離れるものであつて、一般官吏の免官に同じきものである。

1. 退職を命ぜられる場合 市町村立小學校正教員が、左の各項の一に該當するとき、府縣知事は之に退職を命ずることが出来る。

- (一) 不具癱疾に因り、又は身體若くは精神の衰弱に因り、職務を執るに堪へないとき。

- (二) 傷痍を受け若しくは疾病に罹り、其の職に堪へない爲又は自己の便宜に因つて退職を出願した場合。
  - (三) 休職者が復職したるため、其の代員を要しないとき。
2. 當然退職となる場合

- (一) 當該學校が廢せられたるとき。
- (二) 休職期間が満ちたるとき。

【参照】(則) 第二百二十六條 第二百二十八條

資格喪失

失職 以上の外、市町村立小學校教員が重大なる非行の爲、免許狀を褫奪せられ、或は禁錮以上の刑に處せられ、又は破産の宣告を受ける等のことがあれば、所謂資格喪失となり、當然其の職を失ふものである。

【参照】(令) 第四十九條 (則) 第二百二十九條

第六節 懲戒

教員の懲戒

小學校教員は、前述の如く官吏と同一の待遇を受けるものであるから、其の職務上の失態に關しても、亦官吏の如く法規上の處分を受けね

ばならぬ。即ち市町村立小學校長及教員が、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたとき、又は職務の内外を問はず、體面を汚辱する所爲があつた時は、府縣知事に於て、懲戒處分を行ふべきである。懲戒處分は之を分かつて、譴責、減俸及免職の三とする。

譴責は、文書を以て公然戒飭するものである。減俸は俸給を減ずるもので、一箇月以上一箇年以下、其の處分を受けた當時の俸給の月額三分の一以下を減給せられるものである。免職は教員の職を免ずるもので、一旦此の處分を受けたものは、二年を経過した後でなければ、再び教員の職に就くことは出来ない。

其の他、現在職務に従事するものと、否らざるものとを問はず、小學校教員免許狀を有する者が、不正の行爲をなし、又は教員たるべき體面を汚辱する行爲があつて、其の情狀が重いと認められたときは、文部大臣又は府縣知事に於て、免許狀褫奪の處分をなすことがある。即ち教員

免許狀褫奪

たる資格を取り消すものである。

又私立小學校長及教員が職務上の義務に違背し、又は體面を汚辱するが如き所爲があつた時は、府縣知事は、一箇月以上二箇年以下の業務停止の懲戒を行ふ。然しながら、若し府縣知事の行つた免職業務停止又は免許狀褫奪の處分に對し、不服あるものは、文部大臣に訴願することが出来るし、又免職若しくは業務停止の處分を受けた者で、改悛の實が顯著なるときは、處分後二年を経ず、又業務停止の期間でも、府縣知事は文部大臣の認可を受けて其の處分を解くことが出来る。

【参照】(令) 第四十八條 第四十九條 (則) 第三百三十九條乃至第四百十七條

第七節 俸給及諸給與

俸給

1. 本俸 市町村立小學校教員の俸給は、市町村の費用を以て支辨せられるけれども、其の標準額は文部大臣の示すところに基づき、府縣知

小學校教員の俸給

事に於て之を定むべきものであつて、又一旦俸給を給したときは、本人の意志に反して、之を減ずることは出来ないのである。尙、正教員で一級俸を受け、特に功勞あるものには、本科正教員に在つては二百十五圓、専科正教員に在つては百四十五圓まで漸次増給することが出来る。

【参照】(則) 第四百十八條 第四百十九條 第五百十二條

2. 加俸 市町村立小學校教員は、市町村立小學校教員加俸令に依り、本俸以外、別に年功加俸及特別加俸を受けることが出来る。

年功加俸 五箇年以上同一府縣内の市町村立小學校に勤續し、成績佳良と認められたときは、府縣知事は本科正教員には年額二十四圓乃至六十圓、専科正教員及び准教員には年額十二圓乃至二十四圓の加俸を給すべく、爾後勤續五箇年を加ふる毎に本科正教員には、年額十八圓乃至三十六圓、専科正教員及び准教員には年額十二圓乃至十八圓を加給することが出来る。

特別加俸 複式編制の學級を擔任するもの又は僻陬地の小學校に勤務する者には次の特別加俸を給することになつて居る。

1. 本科正教員にして市町村立單級尋常小學校に勤務する者には年額六十圓以下

特別加俸

年功加俸

加俸



複式學級擔任加俸  
僻陬地在勤加俸

2. 多級尋常小學校の一學年乃至四學年五學年又は六學年を以て編制したる學級を擔任する者には、年額四十八圓以下
  3. 僻陬地の市町村立尋常小學校に勤務する者には、本科正教員には年額三十六圓以下、專科正教員及准教員には年額十八圓以下
- 又別に同一府縣内に於て、僻陬地の市町村立尋常小學校に五年以上勤續する者には、本科正教員には、年額三十六圓以下、專科正教員及准教員には、年額十八圓以下を加給せられる。

諸給與

諸給與 其他教員は、左の諸給與を受けることが出来る。

1. 毎週三十二時以上の教授を擔任する者には、手當金。
2. 宿直をなす者には、賄料。
3. 特に勤勞ある者には、慰勞金。
4. 土地の情況に依つては、住宅又は住宅料。
5. 公務を以て旅行するときは、府縣知事の定めた規程に依る旅費。
6. 職務のため傷痕を受け若くは疾病に罹りたる者又は教員にして兒童の衛生上特に考慮すべき疾病に罹り、休職退職を命ぜられたる者は、勤續年數其他の事情に依り療治料。

【參照】(則) 第二百五十九條 第六十條 第六十一條 第六十二條 第六十三條  
第五十八條 市町村立小學校教員加俸令

死亡賜金 市町村立小學校教員が、死亡したときは、其の在職中と休職中とに拘はらず、其の教員中の在職最後の俸給月額額の四ヶ月分に相當する金額を、死亡賜金として遺族に給せられるのである。

【參照】(則) 第二百五十七條

恩給 市町村立小學校教員は、他の官吏と同じく、服務規律に依つて、他の營利的事業を營むことを禁ぜられ、一意國家の教育事業の爲に力を盡すのであるから、政府は之に對し、教員をして老後の憂を懷くことなく、安んじて其の職に従事せしめんが爲に、恩給法の規定に依つて、それぞれ恩給を受ける權利を付與してゐる。

普通恩給 在職滿十七年以上で退職したときは、左の如く、終身普通恩給を年金に依つて給せられる。

増加恩給

普通恩給の年額は、在職満十七年以上十八年未滿に對し、退職當時の俸給年額百五十分の五十に對する金額であつて、十七年以上一年を増す毎に、百五十分の二を加給せられるのである。

2. 増加恩給 又、在職満十七年に達しなくても、公務のため傷痍を受け、又は病疾に罹り、不具廢疾と爲り、失格の原因がなくて退職したときは、以上普通恩給の外に、尙一定の増加恩給を終身給せられる。増加恩給の年額は、退職當時の階等、傷病の原因及び不具廢疾の程度に依つて異つて居る。

一時恩給

3. 一時恩給 在職満三年以上十七年未滿で退職した者には、一時恩給として、退職當時の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じた金額を一時に給與せられる。

扶助料

4. 扶助料 市町村立小學校正教員は、左の各項の一に該當するときは、其の遺族に扶助料を給せられる。

1. 在職中死亡し、其の死亡を退職と見做すときは、之に普通恩給を給すべきとき。

2. 普通恩給を給せられる者が死亡したとき。

其の扶助料の金額は普通恩給の十分の五である。但し公務による傷痍疾病の爲に死亡した場合には、普通恩給年額の十分の八に相當する金額である。

一時扶助料

5. 一時扶助料 在職一年以上十七年未滿で死亡した場合には、其の遺族に一時扶助料を給せられる。其の一時扶助料の金額は、一時恩給と同じで、即ち其の教員の死亡當時の俸給月額に相當する金額に、在職の年數を乗じた金額である。

功績者選奨

小學校教員の待遇は、未だ十分とは云はれないが、以上の如く、國家はなるべく之を優遇せんことを期し、其の恩給の如きも他の一般官吏又は公立學校職員に比して、有利に之を規定してゐる。尙、明治三十八年文部省令を以て、**小學校教育功績狀規程**を設け、特に小學校教育上効績の顯著なるものを表彰する等、漸次優遇の途を開きつゝあるのである。

【参照】(則) 第一百五十七條 恩給法 同施行令 小學校教員功績狀規程

第七章 小學校の設備

小學校の設備

世に教育は人格の問題であるから、小學校設備の如きは深く論ずるに足らずと考へる者もある。けれども現代の學校教育は、多くは一校の中に數百人の兒童を收容する團體教育であるから、決して之を往時に於ける個人教育と同一視すべきではない。若しも建築上、其の他の諸設備に缺陷が多いときには、兒童の軟弱な身體又は知徳の上に、悪影響を及ぼすべきことは當然である。しかのみならず、非常變災の場合に際して、不測の禍害を免れないことは、之を關西地方大暴風(昭和九年九月)當時の實例に徴しても明かである。次に又、最近に於ける教育方法の進歩は、小學校諸設備の上にも變動を生じたことが少くない。然しながら現時に於ける小學校の諸設備は、凡て市町村の負擔であるから、徒らに理想的の完備を求めたり、又は無用不急の虚飾を重んじて地方財

政の程度に適應せざる設備を要求すべきではない。故に其の局に當るものは、最も意を用ひて、先づ諸般の設備を、**道徳上と衛生上の二要件**の必要の度に適合せしめんことを期し、且つ質素堅牢で地方の情況に適切なる計畫を爲さねばならぬ。以下論述する事項の如きは、一般の場合の標準となるべき理想に近いものを示すのであるから、實際に於ては、土地の事情に應じて、大に取捨酌量を加ふると共に、又、大に考案を回ぐらすことが肝要である。小學校の設備上、必須なものは**校舎校地、校具及屋外體操場**である。

【参照】(令) 第二十九條 第三十條

第一節 校地及び水

**位置の選定** 校地が一旦選定されると、容易に之を變更することは出来ぬばかりでなく、之を一面より考へれば、校地が兒童の徳性に及ぼす偶然の感化も、頗る有力なものであるから、學校建設の最初に於て、最

校地

校地選定の要件

も慎重に之を考究して選定せねばならぬ。校地選定上注意すべきことは、通學上、道德上、衛生上、教授上等の要件である。

位置

一通學上の要件 各部落の略中央に位し兒童の通學に適當なる距離に在る地點を選ぶがよい。然し、單に中央のみを條件として、山頂溪間人家なき平野の如き地點に設けるのは、固より不可である。兒童通學の最遠距離は、尋常小學校に於ては二十五六町、高等小學校に於ては約一里を以て限度とする。獨逸では四キロメートルを以て小學校兒童通學の最遠限度としてあるやうである。

二道德上の要件 閑靜にして歴史上の遺蹟等を有し、兒童の徳性涵養上、適當なる地を選定することが出来れば最もよろしい。之に反して、周圍に卑猥、賤劣、風俗を紊すやうなもの、ある地點は斷じて之を避けねばならぬ。

三衛生上の要件 高燥にして排水宜しく、空氣清潔にして流通よく、且つ冬季の常風を避け光線の射入良好なる地點を選ぶがよい。其の他、有害なる瓦斯、臭氣ある物質又は有機物の發散する地、煤煙の飛散する地、陰鬱なる土地等は孰れも不可である。概して、粘土質、植物質の地質は衛生上不良である。又適當な飲料水と雑用水を相當豊富に供給し得る地所を選定すべきである。

四教授上の要件 周圍が喧噪で、兒童の注意を亂し、學習を困難ならしめる場所、即ち、市

場、工場、停車場等の附近は之を避けねばならぬ。

五風致上の要件 以上の四要件は最も必要なものであるが、尙、土地が開豁で眺望に富み、山川草木の自然美に圍繞せらるゝ土地を選ぶことが出来たならば教育上特に有利である。

【參照】(則) 第六十四條

面積

面積 校地は、校舍敷地、運動場、作業地たるの外、尙處々に空地を残さねばならぬから、なるべく廣く、且つ將來擴張の餘裕ある地を選ぶべきである。面積の標準は、兒童一人に付平均七平方米以上を可とする。

運動場

屋外運動場 最近の我が國に於ける競技運動は、大に進歩せると共に、大衆化して來た。そして學校運動の上にも、大なる影響を及ぼすやうになつたから、小學校屋外運動場は、從來よりも大なる面積と種々の設備を必要とする。即ち其の面積は、兒童一人に付平均二坪以上とし、地下を小石を以て固め、表面に砂土を敷き、且つ多少の勾配を設けて、排水に便にし、西北方に常綠樹の並木を作つて秋冬の強風を防ぎ、東南方

には潤葉樹を植ゑて夏季綠蔭を作り、附近に小山を作り、小池を穿ち、シソー、滑り臺、回旋塔其の他の遊具等を設けて、幼年兒童の遊戯場とし、他方の廣場を體操場兼競技場とし、こゝに一周二百メートルの走路及跳躍場、排球並に籠球コートを設くべく、尙別に二十五メートルの水泳プールと、之が附屬の脱衣室、手洗場等をも備へ得れば、略、完全に近いと言ふことが出来る。

第二節 校舎

校舎

小學校の校舎は、教授上、管理上、衛生上の利便を主とすべきであるが、多數の兒童を收容するのであるから、質朴堅牢を専らとして建築すべきも、尙訓育上なるべく美觀を備ふることに努むべきである。文部省では、昭和九年學校建築物の營繕竝に保全に關する訓令を發して、努めて非常災害を防止し得るやう指示するところがあつた。

建築材料

校舎建築の材料には種々ある。鐵筋コンクリートは、最も堅牢で比

校舎の方向

較的に廉價であるが、我が國現時の財政状態に於ては、尙木造を以て一般民度に適すと見ねばならない。屋根には、瓦、木羽、スレート葺等があるが、防火上、保存上から瓦葺とするのを得策とする。

位置様式

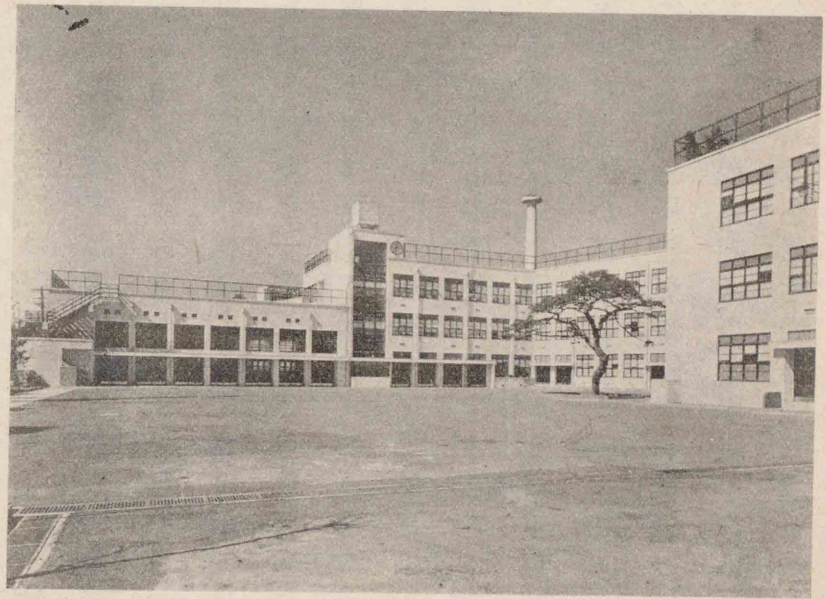
校地の形狀や、交通又は地方風等の關係上、之を定めねばならないから一定し難いけれども、日射と通風の關係上、南々東向か、南東向か、又は南向が最良で、西南向が之に次ぎ、東向・西向は不利であり、北向は最も不可である。且つなるべく道路に接近せず、往復の頻繁な道路とは相當の距離を有することを必要とする。

様式

建築の様式

學級數が十以下で、校地に十分の餘裕があれば平屋建とし、窓下に小花園等を用意するがよい。然しながら十五・六學級以上になると、平屋建では校舎の棟數や、廊下も多くなり、益々廣い校地を要するから二階建とし、更に學級が多いときには、鐵筋コンクリート三階建とし、屋上に小運動場・小庭園等を設くべきである。獨米諸國の都市に

御影及勅語  
謄本奉安所

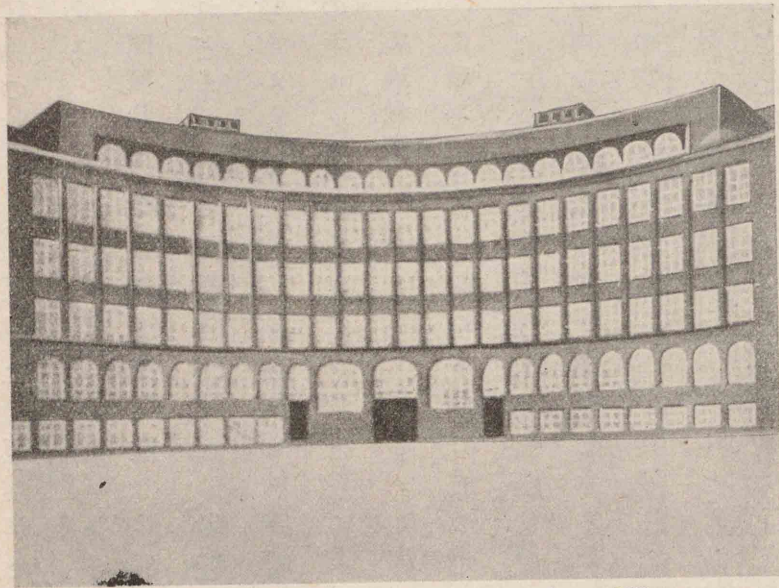


校學小臺輪高立市京東

は、四階以上の小學校もあるけれども、我が國の小學校としては、木造二階建、鐵筋コンクリート三階建を制限としなければならぬ。

御影及勅語謄本奉安所 御影及教育に關する勅語は、全校教育の本源であるから、校地内の最も清淨にして火災其の他危険の虞れ少き地所を選び、なるべく石造又は鐵骨煉瓦造りの耐風耐火耐震性のものとし、最も尊嚴に之を奉安すべきである。

形狀



校學民國街ルゲルブンレーア市グルムハ逸獨

る。鐵筋コンクリート造は、堅牢であるが、吸濕性が強いので、御影を損する虞れが多く、畏れ多いから、通風孔を多く作つて換氣を十分ならしめなくてはならない。

校舎の形狀 一字形・二字形・工字形・凹字形等があるが、校地の形狀と學校の規模の大きさに依つて決定すべきである。而して二棟以上の建物が相並ぶときには、其の相互の間隔は少くとも光線の來る方向に在る

建物の高さと同尺以上の距離がなければ十分な採光を妨げる虞れがある。

校舎内  
の間取り

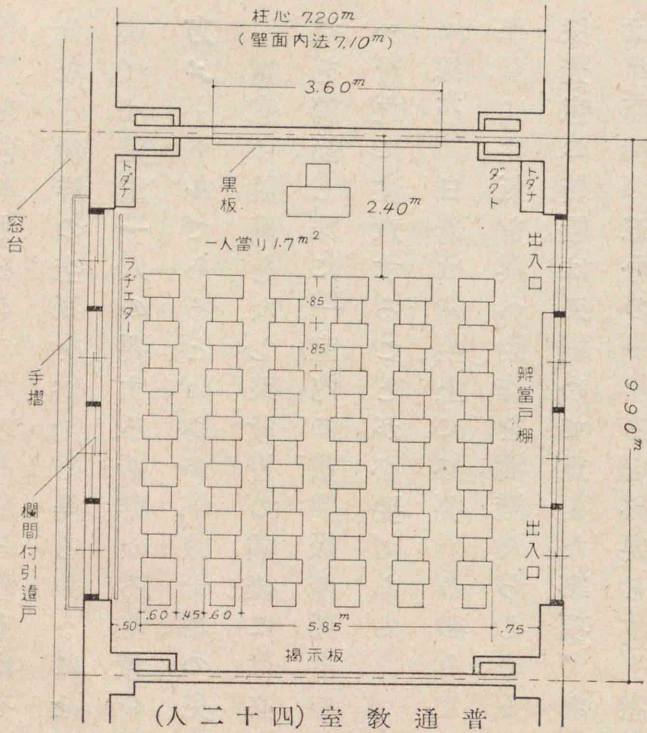
間取り

學級編制及兒童の性別等に應じて、多少の工夫を要するけれども、概して正面を玄關とし、附近に教員室を設け、先づ普通教室、特別教室を配置し、次に圖書室、器械室、標本室、宿直室、小使室等を設け、尙全校の中央に近き地點に、講堂を設くべきである。

普通教室

普通教室

面積 收容兒童の多少に依つて一定し難いけれども、教師の方面からは兒童全體を管理するに適し、兒童の方面からは、板書の文字を明かに判別し得ることを必要とする。概して現時の教育法では、兒童に種々の活動を要求するから、其の收容數に比して、往時よりも大なる面積の教室を必要とする。けれども教師も兒童も常に可視的、可聽的關係に立たねばならぬから、教室の面積は、この點に於て自然的の制限を有



(人二十四)室教通普

すと云はねばならない。且つ又、美學的法則から考察すると、方形よりも長方形を可とする。それ

で、普通教室は、幅七米五以内、長さ十米以内位を適當とし、五十人以内を收容するのが適當であり、四十人位ならば稍満足すべきであらう。

床面は通常杉板を用ひるが、檜板の嵌め込みならば最も宜しく、その他、リノリウム・コルク張り等もあるが、これ等は出入の際音響を生じないので利便である。

通風

通風 次ぎに吾人の呼吸中には、著しく炭酸瓦斯及其の他の有毒性物質を含有するものであるから、教室はその收容兒童に對して、常に十分なる新鮮の空氣を供給し得るやうにせねばならぬ。學者の計算に依れば、兒童一人の要する新鮮なる空氣の量は、毎時約**十二乃至十五立方メートル**であるといふから、數十名の兒童を收容する教室に於ては、回轉窓の設備をなし、又教授の前後には必ず窓戸を開放して、空氣の流通を調節し、殊に一室内に數學級の兒童を集合せしめる場合に於ては、一層之に注意することが必要である。

採光

採光 日光は、衛生上に必要なのみならず、兒童の精神を爽快にし、學習に生氣を興へ、動作を活潑ならしめるものであるから、學校設備上、採光窓の裝置は、又極めて重要な事項である。採光窓のガラス總面積は、牀面積の**五分の一**なるを必要とす。窓の下縁は、床上凡そ**八〇センチ**とし、上縁は高く天井に接せしめ、且つなるべく、其の上部に回轉窓を

煖室

設け、開閉自在ならしめるがよい。窓の下縁が高きに失するときは、採光及通風に不利を生じ、之に反して低きに失すれば危険の虞れがある。  
**煖室** 教授上適當なる教室の溫度は、**攝氏の十五度乃至十八度**である。もし氣候が甚だしく寒冷に過ぎるときは、煖室裝置をなさねばならぬ。煖房裝置は溫熱を兒童の座席に均一に分配することが出來、且つ、諸種の有害瓦斯等を發することのないものが完全である。

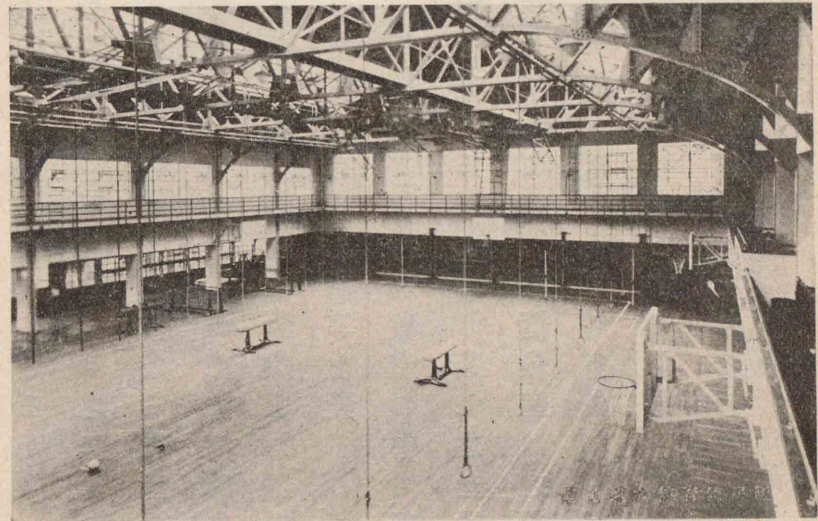
特別教室

**特別教室** 特別教室の中で、唱歌教室は普通教室と多少離隔した教室を充てるがよい。若し之を設けることが出來ないときは、講堂を代用してもよい。裁縫教室は、之を疊敷にして、女兒の作法教授等にも兼用するときには、利便が多いけれども、衛生上、教授上からは、机、腰掛の設備を有する教室とするを有利とする。其の他、手工教室、理科教室、圖畫教室、實業教室等も、それぞれ其の目的に適するやう適當に之を設備すべきである。



映寫室

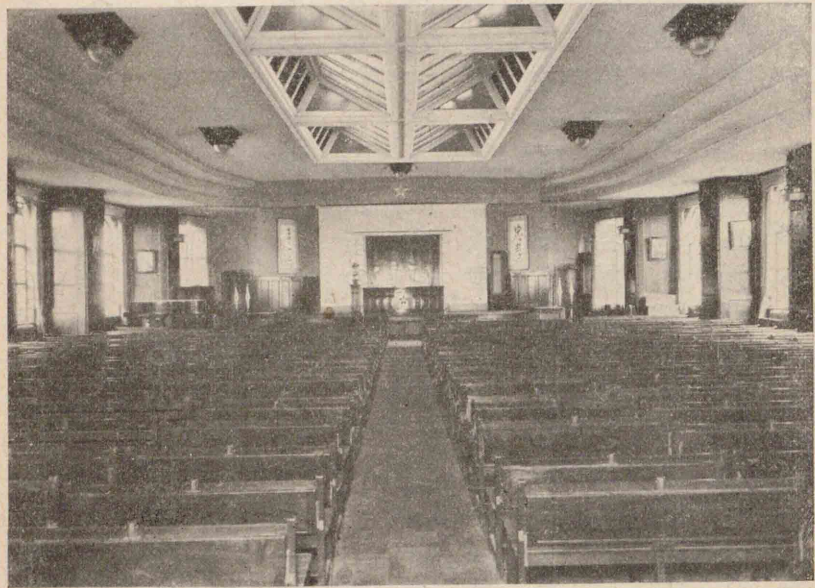
講堂



(橋ツ一田神京東) 室動運大館育體民國

映寫室 特別教室に悉く暗室装置を施すのは不利であるから特に映寫室を設けて火災等の危険豫防設備をなし時々修身地理其の他の教授に於て映畫を用ひ得るやうにすべきである。

講堂 講堂は全校の修身講話諸種の儀式會合の舉行又は數學級の合同教授を行ふ爲に必要である。多數兒童を一時に收容する場所であるからなるべく第一階に設けて出入を便にしもし之を階上に設ける際には、鐵筋コンクリート建築等



堂講校學小明泰立市京東

牀の構造の最も堅牢なることを要する。階上に於ける講堂が、牀の墜落の爲めに、多數の兒童をして死傷せしめた實例は少くない。且つ七八百人以上を收容する場合には、後方の床面を漸次に高くし、又單に長方形なるよりも扇狀とするのがよい。

屋内體操室 なるべく建築を堅牢にして、厚き床板を張り、雨雪の日にも籠球をなし得るやう稍廣濶にし、窓を高くすべ

きである。そして室内には懸垂用諸器具及跳躍用諸器具等を装置すべきである。

**浴室** 歐米大都市の小學校中には、地下室に浴室を設け、一學級同時に温湯又は冷水の灌水浴をなし得るものがある。運動體操の後には極めて利便であるが、我が國では、一般に家庭に於て入浴する風習があるから、貧困家庭の子女が多く通學する場合に限り、小規模の入浴設備をなすべきである。

圖書室、器械標本室

**圖書室器械標本室** 是等の室は、教員室に接近して設けるのがよい。若し之を設ける餘裕のない場合は、教員室を大なる一室に設け、其の一部に圖書室及器械標本室を併置すべきである。

宿直室、教員住宅

**宿直室教員住宅** 便宜の位置に宿直室を設け、宿直室に近く小使室を設けるがよい。教員住宅は、成るべく校地附近に設けるがよいけれども、多數の教員があつて、且つ部落の多い所では、各部落毎に之を分設し

昇降口、廊下

て、教員を配置するのがよい。

**兒童昇降口及廊下階段出入口** 昇降口は、常風の方向を避け、男女を區別して相對せしめ、履物及傘置場を設け、尙混雜を生ぜざるやう、なるべく廣く設備するがよい。廊下は凡べて**片廊下**となし、且つ、舍内の北方に設け、**間内廊下**とするのを原則とする。但し、冬季雨雪侵入の虞れのない暖地では、吹抜廊下とするのもよい。廊下も、亦簡易な兒童控所となり、屋内運動の場所にも充て得るから、なるべく六尺以上の幅とすべきである。

階段

又、二階建の校舎では、必ず二個以上の階段を設備し、幅六尺以上、蹴上げ五寸乃至六寸、踏面八寸乃至一尺とし、且つ勾配を緩くする爲めに、曲折構造とし、中間には**踊場**を設け、手欄を附し、階上の正面には、採光窓を設けるがよい。

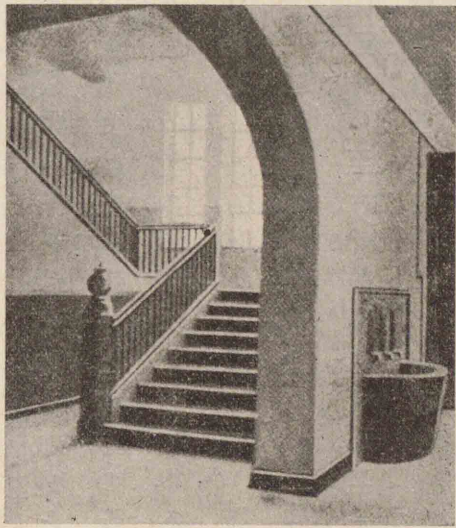
出入口

出入口は、一般に外開き戸か、又は引戸とし、餘り音響を發しない装置

便所

として、各教室に必ず二個以上を設くべきである。

便所は、別棟とし、夏季常風の方面を避け、校舎及井戸を距ること、四間以上の地に設け、又屋根に近く通風窓を設け、天井を張らず、且つ、周圍に常緑樹を植ゑて、臭氣の發散を防がねばならぬ。便所の内溝は、不滲透物を用ひて之を作り、適當なる高さに採光窓を設けて、なるべく不潔に陥らないやうな構造に注意



曲折階段

することが必要である。便所の數は、男兒百人に付大便所二個、小便所四個以上、女兒百人に付五個位の割合を適當とする。

第三節 校具

校具

小學校に於て備へ付くべき校具は、なるべく簡單で、其の用に適し、然

教授用具

かも堅牢なものでなくてはならぬ。徒らに高尙複雑なるものを具へ、又は外觀美麗でも、高價で脆弱なものを具ふことは、常に經費上の損失たるばかりでなく、教育上にも面白くない影響を與へる。必要な校具を大別すれば、教授用具、教室用具及雜用具の三種とする。

學校圖書館

一、書籍圖表類 教科用書、教育諸法令、掛圖類、地圖類、辭書類、其の他の教師用參考書を含む。漸次少年讀物を蒐集して、兒童圖書館を設け、又通俗的なる實業圖書、社會に關する圖書、法律經濟教訓に關する圖書等を購入し、地方民のために、學校圖書館を設けて、之を開放するならば、社會教育上甚だ有益なことである。

二、器械類 理科、算術、地理等の教授上に必要な器具、器械類を含む。先づ教授上最も重要なものを具へ、其の他は、なるべく適當の機會に於て、教員兒童の自から工夫製作したものを備へ付けるがよい。

三、標本類 庶物標本、博物標本、地理、歴史標本、其の他算術、手工、裁縫等の教授に要する標本も少くない。是等も學校附近に於て蒐集し得らるゝものは、出來得る限り教員自から

教室用具

之を採取調製し、或は他の學校と彼我交換して漸次全きを圖るがよい。

**教室用具** 教室用具は、常に教室内に備へ付け置くべきもので、大小黑板、教卓、教鞭、教壇、兒童用机及腰掛、戸棚、其の他、踏み臺、水差等の小器具である。

黑板

**黑板** 黑板には、固定黑板と回轉黑板との二種がある。其の用材には、朴、銀杏、檜等の乾燥したものを用ふるのが最良である。長さ六尺、幅四尺とし、正面の壁には二枚を稍、斜面に懸け、別に後面にも、兒童の學習用黑板一枚を垂直に懸けるがよい。黑板の下端には溝を設け、白墨粉末の飛散を受けしめ、兩端には教鞭と黑板拭とを懸ける装置が必要である。黑板の表面は、純黒又は暗綠色で、光澤がなく、且つ之を拭拂するも、其の色の脱落しないものがよい。又、一學級に二、三枚の小黑板を備へることが必要である。

其の他、各科教授上特殊の小黑板、グラフ用黑板等も必要である。

教卓、教壇

**教卓、教壇** 教卓は、普通の机より稍、高く、教壇上約三尺の高さのものがよい。教壇は高さ四、五寸、幅四尺とし、長さは略、黑板と同じにする。又、幼年兒童の板書に便ならしむる爲めに、踏臺を備へおくことが必要である。

兒童用机、腰掛

**兒童用机、腰掛** 校具の中で兒童身體の發育、健康に重大の關係を有するものは、兒童用机と腰掛とである。其の構造に就いては、種々の考案を用ひたものが多く、獨逸に於ては、二百餘種の様式があり、既に専門工業化して居るといふ。今兒童用机、腰掛を選定するに方り、最も必要な條件を擧ぐれば、次ぎの如くである。

善良なる机、腰掛の條件

1. 教育的條件

- イ、起立着座共に容易で、而かも靜肅に出來て、教授の妨をしないこと。
- ロ、机も腰掛も、共に牀面に安定し、教室内の整頓を妨げないこと。
- ハ、兒童の學習に都合がよくて、學用品の出入整頓に利便なること。

二、兒童の起立又は着座に際し、隣席を妨げぬこと。  
ホ、教員の机間巡視を容易にし、且つ各兒に直接の指導を與へ得ること。

2. 衛生的條件

イ、兒童をして、正しき姿勢を保たしめ得ること。  
ロ、兒童の動作に窮屈を感じしめざること。  
ハ、掃除清潔に利便なること。

3. 技術及經濟的條件

イ、教室内で多くの面積を占めないこと。  
ロ、構造が堅牢で、且つ廉價なること。  
ハ、地方職工の手で容易に製造し得ること。  
概していづれの學級に於ても、兒童の身體は、同大でないから、其の机・腰掛は大・中・小の三種を用意し、それぞれ適當のものを用ひしむべきで

雑用具

あるが、一般に一團體の中で、身體の特大的ものは一割乃至二割、又特小のものも二割位であると云はれて居る。

雑用具 雑用具は上述の校具の外、校務に必要なもので、門札、國旗、教員机、時計、寒暖計、報時器、提灯、宿直用具、消防用具、火鉢等を含み、其の種類が頗る多い。いづれも、實用に適切で、經濟的のものを備へ付けることに努めねばならぬ。

第四節 學校園及農業實習地

學校園

學校園及農業實習地は、學校に於ける諸種の教授に生きた材料を供給し、兒童をして自然物に接近して、自ら之を觀察せしめ、自然を樂み、勤勞を愛好する習慣と美感とを養はしめることを得て、教育上最も必要である。特に近時の教育法では、單に兒童を教室内に靜坐せしめて、教授をするのでなく、自然物に接觸して、自から栽培飼育、手入收穫等に當り、以て實際に生態的觀察描寫、記述及作業等に從はしめるのであるか

ら、學校園も實は農業實習地と同じく、生物學教室であり、又作業場でもあり、圖畫教室にもならねばならない。それで、文明諸國中には、法令を設けて之が設備を強制するものもある。即ち白耳義に於ては、果樹及園藝を以て、小學校の必修科となし、更に法令を以て、各小學校には、少くとも「グローセ」(約一段歩)の學校園を附設せよと規定し、その他、佛蘭西及加奈太に於ても、亦、法令を以て之が設備を強制して居る。

小學校に於ける學校園の面積は、三百坪内外を有することが出来れば十分であるが、財政上の關係及兒童數の多少に依り、百坪乃至二十坪位でも差支はない。而して、之を設けるときは、其の面積に應じて適宜之を區劃し、**教材園**、**蔬菜園**、**草花園**、**果樹園**、**樹林園**、**農業園**等とし、學術上、工業上の有益な植物より農業上の作物に至るまで、漸次之を栽培し、尙校地内の空地、運動場の一部等も之を利用して、四季の花卉類を植ゑて美觀を添へ、其の他、池を穿ちて魚類を放ち、蜜蜂、家禽等を飼養せしむる

學校園の區分

ことが出来れば、一層有益である。

學校園の管理については、擔任教員を定め、又兒童の受持區域を定め、共に協力して、之が整理の任に當らしめ、尙**學校園日誌**を備へて、天候作業及觀察事項等を記入させ、其の生産物は、力めて之を教授上に利用するの外、花卉は以て教室の裝飾に供し、種子、果實等は或は教員兒童共に之を試食し、或は之を兒童に分配して、家庭に持ち歸らしめ、其の收穫の稍、多きものは、之を賣却する等、有益に之を處分するがよい。

高等科兒童の**農業實習地**は、農業勞働を體驗して、其の趣味を養ひ、實際的知識を收得せしめる道場である。なるべく共同實習地及學級實習地に分ち、自から耕耘、施肥、播種、栽培、收穫に従事せしめ、又作業日記を作製せしむべきである。

第五節 諸設備の保管

以上、校地、校舍、校具等の保管については、學校長に於て、常に營繕係備

管理及利用

高等科の農業實習地

學校の保管

品係當直宿直等を定めて、其の取締をなすべきである。固より、此等の諸設備は、非常變災の場合を除くの外、小學校の目的以外に、之を使用することを得ざるを本則とするものであるが、尙教育、兵事、産業衛生慈善等、公益上の目的のため、特別の必要あるときは、之を使用して差支ない。又近時相當取締の下に、議員の選舉演說會等にも校舎を使用し得ることになつた。

【參照】(令) 第二十九條 第三十條 第三十一條

### 第八章 小學校の經費

#### 第一節 市町村立尋常小學校の設置

設置の義務 市町村は、其の區域内の學齡兒童を、悉く就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置する義務を負うて居る。蓋し、我が國家は、學齡兒童の保護者に對して、必ず、其の子弟をして、尋常小學校の教科

尋常小學校  
の設置

を修了せしむべき義務を負はしめてあるから、國家は自から、此等の兒童を收容するに足るだけの小學校を設置すべきであるが、元來、校舎の營繕、設備の如きは、地方の財力、其の他の情況に適應することを必要とするから、國家は、之が設置の義務を、地方自治團體たる市町村に負はしめたのである。

(令) 第六條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ

然しながら、若し、市町村が資力、其の他の事情に依て、以上の義務を果すことの出来ない場合は、特別の方法に依らしめ、以て義務教育の支障なく行はれることを期してゐる。其の方法は次の如くである。

學校組合 若し、町村の資力が乏しくて、尋常小學校の設置に關する費用の負擔に堪へない場合、又は、一町村内若くは適度の通學路程内の兒童の數が僅少で、一尋常小學校を構成するに足らない場合に於ては、府縣知事は、關係町村の意見を聞き、其の町村をして他の町村と町村學校組合を設けしめて、兒童の就學の便

學校組合

兒童教育事務の委託

を圖るべく、又市町村學校組合を設けしむることも出来る。  
兒童教育事務の委託 若し一町村に於て就學せしむべき兒童の數が僅少で、一尋常小學校を構成するに足りない場合、又は適度の通學路程内に於て、一尋常小學校を構成するに足るべき兒童數を得ることの出来ない場合に於ては、府縣知事は市町村町村學校組合又は其の一部にして、上記の事情に依り、必要と認めるときは、其の兒童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村町村學校組合又は、其の學區に委託せしめることが出来る。而して、此の際、其の委託されたる市町村、又は其の學區は、他の委託に應ずべき義務を有するのである。此の場合を稱して、兒童教育事務の委託と云ふのである。

尋常小學校の校數及び位置

校數及位置 市町村が尋常小學校を設置せんとするときは、其の校數及位置は、府縣知事が之を指定するのである。而して此の際、知事は市町村の意見を聞くことに定められて居る。これ即ち設置の義務を有する地方團體の意見を尊重するの意に出たものである。然しながら、尙之が決定權を監督官廳に附與したのは、地方の情實を離れ、公平無私

の裁決をなさしめ、國民教育に支障なからしめんとするのである。

而して、小學校の校數は、其の所在町村人口が多くて兒童數が過多になり、又は通學距離が餘り遠隔にならない限り、一町村に一小學校を設置して、地方教化の統一を期するのは、自治行政上及教育上、經濟上有益な政策である。

(令) 第九條

第二節 費用及負擔

市町村は、前節に述べた如く、其の區域内の學齡兒童を就學させるに足りるだけの尋常小學校を設置すべき義務を有して居るが、併せて又其の市町村の情況に應じて、高等小學校を設置する必要がある。小學校の設置並に經營に要する費用の概目は、凡そ次ぎの通りである。

- 一 校舎の設備營繕並に其の維持の費用
- 二 職員の俵給旅費其の他の諸給與

市町村立小學校の費用



市町村の負擔

三其の他一般の校費

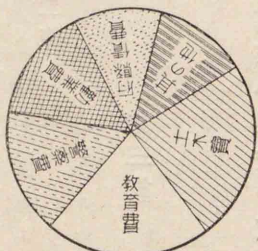
而して以上の費用は、皆其の設立者たる市町村に於て負擔するの原則とする。けれども、前節に述べた如き學校設立の事情に依り、學校組合又は市町村の學區に於ても之を負擔する。又、兒童教育事務を他に委託した場合には、之を委託した市町村に於て、當然其の費用を分擔すべきである。然しながら、小學校教育の事業は、國家の存立發展の爲めに最も重要な事項であるから、一般市町村の小學校教育費に對して、國庫より補助を與へて居り、若し又、町村又は學校組合の資力が乏しくて之が費用の負擔に堪へず、又は學校組合を設置することも出来ない時は、府縣より相當の補助を與へ、尙又、資力薄弱と認められた市町村に對しては、特に市町村義務教育費國庫負擔法に依る國庫交付金を増額することになつて居る。要するに、國民教育は重大義務であるから、唯、市町村のみに、其の經費を負擔せしめるのでなくして、國庫も又之を負擔し、

全國小學校經費

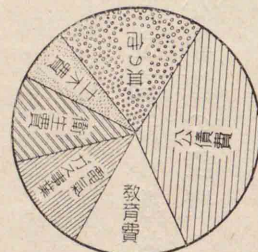
- 1 市町村費 三九、八七、一〇一
  - 2 府縣費 一四、六七、六六一
  - 3 國庫負擔 五、〇〇〇、〇〇〇
  - 4 兒童就學獎勵費 一、七六、七九三
  - 5 短期現役小學校教員俸給費 三、四五、九〇二
- (昭和十年三月)

又府縣費からも補助を與へるのである。今、我が國道府縣費の歳出類別を概觀すると、教育費の支出は、他費目に對して僅少であり、又全國の市部に於ても、教育費は多からざるも、町村に於ては、町村費の約四十七パーセントを占めて居ることは特に注意すべきことである。

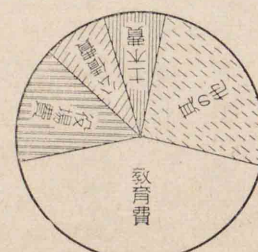
比別類出歳  
(昭和十一年帝國統計年鑑)



費經諸るけ於に縣府  
合割の費育教と



と費經諸るけ於に市  
合割の費育教



費經諸るけ於に町村  
合割の費育教と

設置義務の免除

【参照】 地方學事通則第五條 第六條 (令) 第七條 第八條 第八條ノ二 第五十一條 第五十二條 第五十三條 第五十四條 第五十五條 市町村義務教育費國庫負擔法 市町村立小學校教育費國庫補助法

設置義務の免除 然しながら、土地の情況に依り、尙、以上に述べた學校組合又

は兒童教育事務の委託の二つの方法中、其の孰れをも行ふことが出来ず、又、府縣より補助金も支給し得ないやうな例外の場合に於ては、府縣知事は、其の町村に對して尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免除する事が出来る。これ實に情狀止むを得ざる場合であつて、之を稱して兒童教育事務の免除といふ。

(令) 第十二條

第三節 市町村立高等小學校及

私立小學校の設置

市町村立高等小學校の設置 市町村、又は其の學區は、單獨に、若しくは町村學校組合、市町村學校組合を設け、高等小學校を設置することが出来る。此の際、學校の設置及廢止に就きては、府縣知事の認可を受け、又其の市町村學校組合、町村學校組合の設立及解除も府縣知事の認可を受くべき規定である。蓋し高等小學校は、既に義務教育の課程を修了

高等小學校  
の設置廢止

した兒童を教育する場所であるから、政府は之が設置を市町村に強制することなく、其の自由に任じたのである。而してこの場合に、高等小學校の經費が市町村、又は其の學區、若しくは、それ等の學校組合の負擔たるべきことは勿論である。思ふに、我が國の義務教育年限は、我が國最近の國勢や、文化の發展に對しても、歐米の文明諸國の事例に徴しても、短きに過ぎるから、之を八個年に延長せざる可からずとの議は、甚だ有力になつて居るから、未だ、高等小學校を設置せざる町村では、今日より、之が準備として、漸次に高等小學校を設置することは、國民教化の向上の爲め、最も望ましいことと云ふべきである。

【参照】(令) 第十四條 第十五條

私立小學校の設置 小學校は、尋常高等の種別を問はず、又私人の費用を以て設置することが出来るが、只之が設置及廢止は、設立者に於て、府縣知事の認可を受けねばならぬ。元來小學校は國民教育を以て中心

私立小學校  
設置廢止

となし、全國の精神的統一を圖るのを最大任務とするが故に、市町村をして之を設置せしめるを本則とするけれども、私人がこの目的に従つて經營せんとする場合、之を許容すべきことは又當然である。

第四節 豫算及支出

豫算及支出

小學校教育に關する費用は、前節に於て述べた如く、市町村に於て、之を負擔するのを通則とするが故に、其の費額を定めて、市町村費の内から之を支出せねばならぬ。而して市町村の經費豫算は、毎年市町村長に於て、翌會計年度間に於ける收支豫算案を調製し、市會若しくは町村會の議決を経て成立するものであるから、市町村立小學校の經費豫算の調製は、當然市長又は町村長の職權に屬するものである。然しながら學校經營上、學校長をして、之が詳細なる調査をなさしめ、若しくは學校長と協議して後に立案する必要があるから、學校長たるものは、豫め來學年度に於ける學級の編制、教員の配置、其の他必要なる立案計畫を

豫算案調製

豫算の執行

立て、地方の事情に顧みて、適切なる豫算案編製の資料を市町村長に提供して之が参考に供すべきである。

豫算の執行も、又市町村長の職權に屬するものではあるが、學校長は、常に自己の學校豫算の大綱を明かにし、其の範圍内に於て、學校經營上最も必要なるものから、漸次之が購入供給を請求すべきである。然しながら、校費中、普通の備品及消耗品費の如きは、便宜上之を學校長の處置に委任する場合が多いから、學校長は常に適當なる取扱をなし、且つ帳簿を具へて、其の計算を明瞭精確にせねばならない。

第五節 學校基本財産及授業料

學校基本財産

基本財産

市町村立小學校の經費は、原則として市町村の負擔であるから、市町村資力の如何は、直ちに其の教育事業の上に影響を及ぼすのである。元來自治團體が自己の費用を支出するに當つては、先づ其の財産より生ずる利殖、又は其の他の諸收入を以て之を支辨し、尙足ら

學校基本財産設置の必要

ざるときに於て始めて其の住民より賦課徴収すべきことは、市町村制の定むるところである。之に反して、自治團體一切の費用を擧げて悉く住民の課税に仰ぎ、之を支辨しようとするときは、國運の發展に伴ひ、國家の經營すべき事業が、益々多端になり、國民の負擔が漸次に加はらんとする今日に於ては、勢ひ教育費等を増加するを得ざるは明かである。特に地方農作の凶歉、商工の不振又は天災地變等、不時の災害等があるときは、市町村の財政は、著しく其の打撃を被むることになるから、學校教育事業にも影響を及ぼすのは自然の勢である。それで、市町村に於ては、なるべく小學校基本財産を作つて、先づ教育事業に對する財源の基礎を鞏固にし、市町村財政の弛張のために、國民教育事業に動搖を來たすことのない様に努めるのは、今日の急務である。

基本財産の資源

學校基本財産に編入することを得べきものは、寄附金授業料歳出の剩餘市町村財産の利殖等であつて、此等は土地の情況に應じて、或は積立金となし、或は又開墾造林等の事業

の計畫をなす等其の利殖を圖る方法を講ずる必要がある。

【參照】市制第九九條 町村制第八十九條

授業料

授業料

凡そ、國家の營造物は、之を利用したる者に於て、特別なる報償を爲すべきことは一般の通則である。然れば、學齡兒童を市町立小學校に入學せしめて、教育上に之を使用し、利益を受けた保護者が、其の使用料を支拂ふべきことは、固より當然のことである。然しながら授業料を徴收すると否とは、直接に就學の普及に影響するから、之が普及徹底を期する爲め、國家は、市町村立尋常小學校の經費を市町村の負擔とし、別に授業料を徴收することを得ざるを原則とした。即ち、無月謝主義であつて、近世文明諸國の多く採用して居る制度である。

無月謝主義

然し小學校令施行規則第一七四條に依れば、市町村の資力が不足なるか又は民度に於て就學の普及を妨げざる場合に於ては、縣府知事の認可を受けて、市に在りては一箇月二十錢以下、町村に在りては十錢以下を徴收することが出来る。又、高等小學校は義務教育でないから、授業料を徴收すると否とは、市町村の隨意である。若し之を徴收するときは、

市に在りては一箇月六十錢以下、町村に在りては一箇月三十錢以下に於て、其の金額を定め、府縣知事の認可を受けねばならぬ。但し特別の事情ある市町村又は學校組合に於ては府縣知事の認可を受け期間を定めて、右の制限額以上の授業料を徴收することも出来る。

授業料は、政府が其の徴收權を市町村に與へたものであるから、之を徴收する場合には、租税と同じく、滞納者を處分することを得る性質のものであるが、國民教育上、なるべく就學の普及を妨げない爲め、貧窮で之を納める資力のないものには、市町村長に於て、其の全部又は一部を免除してもよい。又一家二人以上、同時に就學するときは、特に其の授業料を減じて、以て兒童保護者の利便を圖ることも適當である。されど、學年に依つて、其の金額に等差を附することは、却つて就學を妨げる結果を生ずる虞れがあるので、之を禁止して居る。

既に述べたやうに、市町村は、其の小學校の設置及維持に要する費用を負擔せねばならぬ。故に以上の授業料は、市町村若くは其の學區又

授業料の免除及減額

は學校組合の收入となるべきものであつて、之が收入事務は、當然市町村收入役の管掌すべき所である。

〔令〕 第五十七條 市町村立尋常小學校ニ於テハ授業料ヲ徴收スルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ市町村立尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徴收スルコトヲ得

第五十八條 市町村立小學校ノ授業料ハ市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ收入トス

【参照】(則) 第七十四條 第七十五條 第七十六條 第七十七條 第七十八條 第七十九條 第八十條 第八十一條

### 第九章 小學校の實際的經營

#### 第一節 一般校務の種類

小學校の教育事務は、複雑多端であるが、之を適當に整理することは、學校の統一を全くし、教育全般の事業を進歩せしむる所以で、學校經營

小學校の事務

校則 細則

上最も必要とするところである。而して、之が全責任を有するものは、勿論學校長である。然しながら、多級小學校に於ける事務は、頗る多端で、學校長一人では、到底之を處理することが出来ない。故に、校務分掌規程を定めて、各教員に之を分擔處理せしめ、以て各部の整理を圖り、學校長は之を指導監督して、全般の整理統一を圖らねばならぬ。

校務の分類

校務は之を大別すれば、**學級事務**、**教科事務**、**一般事務**の三類に分けることが出来る。

學級事務

學級事務

擔任學級兒童の教育に關する事務であつて、學級擔任たる本科正教員の當然分擔すべきものである。其の主なる事項は、左の通りである。

- (一) 該學級に關する教授豫定表週録等を整理すること。
- (二) 擔任教科目の教材研究及教授案作成に關すること。
- (三) 該學級兒童の學業成績操行の考査及身體検査に關すること。
- (四) 該學級兒童の出缺席調査出席督促等に關すること。

教科事務

教科事務

小學校に於て教授する教科目を分類して、文科的教科目、理科的教科目、技能的教科目等の部門に分ち、各教員をして、其の嗜好長所に依り、各其の一部門に屬せしめ、又は教科主任を置いて、各科目に關する左の調査研究をなさしむべきである。

- (一) 該教科目の教授細目の調査修正立案に關すること。
- (二) 該教科目の教授法、學習指導法の研究に關すること。
- (三) 該教科目の教材の調査器械、標本、參考圖書等の調査整理に關すること。
- (四) 該教科目の學習に要する兒童の用具に關すること。

一般事務

一般事務

この種類は頗る多いから、**教務**、**庶務**及**會計**等の數類に分つて、各職員に分擔せしめ、又、多數の教員を有する學校にあつては、便宜

之を細分して分擔せしめ、各係に主任又は係長を置くがよい。而して更に、處務細則を定めて、各係の校務整理方法を制定し、他に關係ある事務は、他の係に交渉し、其の稍、重大なものは、係員の協議又は係長の承認を経て、之を施行する等の方法を定めねばならぬ。各係に於て取扱ふべき主要なる事務は左の通りである。

(一) 教務係

- イ 教授週録、日課表、兒童學業成績簿、操行調查簿等の整理、其の他教授に關する事務。
- ロ 學籍簿、兒童の入退學、出缺席、其の他兒童の學籍に關する事務。
- ハ 兒童の修卒業證書、其の他調査、處分等、凡べて兒童の修學に關する事務。
- ニ 以上に關する諸表簿の整理、運用、保管に關する事務。

(二) 庶務係

- イ 諸儀式、會議の施行及び教員の當直、宿直に關すること。
- ロ 文書の往復に關すること。
- ハ 諸統計記録に關すること。

ニ 學校の清潔、兒童の衛生に關すること。

ホ 其他の係に屬せざる學校全般のこと。

ヘ 以上に關する諸表簿の整理、保管に關すること。

(三) 會計係

イ 校地、校舍の保管、修繕に關すること。

ロ 備品、消耗品の調達、修繕、受渡に關すること。

ハ 授業料、學用品費、諸會費等に關すること。

ニ 以上に關係する諸表簿の整理、保管に關すること。

以上、諸校務の取扱は、なるべく煩瑣を避け、簡單明確に之を處理し得るやう計畫すべきである。其の他尙、通俗講演會、青年會、處女會、貧困兒保護會等の如き學校關係の社會的事業で、小學校教員の關係せねばならぬ事業が少くないから、これ等も適當に其の分擔を定めて、圓滑に進捗することを講ぜねばならぬ。

第二節 校務の整理

校務整理の方法

校務の整理統一を圖るには、先づ學校長が自ら率先して校内の諸規程を實行し、教員の執務を督勵すべきは言を俟たぬ所であるが、教員たる者も、亦、自己の分掌に屬する事務を怠慢に附することなく、能く自己の責任を重んじて、之が整理に任ずる許りでなく、互に協同して利便を圖ることを念とし、常に校務全般の向上進歩を致さんことを期せねばならぬ。校務の整理統一に必要な方案は、凡そ左の通りである。

會議

職員會議 學校長は、自己の職權を以て、部下の職員を指揮監督し、命令傳達に依つて校務の統一を圖り得るけれども、なるべく、之を職員全體に諮り、職員も又自己の所見を披瀝して、審議討究を盡すべきである。然るときは、校長及職員の見所も遺憾なく徹底するので、よく其の旨趣を了得することを得、實行に利便を得ることが多い。職員會議は毎週又は毎月定日に開會するやうに定むべきである。

學校曆

學校行事の調製 諸般の校務は、臨時に起るものの外は、一定の期日に

發生するものが多いのであるから、豫め其の期日を定め、毎週、毎月、每學期、每學年に於ける學校曆即ち學校行事を編制し、職員室等に揭示し、其の事務の進歩を圖り、之が處理に便益を與へるがよい。

諸表簿檢閲

諸表簿の檢閲 諸種の校務は重大なるもの、外は、日常各係ををして處理せしめ、其の記録及帳簿は、臨時又は定期に其の事務の輕重に従つて、學校長又は首席教員、或は各主任等の手許に差出し、之が檢閲を受けしむるがよい。

小學校に於ける重要な諸表簿は、左の如きものである。

- (一) 教務係に屬する諸表簿中、學籍簿、出席簿、學業成績簿、操行調査簿、身體檢査統計表、教授細目、教授週録、日課表、卒業證書臺帳、學級録、當番兒童日誌等は、或は就學事務に關し、或は教育の效果に關し、孰れも重要な帳簿である。

- (二) 庶務係に屬する諸表簿中では、日誌、學校一覽表、職員出勤簿、文書往



復簿諸法令通達綴諸統計綴學校沿革史等は、最も重要なものである。

(三)會計係に屬する諸表簿中では、備品原簿・同借用簿・豫算一覽表・消耗品受拂簿等は最も重要なものである。

以上の帳簿中、其の最も重要なものは、永久に之を保管する必要がある。又、五年乃至十年の後には、不用に歸するものもあるべく、其の輕重に従つて、適當な保存期限を定めて、之を保管整理すべきである。

### 第三節 養護、體育上に關する施設

學校兒童身體の發育を助長し、其の體力を増進しようとするには、體育上に於て一定の方針を定め、而して更に、積極的に、諸種の體操や、運動競技を獎勵しなくてはならない。其の主要な施設を擧げると次ぎの如くである。若し其の地方兒童の體力に適し、且つ體育上有益な運動があれば、**學校特技**として之を獎勵するがよい。

養護及體育  
上の施設

休憩時間に於けるラヂオ體操(毎日午前又は午後)

放課後の運動競技(毎週定日)

小運動會(毎月又は每學期)

遠足(毎月又は每學期)

登山又は水泳練習(適當な地方)

スキー又はスケート練習(適當な地方)

然し、登山、水泳、スキー、スケートには、往々危険が伴ふものであるから、之を實施するには、十分慎重な計畫を立て、經驗ある教員を主任として、嚴重な監督をなさなければならぬ。

近時我が國の諸學校では、一般に競技が多く行はれる。勿論競技は兒童生徒の興味を惹くことが多く、其の能率の進歩も早いけれども、動もすれば勝敗のみを重んじ、且つ少數者の獨占に歸する傾向が多く、眞の體育獎勵の意味に遠ざかる嫌がある。それで眞の體育獎勵の爲め

には、寧ろ努めて體操及徒歩遠足水泳等を獎勵して、堅忍持久の精神を鍛鍊すべきである。

又各種の體育運動の練習に就ても、從來は一般に、學級兒童全體に、同一量の練習を課するを常としたけれども、各人の體力には、種々の等差があるから、其の體力の程度に應じて、それぞれ適當量の運動を行はしめるが眞の養護上の理想でなければならぬ。

第四節 教授學習に關する施設

教授・學習上の施設

研究立案と實施の成績

教授は一方では、文化財中から重要な價值あるものを兒童に紹介すると共に、他方では、兒童の能力を陶冶し、發展せしめる作用であつて、現代に於ける學校教育上、最も緊要な活動である。それで學校經營の局に當る校長は、先づ教授上の識見を有し、各科教授の要綱を把握し、常に部下職員を刺戟指導して、其の研究立案を促がし、或は實施の結果を記述反省せしめなければならぬ。而してそれに

研究會

は、研究會批評會聽講視察見學の實施及教授案教授週録の作成等の施設が必要である。

研究會

各教員をして、それぞれ教育教授上の理論又は教材の内容、方法等を研究して、一定の期日に教員全體の前に報告せしめて、之を批判討究せしめるのは、理論的研究會であるが、其の方法が宜しきを得れば、大に各教員の研究心を刺戟することが出来る。其の他、時々學校以外から講師を招聘して、教育問題の外、實業・經濟・藝術・軍事等に關する講話を聽かしめることも有益である。次に又實際教授研究會では、各教員をして某教材の實際教授をなさしめ、全校職員が之を參觀して、其の立案や、實際取扱の適否を批判研究するもので、教育教授上の見識を高め、技倆を進め、能率を増進するのみでなく、漸次に學校全體の教育方針の統一を得しめる利益がある。

視察見學

職員をして他の學校教育の參觀、又は他の町村事情の視

察、農事、工業其の他の實地見學をなさしめることも、實社會に立脚する生きた知見を收得せしめる所以であり、従つて自己の學校又は自己の町村に對する認識を深めしめるもので頗る有益である。

**教授案及教授週録の作成** 各教員は教授細目に基づいて、實際教授を爲すに方り、豫め教授案につき研究立案をしなければならぬ。而して、其の實行の結果については、自から反省して、該教材の分量の多寡、方法の適否、兒童の理解及進行の程度等を記録して、將來の參考に資せなければならぬ。

**教授の個別的取扱の必要** 現時の小學校教育は、學級組織の中に於て行はれるのであるけれども、兒童の知能、氣質及傾向には、大なる相違があるのであるから、教員はよく其の受持兒童の個性に通じて、適切な教育をなさなければならぬ。其の中で最も明かに發現するものは、知能上の差等であるから、全體に共通の教材のみを課して、其の教授を進

個性に適する教授

知能優劣の種別と取扱

行せしむれば、優良兒は倦怠を生ずるのに、劣等兒は尙理解に苦むことになる。それで先づ兒童各自の知能の相違と、その依つて生ずる原因とを調査し、出來得るだけ適切な取扱を必要とする。

**知能優劣の種別** 優等兒中にも、或は殆んど全科目に涉つて、天賦の知能の優越な者があり、或は某科目に限つて優秀な者があり、或は又、家庭に於て、父母が嚴密に豫習復習を勵行するので某科の成績が優良な者もあつて、悉く同一ではない。それで天賦の知能の優越又は優秀な者には、一層多く**應用的教材**を課し、精深に學習せしめて、出來得るだけ**判断**や**發見工夫**の能力を練磨せしむべく、之に反して單に優良な兒童には、**練習教材**を多く課して、知能の熟達固定を期せしむべきである。

次に劣等兒童についても、單に某科目のみに於て知能の劣る者には、或は基礎的事項を理解せざるに因る者があり、或は長期缺席の爲めに理解困難に陥つた者がある。これ等は適當の補習教授を行へば、普

通の程度まで回復可能であるが、全科目に涉つて知能低劣な者は、多くは精神薄弱兒であるから、醫療的手段と相俟つて特別な教育法を施すことを要するものである。

校外教授の  
必要

**校外教授の實施** 現代教授は、凡て直觀教授を重視するから、各科に於て皆實物・模型・標本を使用するけれども、これ等の教辨物では、眞の具體的觀念を收得し難き場合がある。それで校外教授を必要とする。**校外教授**は、兒童を校外に導いて、直に自然界に接觸せしめ、先きに標本模型に依つた收得した知識を實地の體驗に依つて補充して確固とし、更に探究發見の爲めの準備をなさしめ、常識を養ひ、發表の能力を養ひ、又**郷土を理解し、郷土愛を發展**せしめる等、其の價値頗る大である。最近、獨逸の都市小學校では、多く**田園學年**を設け、小學校の上級兒童を數ヶ月間田園に宿舍を設けて收容し、直接に自然界に接し、實驗・實習をなすと共に、勞働・運動・遊戯をなさしめ、且つ共同生活の體驗と、體力の養成を

田園學年

期して居るが、實に校外教授の擴張であると見ることが出来る。

校外教授の場所については、神社・寺院・公園・山川・湖海・森林・城址等、郷土の領域中、なるべく顯著なる地點を選び、教員は豫め實地を踏査して豫定案を作製し、出來得るだけ有効に之を實施すべきである。最近郷土教育の必要が大に唱道せられて居るが、低學年に於ける之が實行は、主としてこの校外教授の方法に依るべきものである。

課外讀物

**課外讀物** 課外讀物に就ては、時々家庭と連絡を通じて、兒童の發達に適し、徳性・趣味・常識を養ふに足るものを推奨し、徒らに多數の書籍・雜誌を濫讀することのないやうにし、又**學級文庫**や**學校圖書館**を設け、良書を備へ付けて之を讀ましむるがよい。

家庭課業

**家庭課業に對する監督** 學校課業の外、家庭に於ける兒童獨自の學習は、應用練習を完全にし、豫習を周到にし、自學自習の精神を涵養する點に於て、有益なところが頗る多い。然しながら、又、兒童の休養時間を減

殺し、負擔を重からしめる虞れがあるから、豫め兒童の發達程度に應じ、相當な標準時間を定めて、之を制限せねばならぬ。家庭課業の時間は、略左の如きものが適當であると云はれて居る。

尋常第一、二學年	三十分乃至四十分	同	第三第四學年	一時間乃至一時間半
同	第五、六學年	二時間乃至二時間半	高等科	二時間半乃至三時間

兒童に課すべき家庭課業は、家庭作業及復習、豫習とすることが出来る。

復習豫習

復習及豫習 復習は、既に教授した結果を益々確實にして、應用自在ならしめんとするもので、最も家庭課業に適するものである。例へば、讀み方、書き方、國史、地理、理科等に於ける復習の如きはそれである。豫習は、兒童が自力を以て、未だ教授を受けない教材を考究するもので、陶冶上の効果が最も大である。けれども、幼年兒童には適しない。概して幼年者には多く、復習、練習を課し、學年の進むに従ひ、方法を授けて、自ら進んで豫習するやうに訓練しなければならぬ。

家庭作業

家庭作業

練習の一種ではあるが、主として作業の形式を以て行はれるもので、地圖の描寫、圖畫、手工の仕上げ、綴り方、書き方の宿題等の如きものである。家庭作業では、兒童の自由活動を認め、創意的方面を重視することが出来、且つ其の成績が良好で、往々教室教授の成績を凌ぐものがあるけれど、屢々之を強制する時は、兒童の負擔を過重にすることになるから、餘りに困難なものを選ばず、又其の分量を多からしめぬやうにし、又、期日を一定して、必ず之を提出せしめるがよい。

第五節 訓育に關する施設

兒童の訓育に關して實行すべき施設は頗る多い。けれども其の重要なものは、先づ學校訓育の方針を定め、之に基づいて訓育要目を定め、各學年、各學級に於ては、それぞれこの旨趣を體して、其の學級に於て之を實施することである。

校訓 其の學校訓育の中心とする徳目を選び、主として之に依つて

訓育上の施設

校歌

日常兒童の行動を規制し、其の生活を統一せんとするものであるから、十分慎重に討究審議の上に決定すべきである。  
校歌 校訓の旨趣又は其の學校所在地の歴史、先哲の遺徳、山河の風土等を詠じたものを採り、諷唱の間に兒童の意氣を振興せんとするものであるから、文學的趣味を有し、且つ兒童の理解に適することを必要とする。

訓育要目

訓育要目 校長の教育方針及修身の各學年教授細目と關聯し、又地方民心の特徴、學校兒童の性格等を參考として、日常實踐を勸奨する要目を立案し、更に各學年各學級に於ては、適當の機會に於て之を實踐せしめるやう具體的要目を設定すべきである。

講堂訓話

講堂訓話 國民精神を高揚すべき記念日又は其の他の機會に於て、全校兒童を會集し、適切な訓話をなし、感激を與へ、實踐を強調するのであるが、全校訓育の統一を期する上に於ても有效である。

朝禮、終禮

朝會終禮 毎朝課業の始めに全校職員兒童が一所に會合して朝禮を交換し、皇大神宮、宮城の遙拜又は國旗の掲揚を行ひ、校歌を合唱し、校長の訓話の後、簡易な體操を行ふときは、一日清新の氣分に充ちて課業に入ることが出来る利益がある。

終禮は各學級に於て兒童と擔任教員と相會し、當日學級内に起つた事件を報告し、更に明日の準備又は必要な事項の注意を與へて解散せしむべきである。

勤勞作業

勤勞作業 勤勞忍耐の美德を養成する爲めには、學校内の作業に服せしめる外、尙心身發達の程度に應じ、各自の家業にも多少の手傳をなさしめることが必要である。其の他、時々校門内外の道路、又は學校附近の鄉村社の境内、郷土の偉人、先賢の墳墓又は記念碑の整理、清掃等の如き**社會的な勤勞**を爲さしめ、高學年に至れば、更に進んで共同植林、害虫驅除溝渠の整理等に努力せしめ、以て、規律節制相互援助、勤勞愛好の

勤勞奉仕

自治訓練

良習を養成すべきである。

**自治訓練** 勤勞作業と共に、公民教育上最も重要な事項は自治訓練である。それで尋常第三學年以上の兒童には、各學級毎に當番制を定めて、學年又は學級内の種々の勤務に服せしめ、更に各學級毎に**級長副級長**及之が補助員たる**相談役**若干名を選擧せしめ、校長から之を任命すべきである。これ等の役員は、相互に協力して、學級教室の清潔整理、各部當番の監督、教師の命令の傳達、學級兒童の希望の申達、發病者の看護、教辨物の用意、撤收、學級日誌の記入提出、校内に於ける學級規律及校外に於ける學校規律の維持等の任に當るべきで、かくして時々**學級會**を開いて、諸規律を振作し、自治心の涵養に資すべきである。

**學年會全校役員會** 又各學級、各學年の役員を聯結して、學年會、全校役員會を組織せしめ、以て、運動競技の振興、社會奉仕方案の決定、風紀規律の改善等につき協議決定せしめ、校長は之を統制指導して、更に之を全

役員

學校市

校兒童に周知せしめて、校風の向上刷新を圖るべきである。歐米特に南北アメリカ諸國に於ては、夙に學校市 *School city*、少年共和國 *Junior republic*、等の制度を創め、學校警察、學校裁判等の施設を起し、悉く選舉に依りて役員を定め、兒童の校内生活に關する事項、特に善惡の決定、賞罰の如きも悉く之を裁決せしめて、良成績を擧げて居る學校が多い。けれども、かくの如きは餘りに共和的色彩が濃厚で、我が國の歴史、傳統及制度に悖るところが多く、又徒らに成人の政治組織に模するやうで、却つて着實性を失ひ遊戯に近きものとなる虞れがある。

**兒童の管理** 學校は多數の共同生活の場所であるから、日常相互の利便を考慮し、全體の福利を増進するやう一定の規律を遵守せしめなければならぬ。歐洲大戰後、一時、我が國にも自由教育思想が移入せられたので、小學校に於ける規律訓練は頗る弛緩したことがあつた。けれども元來社會生活を圓滿にするには、各個人の放縱にならんとす

兒童心得

る意志を規制して、一定の秩序に服従せしめなければならぬことは明かである。それで學校生活上、必要な一定の規律を定め、日常其の旨趣を訓話して、よく之を實踐せしめなくてはならない。その主要なる規律は次の如くであらう。

服裝の心得

昇校途中の心得

始業前及始業の時の心得

課業中の心得

御眞影及勅語謄本に對する心得

敬禮の心得

教室内の心得

廊下及出入口の通行の心得

休憩中の心得

晝食の際の心得

便所にての心得

運動場内の心得

教科書及用品使用の心得

家庭、社會との聯絡

第六節 學校と家庭、社會との聯絡

家庭との聯絡

學校教育は家庭と聯絡を密にせざれば、其の効果を

擧げることの出来ないことは明かである。しかのみならず、『學校の爲めに教育するのではない。生活の爲めに教育するのである』と、古來の名言が教へる如く、兒童の教育は、結局彼自身の爲めであると共に、又其の家庭の爲めであり、國家社會の爲めである。故に教員は、常に狹隘な教室内のみに立籠つて、獨り自から善しと満足してはならない。家庭と學校との關係については、一方では學校及學級の教育方針や、其の方法を家庭に周知せしめることが必要であると共に、他方では家庭及兒童の生活情況を學校に於て知悉する必要がある。而してこの兩面の聯絡を圖る爲めに行ふべきものは、

父母(兄弟)の學校訪問又は學級參觀

父母(兄弟)懇話會

教員の家庭訪問

通信簿及學校學級の機關雜誌發行



等がある。然しながら印刷物や、記述した物では、相互の意志を十分に疏通することは出来ないから、直接に會見して懇談するのが最も有効である。只教員の家庭訪問には、種々の弊害を伴ふから、父母が時々自から學校を參觀し、而して後、教員と懇談するのを最良の方法として推奨しなければならぬ。然しながら之を全校一時に行ふのは、却つて効果を擧げ難いから、二、三學級づゝ順次に父母兄弟を招集して、學校教授の參觀をなさしめ、次に學藝會等を催し、其の後に於て懇談するのが利便である。

職業指導

職業指導

學校と社會との聯絡上最も重要なことは職業指導である。即ち兒童の卒業後に選擇すべき職業範圍に關する理解を與へて、適當な職業生活に指導することである。元來兒童に對する職業指導は、米國ボストン市の小學校に始まつたのであるが、我が國に於ても、大正の初期、職業紹介所が各地に設けられてから漸く行はれ、昭和二年文

個性調査  
適職探究

不適職の指  
摘

部省は訓令(兒童生徒の個性尊重職業指導に關する件)を發して之を獎勵するやうになつた。蓋し各種の職業人となるには、それぞれ特殊の性質知能を要するものであつて、何人も凡ての職業に適すと云ふことはない。それで兒童の個性を調査し、出來得るだけ各人をして、自己に適する職業に向はしめなければならぬ。然しながら各人をして、眞に適職に向はしめることは、實際に於ては不可能であるから、寧ろ其の個性に對する不適職を指摘して、之を避けしめることを以て満足しなければならぬ。これが即ち現時に於ける職業指導の消極的意義である。けれども別に又積極的に正しい職業の觀念を養ふ方面がある。

故に職業指導は、只一時的に之を行ふべきものでなくして、日常の教育の間に於て、漸次に行はるべきものである。即ち國語・地理・理科等の教授に伴つて、各種の職業に就ての理解を與へ、時としては校外教授・旅行・遠足等を利用して、實地見學を行ふと共に、修身教授と訓育と相俟つ

て、凡ての職業人に必要な綿密忠實・勤勞・忍耐の諸徳性を涵養しなければならぬ。かくて最終學年に於て、自己個性の長短の自覺・家庭の事情の考慮・社會情勢の推移等の考察と、不適職の指摘と相俟つて、進んで何等かの職業に向ふやうに誘導すべく、又都市に於ては其の保護者と協議の後、學校に於て適當な紹介の勞をも取るべきである。

卒業生との  
聯絡

**卒業生の指導聯絡** 卒業生中、それぞれ上級學校に進入せる者は、尙教育的勢力に接觸して居るのであるが、之に反して直に社會に出て、實務に就く者は、動もすると不良の影響の爲めに感化され易いから、努めて青年學校に入學せしむべく、然らざる者は、餘暇を以て、時々學校に集合し、**同級會**を組織せしめ、元の擔任教員等をして指導せしめ、又は同窓會と聯絡して、共に修養を怠らざらしめることが必要である。

### 第十章 小學校と地方教化

地方民と小  
學校

元來小學校は、之を理論上から見れば國民教育の設備であつて、國家に屬する營造物であるけれども、校地・校舍、其の他の建設費は市町村民の負擔するところであり、其の他の學校經費も、多くは市町村費で支出されて居るのみならず、市町村民の最大多數は、最初、皆、こゝで其の教育を受けたのであるから、最も親みを感じ、小學校を以て全く自己の市町村に屬するものであるが如くに考へるのである。しかのみならず、一般市町村民で、小學校の如く、多數の圖書器械標本を所藏するものは少く、小學校教員の如く、日常教育や學術に親んで、文化の第一線に立つて居るものは少い。

小學校教育  
と地方文化

それであるから小學校教員は、未來の國民たる兒童を教育するばかりでなく、兒童の背後に在る**現實の社會をも教化して、地方文化を向上**せしめるに適し、地方の社會でも暗に之を期待して居る。故に教員たる者は、小學校を以て地方文化の源泉たらしめんとする覺悟を有たな

ければならない。元來小學校長及教員の職務は煩多であるけれども、前述の如く、實に地方に在つて、文化の第一線に立つものであるから、神職・僧侶・醫師等と共に、常に自から學徳を修養して、よく其の寄託に背かざるやうに努力しなければならぬ。

地方教化の  
事業

小學校長及教員が、地方文化の爲めに盡すべきことは少くないが、其の主要なものを挙げると、學術關係の方面では、學校圖書館の開放、巡回文庫の世話、通俗講演會の開催等があり、修養團體の方面では、男女青年團の指導、戸主の會、婦人會の世話等があるのみでなく、その他、宗教や、軍事實業・衛生等に關する講演實踐等の諸會合でも、直接又は間接に小學校教員の勞力を要することが少くない。而して小學校教員が、職務の餘暇を以て、これ等の團體又は會合の爲めに、其の力を盡すことは、地方文化の發展の爲めに、どうしても必要なばかりでなく、他面に於ては、又地方民との親睦を増し、従つて間接に地方民心をして、教育を尊重し、其

の小學校を愛護せんとする念を養ふものであるから、努めて私心を去り、誠實公平に、地方民心の啓發向上の爲めに盡力すべきである。

## 第四篇 學校衛生

一九八一—二四

### 第一章 學校衛生の必要及び範圍

學校衛生の  
意義と必要

學校衛生 兒童及教員が學校生活の爲めに被むる身體上の危害を豫防し、其の發育健康を保護する方法を講ずるのは學校衛生の任務である。特に兒童の身體は發育中のものであるから、尙軟弱なるを免れない。従つて外來の刺激に犯され易く、之に加ふるに學校生活は、多數の集合なるが爲めに、健康を害する諸種の誘因が家庭に於けるよりも甚だ多く、其の他、學校生活は、一方に於ては規律が嚴であり、他方に於ては學業の負擔が漸く重く、兒童の精神を刺激することが少くないのである。それで各個人は勿論國民保健の上から考察しても、學校衛生は決して忽かせにすべからざる問題である。

學校衛生の  
範圍

學校衛生の範圍は、頗る廣汎であるが、凡そ之を左の四項に概括することが出来る。

- 一、學校設備に關する衛生
- 二、學校生活に關する衛生
- 三、學校兒童に關する衛生
- 四、教師に關する衛生

### 第二章 學校設備に關する衛生

設備上の衛  
生

小學校設備上の衛生に關しては、各教室の採光・通風・煖房・机・腰掛及清潔法に關する注意を以て其の主要なるものとする。

採光 教室の光線は、凡べて、兒童座席の左方より採るのを原則とする。

前面より來る光線は、明視を妨げ、且つ視力を害する虞れがある。若し左方の光線のみで不十分なときは、更に右上方より採光してもよ

光線の方向

いが、此の際は左方の光線よりも微弱な補助光線たるに止むべきものである。屋上より採る光線は、稍平均に児童の座席に達するといふ利便はあるが、窓の構造が極めて困難で且つ多くの費用を要する。

各教室の照  
度

**教室の照度** 普通教室の照度は、八〇ルクス以上、裁縫、圖畫、手工等の特別教室は一〇〇ルクス以上、講堂及屋内體操室は五〇ルクス以上を必要とする。通常、窓際と廊下側では、照度に非常な相違があり、曇天・雨天の際には廊下側の机上は二〇ルクスにも足りないことがあるから、秋冬季、雨雪の多い北陸・東北地方の學校では、普通教室や、特別教室に人工照明の設備をなすがよい。即ち一教室には、乳白グローブに装置した二〇〇ルクス位の電燈六個位を設けるのが適當である。又、餘りに強烈な光線の直射は眼に有害で、頭痛等を生ずる虞れがあるから、窓掛を設けて之を緩和すべきであるが、己むを得ざる場合には、磨硝子を用ふるか、又は硝子にパラフィン紙を貼布するがよい。其の

煖室法

他、壁色及び窓掛の色も、室内の明暗に深い關係を有するものであるから、四壁・天井はなるべく淡黄色・淡灰白色或は淡青色等の如き、暗黒に遠い中性色を用ひ、窓掛にも淡褐色等を用ふべきである。又壁の破損・汚穢等を避けんがために、窓から下部には腰板を附けるがよい。

**煖室** 小學校に於ては、冬季の煖室に多く普通煖爐又は火鉢を用ふる。火鉢は、木炭の燃焼に依つて、炭酸瓦斯及其の他の有害物を發生するばかりでなく、温熱の傳達が不均一で、且つ危険が多けれども、經費の關係上、今日尙之を使用する地方が多い。之を用ふるには、豫め室外で木炭を烈火となした後に、室内に入れることと、児童養護上の注意を怠らないことが大切である。煖爐は、火鉢よりも勝つては居るが、尙温熱を全般に傳達する装置と、水蒸氣を發生せしめて空氣の乾燥を防ぐ装置とを必要とする。

**換氣** 學校教室は、多數の児童が集合するので、室内の空氣は、忽ち汚

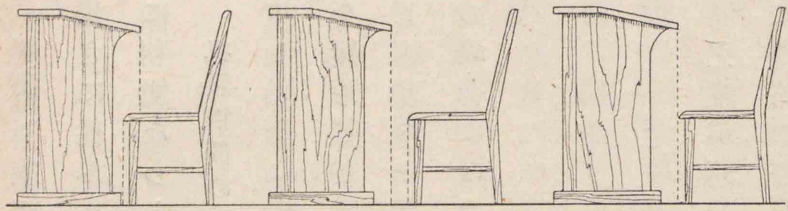
換氣の必要

濁に變じ、時としては頭痛、眩暈等を催さしめることがある。通常室内空氣の清濁は、其の含有する炭酸ガスの分量を標準として檢するものであるが、其の量千分の一に至ると人類に害を與へ、千分の三乃至四に達すると、人をして窒息せしめると云はれて居る。我が國の木造校舎には間隙が多く、従つて内外の換氣は常に行はれ易いのであるが、尙冬季火鉢を用ひた際に於ける炭酸ガスの含有量が危険度に達したことがあるのは學者の實驗したところである。況して鐵筋コンクリート建築の校舎では、火鉢を用ひる場合には、必ず既に熾烈となれる炭火を用ひ、且つ毎授業後に必ず窓戸を開放して換氣を圖らなければ危険を免れない。

机腰掛の高さ

**机腰掛** 小學校に於て、兒童の生活と最も多く關係を有するものは、机腰掛であるから、之が構造及其の使用法が兒童の衛生に影響を及ぼすべきことは明かである。

机面の高さ及び傾斜



陰距離      陽距離      無距離

**机の高さ** 腰掛に正坐して、前臂を直角に曲げた肘の下面から、腰掛の座面に至る距離に七分乃至一寸三分を加へたものに腰掛の座面の高さを合せたものを標準とする。

**机の表面** 平面説と斜面説との兩説があるけれども、若し、經費上の都合がつかならば、前方に三寸以内の平面(鉛筆等の置場)を作り、其の内方を斜面とするのを可とする。この傾斜面の角度は、通常十二度乃至二十度を以て適度とする。

机腰掛は、年長學年では一人用のものを良しとするけれども、幼年學級には、二人用のものを備へるものが多い。なるべく、一教室内に高低數種を與へ、兒童の身長に従つて適度のものを配當するがよい。

机腰掛の距離

腰掛 座面の高さは、下腿部の長さより稍短く、座面の幅は上腿部の長さに従ふべきである。腰掛の倚靠は腰柱骨及脊椎骨を支持し、安坐に利便ならしむべきである。

机腰掛間の距離 机の内端と、腰掛座面の前端との距離に就いては、其の間全く相離れることなく、即ち其の水平面距離が零なるときは、之を無距離と云ひ、若し両者が相離れて距離を生ずれば之を陽距離と稱し、相互の一部が相重なるときは、之を陰距離と云ふ。概して兒童静坐の場合には之を無距離に保たしめるのを正しとする。

第三章 學校生活に關する衛生

第一節 兒童の姿勢

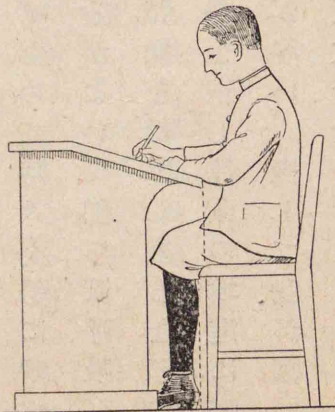
學習の姿勢

兒童が若し、生理的に不正の姿勢で、永く課業に従事するときは、自然に骨骼の畸形を呈するやうになるのは免れぬところである。即ち、机

面の餘りに低いものを用ひ、又は、机腰掛を常に陽距離にして課業に従ふときは、胸及腹部を壓迫することが多いから、呼吸及血行の機能を妨げ、且つ脊椎彎曲症に陥る虞れが多い。それで教員は常に兒童をして陰距離に於て筆寫せしめ、静坐の際には、之を無距離に保たしめることに留意し、又時々注意を與へて、各自の位置姿勢を正さしめねばならぬ。

又腰掛が餘りに高いときには、下脚が懸垂の爲めに、却つて疲労を感ずることが多く、上脚は爲めに自づから之が牽引せられて大腿骨彎曲症に罹ることがある。それ

勢姿の寫筆きし正



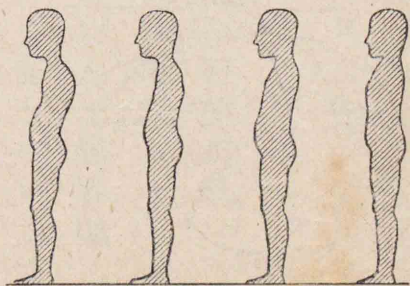
勢姿の寫筆な正不



姿勢の良否

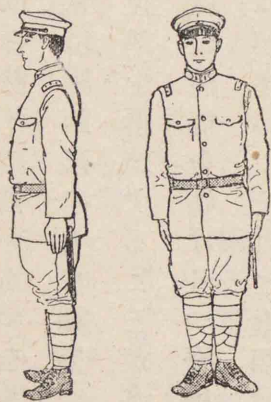
で、教授中に於ても、児童の姿勢に注意し、常に正しい姿勢を保たしめ、それが漸次慣習となるに至らしめなければならぬ。

概して姿勢不良のときは、呼吸及循環の機能を妨げ、延いて他の内臓諸器の作用をも害するものである。又同一姿勢を餘りに永く保たしむるときは、疲労を生じ、従つて又、不正の姿勢に陥るから、教授の形式の變化に伴ひ、適當に児童を活動せしめて、時々姿勢に變化



最悪 不良 良 最良

深呼吸



我が陸軍兵士の理想の姿勢  
脚兩を張る、腹下に力を入る、胸を直ちに立ち、水を平に引

あらしめるがよい。即ち深呼吸又はラヂオ体操を行はしめるなどは、不正な姿勢を正し、健康の増進に資することが多い。概して我が國民の姿勢は、直立・着坐・歩行いづれの場

合にも正しくないもので、衛生上不利なばかりでなく、堂々たる大國民の態度を缺いて居るのは歎かましい。

### 第二節 教授の開始及休憩

近時疲労問題研究の進歩に従ひ、小學校に於ける日課表、即ち授業時間割に關する論究は、甚だ盛になつて來た。蓋し児童の疲労を僅少ならしめ、以て教授の能率を大ならしめようとするのである。而して之が爲めには、教授學及心理學・衛生學の上から考察しなければならぬ。今、左に教授の開始時刻及休憩時間について述べよう。

授業開始の時刻

#### 教授開始の時刻

児童は其の年齢に應じて、一定の睡眠・休憩・遊戯等の時間を要するので、従つて強制的の學習・課業は、其の餘裕の時間に於て之を爲さねばならない。然るに、児童が幼弱なれば幼弱なる程、睡眠・休憩・遊戯等の時間を要することが多いから、餘り早朝に授業を開始するときは、幼年児童は起床後直ちに昇校しなければならず、従つて第一時



に於ては、十分に心意の覺醒を來さざるのみならず、又其の通學路程の遠きに伴ひ、兒童は益々早く起床する必要を生じて、睡眠時間を減縮するから、健康上に悪影響を及ぼすことが大である。故に地方小學校に於ける授業開始の時刻は、夏季に於ては午前八時、冬季に於ては午前九時より早くてはならない。又學校に於ける課業と共に、家庭に於ける兒童の復習、其の他の家事の如きも、餘り多く之を強制することなく、睡眠その他、兒童の心身發達の程度に必要な時間數を考慮し、而して後、其餘をこれ等に配當すべきものである。

休憩時間

休憩時間 元來兒童の疲勞の度は、午前に少くして午後になくなるものであるから、小學校に於ける學術的教授は、なるべく其の疲勞の少い午前に於て終結し、午後には専ら體操・水泳・氷滑、其の他の身體的作業のみを課すがよいとの意見もあり、現に獨逸に於ては、十數年前から、この制度を實施して居る。即ち、各教授の間には、僅に五・六分間の

不分教授

用便に必要な程度の休憩時間を置くのみで、概ね教授を繼續するから名けて之を**不分教授**と稱する。勿論兒童の疲勞の度は、午後になると午前よりも増大することは事實であるが、其の中間に少し長い休憩時間を設けるときは、多少の回復を來たすものであるから、以上の不分教授に對しては、尙反對の議論が甚だ多い。

休憩の時間  
必要

兒童の學習上、休憩時間の必要なことは、左の諸點よりして、之を確認することが出来る。

1. 兒童の課業に於ける誤謬の分量は、休憩前よりも休憩後に於て減少することは、多數の教育家の實驗上認められた事實である。
2. 永續する課業に於ては、兒童の下體が先づ疲勞するから、正しい姿勢を保つことが出来ない。又呼吸作用が減殺せられ、眼筋は多少固着せられて、其の調節作用を鈍くするから、其の間に休憩時間を設け、兒童を室外に誘出して、呼吸及循環の機能を促進せしめ、且つ視線を遠方に轉ぜしめて、眼筋の調節作用を促す必要がある。
3. 教室内の空氣は、兒童の呼吸の爲に混濁するから時々教室を開放し、兒童を室外に誘出

休憩時間の  
長短

して室内の換氣をなす必要がある

各教授時間の中間に於ける休憩時間の長短については、或は各時十分で可なりと云ふ者あり、或は年齢に従ひ、六歳前後の兒童には各時四十分、九歳前後には三十分、十二歳前後には二十分、十五歳の兒童には十五分の休憩を與へよと云ふ者もあり、諸家の研究未だ一定するに至らない。けれども、概して最初の第一時の後には、休憩時間を短くし、漸次教授を重ねるに従つて、之を段階的に増加すべきことは理論上反對の餘地がない。例へば第一時の後には五分、第二時の後には十分、第三時の後には十五分とする如くである。然しながら、以上の休憩法は實際上煩雜なで、我が國の小學校では多く行はれて居ない。

休憩中の動  
作

次に我が國では、學校に於て午前と午後の中間に晝食を喫する慣習があるから、此の間には、凡そ一時間の餘裕を與へ、兒童をして安靜に食物を咀嚼せしめ、食後に於ても、なるべく心身を安んずり爽快にして、消化を

宿題・課題

文字  
印刷

促進させ、其の他の休憩時間に於ては、輕易な遊戯をなさしめるのを適當とする。又一般に休憩時間には、兒童に對しては、強制的の課業を課することなく、大氣中に出て、綠蔭又は芝生等の上で、自由に過激ならざる遊戯をなさしめるのが、最も疲勞の回復に適當する。又放課後及日曜や、休日に於ける休息遊戯等も、兒童の疲勞回復の爲めには、極めて緊要なものであるから、學校は勿論、家庭に於ても、學校課業の復習以外に、餘りに過多の豫習又は他の稽古等を強制的に課することなきやう注意すべきである。

### 第三節 教授上の文字

讀本其他、諸種の教科書の紙質及文字の大小は、兒童の視力の養護上、最も關係の多いものであるから、文部省に於ては、其の文字と印刷に關する標準を定めて之を制限して居る。然るに近來、近視が兒童少年の間にも益々増加しつゝあるのは痛嘆の至りである。それで國定教科

書以外の参考書、自習用書を用ひしめる場合、若しくは少年書類雜誌等を選ばんとする場合には、最も意をこゝに用ひなければならぬ。  
 又教室には、必ず窓掛を用ひて日光の直射を防ぎ、黑板は常に之を漆墨又は濃緑に塗つて反射のなきやうにし、文字もなるべく方二寸を下らないやうに明確に之を板書し、特に視力薄弱の兒童に對しては、前方に適當な座席を與へる等の注意を怠つてはならない。

第四節 校舎の清潔洒掃

兒童は、其の晝間生活の大部分を學校内で送るのであるから、美的情操の涵養上からも、常に之を清潔に保つべきであるが、尙又、兒童は毎日外部から種々の不潔物や塵埃を履物又は衣類に附着せしめて移入し來るのみでなく、多數の學校生活の間に、衣類の纖毛、毛髮及皮膚の剝片、白墨の飛粉、鉛筆の削り屑、其の他の塵埃も集積するので、衛生上からも、必ず毎日之を洒掃して、常に清潔に保たなければならぬ。我が國小

教室の清潔

教室の塵埃

學校では、一般に兒童に當番を定めて其の勞に服せしめ、以て訓育上勤勞を愛し、清潔秩序を愛好する精神の教養を期して居る。固よりそれは、村落地方に於ては適切であるけれども、大都市に於ては、兒童教員が街頭から教室内に移入する細菌中には、相當多數の傳染病菌を有することは、既に學者の實驗に依つて明かである。それで未だ幼弱で抵抗力の乏しい幼年兒童に、教室掃除を擔當せしめるのは、決して危険なしと云ふことは出來ない。それで獨逸に於ては、往年から兒童の教室掃除を禁止し、之を小使の職務と規定して居る。我が國に於ては、財政關係上未だ容易に之を實行し得ないから、一般に校舎内の上履きと下履きを區別せしめ、且つ低學年教室のみは小使又は高學年兒童をして交々之を洒掃せしめるのを可とする。

掃除の際には、先づ窓戸を開放し、如露を以て水滴を床上に散布し、次で靜かに之を掃き、然る後に濕布を以て丁寧拭ひ去らしむべきであ

學校清潔法の種類

る。大正十五年(訓令)に發布された學校清潔法では、學校に於ける清潔法を、日常清潔法、定期清潔法、臨時清潔法の三種に分かつて居る。前述の方法は、即ち日常清潔法であるが、定期清潔法は、毎年一回、期を定めて校舎内外の洒掃を行ふもので、即ち室内では器物を室外に搬出し、天井・四壁に至るまで洒掃するもので、職員・児童協同に其の勞に服すべきである。臨時清潔法は、浸水・其他の災害を被つた後に於て行ふもので、この場合には學校醫の指揮を受け、主として人夫・小使をして之に當らしめなければならぬ。

#### 第四章 學校兒童に關する衛生

##### 第一節 學校病

兒童は、學校生活の爲めに、諸種の影響を被り、種々の疾病を誘發することがある。學者は之を稱して學校病と云ふ。其の病勢の緩慢なも

學校病

のは、教員も兒童も共に之を覺知しないけれども、専門學者の實驗に依れば、學校病に罹つて居る兒童の數は意外に多いとのことである。今、學校病と認められるものを擧げると、次の通りである。

脊椎彎曲症

1. 脊椎彎曲症 不完全な机腰掛の使用、又は不適當な使用法を永續した結果、不良な姿勢が慣習となつて前後屈及左彎右彎の如き畸形に陥るのである。常に適當なる机腰掛を用ひ、又常に之を正しく使用させることに注意して、正當なる姿勢を保たしめることを怠つてはならぬ。

眼疾

2. 眼疾 學校病の中で、最も多いものは近視眼とトラコーマとである。近視眼は採光の不十分、机腰掛の不適當、兒童姿勢の不良、細小なる文字の読み書きを永續する等が原因となつて發生し、上級に進むに従ひ著しく増加する。然れば教員は、兒童をして時々視線を遠方の物體に轉換させることに努め、尙常に上述の諸原因を除去することに注意せねばならぬ。

トラコーマは、多數の者が雜居して、相觸接する機會が多く、風塵の飛揚が甚だしい學校等に在つては、比較的迅速に傳染する眼疾である。常に健康兒童とトラコーマ患者とを區別し、直接に相觸接する機會を避け、又器具・書籍等の貸借混用を禁止、毎日患者に醫

耳疾

頭痛・鼻血

呼吸器病

消化不良

神經衰弱

療を加へしめて、其の全快と撲滅を期せねばならぬ。  
3. 聴力減弱 諸種の耳疾は、自分が覺知しない間に漸次亢進して遂に聴力が甚だ減弱するに至るものである。

4. 頭痛鼻血 室内の温度が高きに過ぎ、又は多數の兒童が一室に密集して換氣が不十分な時に發生する病的現象である。

5. 呼吸器病 不潔な空氣の吸入、又は呼出、生活力の減弱などから起る症狀である。清新なる空氣の流通及正當なる姿勢の保持に注意することが必要である。

6. 消化不良及腹痛胸痛 食物の咀嚼不十分、運動の不足、姿勢の不良等から生ずるものである。食事の際には十分注意して咀嚼せしめ、尙食後は少時安靜の位置に居らしめ、急に激烈なる運動をさせてはならぬ。

7. 神經衰弱 課業の過重學習の過度の結果、漸次食欲の減少、身體の倦怠を來し、不眠症に陥ることがある。務めて新鮮なる大氣中で、適度の運動をなさしめ、又課業の自修宿題等の過重を避けねばならぬ。

其の他、尙齒牙の疾患は都市小學校兒童に、寄生蟲から來たる諸病は、村落小學校兒童に少くないことは、既に明白な事實である。

### 第二節 學校傳染病の種類及豫防消毒

學校傳染病の種類

學校の如き、多人數の常に集合する場所に於て、最も恐るべきものは傳染病である。傳染病の種類は甚だ多くて、之が豫防及消毒の方法も複雑である。現行の**學校傳染病豫防規程**（大正十三年<sup>文部省令</sup>）に依れば、學校に於て、特に豫防に留意すべき傳染病は左の四類である。

第一類 コレラ、赤痢(疫痢) 腸チフス、パラチフス、痘瘡、發疹

チフス、猩紅熱、チフテリア、流行性腦脊髓膜炎、ペスト

第二類 百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘

痘

第三類 肺喉頭、其の他の機關の開放結核、癩

第四類 トラコーマ、其の他の傳染性眼炎、疹癬其の他の傳染性

皮膚病

以上の傳染性諸病に罹つた者は、全治した後でなければ登校を許されないが、特に第二類の罹病者は、其の主要症狀消退後、いづれも若干期

間を經過し、學校醫に於て、傳染の恐れなしと認めたる者でなければ登校することは出来ない。又自から傳染病に罹らなくても、第一類又は第二類の傳染病は最も感染し易いものであるから、該患者ある家に居住した職員、生徒、兒童、又は該病毒に感染の疑ある者は、豫防處置施行後の狀況、其の他の事情に依り、學校醫に於て、傳染の恐れなしと認定した後でなければ登校するを得ざる規定である。

其の他、學校長は、學校内又は學校所在地、若しくは其の附近に第一類又は第二類の傳染病が発生して、傳染の危険ありと認めるときは、學校醫の意見を徴し、職權を以て學校の全部又は一部の閉鎖又は休業をなすべきであり、又兒童の通學區域、職員の居住地に、以上第一類又は第二類の傳染病が発生した時も、狀況に依り、學校醫の意見を徴して、其の地域から通學する兒童又は通勤する職員の昇校を停止することも出来るのである。

學校の閉鎖  
休業

昇校停止

次に又學校長は、兒童が入學の場合には、法定の種痘を完了せるかを調査して、未了者には之を受けしめ、又保護者をして其の義務を履行せしむべく、第二期種痘期の在學兒童も同様、又尋常小學校卒業證書には、其の兒童が法定の種痘を完了したか否かを記入すべきである。其の他、前述の第三類及第四類傳染病の豫防上、學校長は左の設備を怠らず勵行しなければならない。

- 一、手洗水を流出装置とすること。
- 二、共同手拭を用ひざること。
- 三、兒童の數に應じて液體を入れた適當數の唾壺を配置し、唾壺内は時々消毒して之を便地内に投棄すること。
- 四、宿直其の他に使用する共同寢具は、各自専用の白布又は使用者を改める毎に洗濯した白布を以て包被すること。

第三節 救急療法

救急療法

小學校に於て、兒童が不慮の傷害を受け、又は不時の疾病に罹つた場合には、醫師の來診するまでの間に於て、教員が先づ、出来るだけ之に對して應急手當を施さねばならぬ。其の方法に就いては、學校醫より實際的に傳習を受け、且つ、常に必要な普通の諸藥品及諸器械等を具へることを必要とする。今、救急療法を施し得べき二三の場合を擧げると、左の如きものである。

1. 骨傷脱臼 打撲又は高所から落下した時などに生ずる。此の場合には、上肢ならば三角繃帯を施し、下肢ならば之を延ばし、患部を安靜にして置くがよい。患部に劇痛のあるときは、手拭等を疊んで戴かせ、其の上に氷嚢を置くべきである。
2. 出血 動脈出血ならば、最も危険であるから、直ちに綿を以て局部を壓迫し、其の上を布帛で緊迫する。靜脈出血は、血液が暗黒色であるから、之を識別することが出来る。清潔な冷水で局部を洗ひ、其の上を布帛で緊迫するのである。
3. 毒創 毒蟲や狂犬の咬傷を受けた時は、直ちに三十倍の石炭酸水か又は、沸騰水を冷却したものに、少量のアムモニアを加へて、局部を十分洗滌するのである。
4. 中毒 多量の水を飲用せしめ、又は指頭を咽頭に挿入してなるべく嘔吐を促すのが回復の途である。

救急用品器械

又、小學校に於て、救急上必ず備へ付け置くべき普通の藥品類及器械類は、大要次の如くである。

救急用品器械

- 一、二十倍及五十倍の石炭酸水又は千倍の昇汞水  
五十倍の石炭酸水は、負傷の箇所を洗ふ用に供し、二十倍のものは、吐瀉物其の他傳染の虞ある不潔物の消毒用に供する。(石炭酸は温湯で溶解する)千倍の昇汞水は、其の價が廉くて、消毒防腐の效が遙かに石炭酸に勝るも、劇毒の藥品であるから、小學校に備へて置くことは危険である。深き注意を要する。
- 二、百倍炭酸、オレーフ、油百瓦  
火傷したとき、先づ冷水を以て能く火傷部を洗ひ、暫く冷した後、此の油を塗布し、其の上を油紙で覆うて、繃帯を施すのである。
- 三、生石灰、五ポンド

これは三倍に溶解し吐瀉物、喀痰等の消毒用に供する。

四、英吉利絆創膏一卷  
これは擦傷等の生じたとき、先づ其の局部を防腐して其の上に貼布する。

五、晒木綿  
これは半反長さのものを四ツ裂五ツ裂又は八ツ裂にし、繃帯に用ふる(三角繃帯を用意することも必要である)。

六、脱脂紗<sup>ガ、セ</sup>綿二反  
これは五寸乃至一尺に切つたものを五十倍の石炭酸水で煮て常に之を貯へ置き、必要に應じ、絞つて創傷の局部に當て、上に油紙を覆ひ其の上に繃帯を施すのである。(千倍の昇汞水で製したのも同じである)。

七、晒棉花  
これは創傷に繃帯を施すとき、其の局部を包被するの用に用ふるのである。

八、亞麻仁油紙  
これは創傷部の上か、若くは石炭酸ガーゼ等を覆ふの用に用ふるのである。

九、太き護謨管三尺  
これは、大出血の際、上部の大血管を壓迫して、止血するの用に供する。

一〇、イルリガートル若くは水銃一箇  
これは創傷を洗滌するの用に用ふるのである。

一一、鉢及石油空罐數箇

一は薬品液を入れ一は汚物を容れるの用に用ふる。

一二、鋏及毛抜

第四節 身體検査

ニニニニニ三八

身體検査

學校身體検査規程

兒童身體の健康状態及其の發育程度を明かにすることは、極めて必要なのみでなく、更に進んで其の體位を向上せしめることは、延いて國民體力の増進、國力の發展にも關係するので、國民教育上極めて重要な問題である。それで文部省では、従來の規程を改正し、昭和十二年、新に學校身體検査規程(文部省令)を發布し、之が實行上の諸方法を、一層細密に規定して、全國一様に實施せしめることにした。

身體検査の重要項目  
身體検査の際、測定又は診檢すべき事項は、身長、體重、胸圍、坐高、榮養、脊柱、胸廓、眼、耳、鼻、及咽頭、皮膚、齒牙、疾病、其の他の異常等であるが、更に又、これ等各項目中にも、それぞれ細密な項目がある。



學校醫は一定の規準に依つて、悉く之を検査診定すべきであるが、**学校看護婦**又は**職員**は、身長・體重・坐高・胸圍の如き一部の測定を補助する事が出来る。けれども其の検査方法に就ては、勿論學校醫から豫め傳習を受け、精確に之を實行しなければならぬ。

**身體検査の結果の統計及利用** 以上身體検査の結果は、毎年之を兒童各人別の**身體検査票**に記入し、**學校長**は之が保管の責に任じて在學中使  
用し、若し兒童が他に轉校する場合には、後の學校に之を送附すべく、又  
毎年八月末日迄に之を統計して、**府縣知事**に提出することを要す。

其の他、身體検査の結果に就ては、之を本人に知らしめ、又は保護者に  
通知又は説話して、注意を促し、且つ前年の體位又は他の同年齡兒童と  
比較せしめて、**教訓獎勵**の資料に供し、又諸種の疾病及發育異常の爲め  
に、特別の**養護**を要する兒童があるときには、**要養護兒童名簿**を作製し、  
**學校醫**の意見を徴して、或は治療矯正保護の方法を講じ、各教員をして

日常其の兒童の状況を監視して特に保護せしむべく、而して其の甚だ  
しき者に就いては、已むを得ず、休學又は就學猶豫等の取扱を取らしむ  
べきである。

**學校身體検査規程** (昭和十二年一月文部省令第二號)

**第一條** 學校ニ於テハ學生生徒兒童ノ身體ノ養護鍛鍊ヲ適切ニシ體位ノ向上ト健康ノ  
増進ヲ圖ル爲本令ニ依リ身體検査ヲ施行スヘシ

**第二條** 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ  
學校醫ナキトキ又ハ學校醫身體検査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシ  
テ之ヲ行ハシムルコトヲ得  
學校齒科醫ヲ置キタル學校ニ在リテハ齒牙ノ検査ハ學校齒科醫ヲシテ之ヲ行  
ハシムヘシ  
學校職員學校看護婦其ノ他適當ナル者ヲシテ身體検査ノ一部ヲ補助セシムル  
コトヲ得

**第三條** 身體検査ハ毎年四月ニ之ヲ施行スヘシ但シ止ムヲ得サル場合ニ於テハ身長・體  
重・胸圍・坐高ノ測定ヲ除キ六月末日迄ニ之ヲ施行スルコトヲ得

**第四條** 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ之ヲ施行スヘシ

第五條

身長體重胸圍坐高榮養脊柱胸廓眼耳鼻及咽頭皮膚齒牙其ノ他ノ疾病及異常  
 前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フコトヲ得  
 身體検査ハ左ノ各項ニ準據シテ之ヲ施行スヘシ  
 一、身長胸圍及坐高ハ「センチメートル」體重ハ「キログラム」ヲ以テ單位トシ四捨五  
 入法ヲ用ヒ單位ノ下一位ニ止ムヘシ  
 二、身長ハ足袋靴等ヲ脱シ兩踵ヲ密接シ背臀部及踵ヲ尺柱ニ接シテ直立シ兩上  
 肢ヲ體側ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保チ之ヲ測定スヘシ  
 三、體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ衣服ノ重量ヲ控除スヘシ  
 四、胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ背面ハ肩胛骨ノ直下部前  
 面ハ乳頭ノ直上部ニ尺帶ヲ當テ安靜呼吸ノ終レルトキ之ヲ行フヘシ乳房ノ  
 著シク膨脹セル女子ニ在リテハ尺帶ヲ少シク其ノ上方ニ當テ測定スルモノ  
 トス  
 五、坐高ハ腰掛ニ正坐セシメ上體ヲ垂直ニ保チ身長ノ測定方法ニ準シテ坐面ヨ  
 リ顛頂マテノ距離ヲ測定スヘシ  
 六、榮養ハ皮膚ノ色澤皮下脂肪ノ充實筋骨ノ發達等ニ就キ検査スヘシ榮養ノ狀  
 態普通以下ニシテ衛生上特ニ注意ヲ要スト認ムルモノヲ「要注意」トシ其ノ他  
 ノモノヲ可トシ之ヲ記入スヘシ

七、脊柱ハ形態及疾病ニツキ検査スヘシ  
 形態ハ生理的彎曲ヲ有スル者ヲ「正」トシ異常アル者ニ就テハ平背圓背龜背側  
 彎等ヲ區別スヘシ  
 疾病ハ特ニ「カリエス」ニ注意スヘシ  
 八、胸廓ハ形態發育等ニ就キ検査スヘシ  
 異常アル者ニ就テハ扁平胸漏斗胸鳩胸等ヲ區別スヘシ  
 九、眼ハ視力屈折異常色神及眼疾ニ就キ検査スヘシ  
 視力ハ萬國式試視力表ニ就キ左右ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スヘシ但  
 シ眼鏡ヲ常用スル者ニ就テハ裸眼視力ノ外更ニ其ノ眼鏡ヲ裝用シタル儘左  
 右ノ視力ヲ検査シ括弧内ニ記入スヘシ  
 弱視失明等モ各眼ニ就キ記入スヘシ  
 屈折異常アル者ニ就テハ近視遠視亂視ノ種別ヲ各眼ニ就キ記入スヘシ  
 色神ハ異常ノ有無ヲ記入スヘシ  
 眼疾ハ特ニ「トラコーマ」ニ注意スヘシ  
 尋常小學校第二學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力屈折異常及色神検査ヲ省略  
 スルコトヲ得  
 一〇、耳ハ聽力及耳疾ニ就キ検査スヘシ

聽力ハ適當ナル方法ニ依リ検査シ障碍ノ有無ヲ記入スヘシ

耳疾ハ特ニ中耳炎ニ注意シ耳聾栓塞アルトキハ耳疾欄ニ記入スヘシ

尋常小學校第二學年以下ノ兒童ニ在リテハ聽力ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

一、鼻及咽頭ハ鼻炎鼻茸蓄膿症腺樣增殖症扁桃腺肥大等ニ注意スヘシ

一、皮膚ハ白癬疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚疾患濕疹頭蝨等ニ注意スヘシ

一、齒牙ハ齲齒ニ就キ検査シ處置齒未處置齒ニ分チテ其ノ數ヲ記入スヘシ

學校齒科醫ヲ置キタル學校ニ在リテハ齲齒ノ數ハ更ニ乳齒永久齒ニ分チテ

記入シ又齒列異常其ノ他ノ齒疾ニ就テハ注意スヘシ

一、其他ノ疾病及異常ニ就テハ呼吸器循環器消化器神經系等ヲ検査シ結核性疾

患腺病肋膜炎心臟疾患貧血脚氣脫腸神經衰弱言語障害精神障害骨關節異常

四肢運動障害等ノ發見ニカムヘシ

第六條

前條ノ検査ヲ終了シタルトキハ全身ノ狀態ヲ綜合考察シ身體虛弱精神薄弱又

ハ疾病及異常ヲ有スル者ニシテ學校衛生上特別養護ノ必要アリト認ムルモノ

ヲ要養護トシ然ラサルモノヲ可トシ概評欄ニ記入スヘシ

第七條

身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人又ハ其ノ保護者ニ通知

スヘシ授業免除就學猶豫休學又ハ治療保護矯正等ヲ要スル者アルトキハ本人

又ハ其ノ保護者ニ注意ヲ與ヘ適切ナル處置ヲ講セシムヘシ

學校ニ於テ必要アルトキハ健康相談豫防處置其ノ他適當ナル保健養護ノ施設ヲ講スヘシ

第八條

身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ第一號様式ノ身體検査票ニ記入シ本

人在學中之ヲ使用スヘシ轉學シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ

身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ身體検査票ハ學校長ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第九條

身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ第二號様式ノ身體検査統計書ヲ調製シ

其ノ年八月末日迄ニ直轄學校公立大學高等學校專門學校ニ在リテハ文部大

臣ニ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ小學校以外ノ學校ニ就テ

ハ其ノ年九月末日迄ニ小學校ニ就テハ第二號様式ニ準シ道府縣身體検査統計

表ヲ調製添附シ其ノ年十二月末日迄ニ文部大臣ニ送附スヘシ

第五節 特殊兒童に對する養護

學校給食

小學校兒童中には家庭の事情から、或は朝食を喫せずして昇校し、又は晝食を缺いて學習を繼續し、或は然らざるも、日常榮養不

學校給食

學校割烹室

良に陥つて居る者が少くない。それで、これ等の不幸な兒童に對し、學校に於て適當な榮養食料を給與する施設を**學校給食**と云ふ。貧困兒童に對する學校給食は、英佛諸國に於ては、夙に之を實施して居たのである。我が國に於ては、經濟界不況の際、昭和七年以來、文部省通牒に依つて漸く都鄙に普及するに至つたのであるが、保護者又は特志家の援助等を得て、學校の事情が之を許すならば、**學校割烹室**を設けて、**貧困兒童**のみに止らず、**兒童**一般に榮養食の調理給食をなせば、之に依つて榮養の充實、偏食の矯正並に學校出席の獎勵をなし得ると思ふ。

トラコーマ

**トラコーマ治療** 日常生活の不潔と眼の衛生の無知とから、我が國一部の地方には、**トラコーマ**患者が少くない。かゝる地方の小學校では、定時に學校醫の來校を求め、職員が多少之を補助して、治療上の手當を講じ、なるべく早期に之を撲滅しなければならぬ。

病弱兒童の養護

**虛弱兒童に對する養護** 兒童に對して施すべき衛生的施設の中で、殊

休日聚落

に注意すべきものは**虛弱兒童**である。是等の兒童は其の身體上の障害に依つて、心意の活動も不十分であるから、到底全學年中、健全な兒童と同一に學習したり、共に運動することは困難である。然るに、強ひて之を同一に取扱ふときは、心身の疲勞が其の極に達し、遂に回復し難き虞れが多い。それでは是等の兒童は、夏季休業中の一定期間、**空氣の最も新鮮な健康地に轉地せしめて、努めて自然に接觸しつゝ、毎日輕易な短時間の學業と、遊戯・體操作業をなさしめ、且つ榮養食を給して、規律的生活をなさしめるは最良の養護法である。**所謂**休日聚落**はこれであつて、我が國では通常**林間學校**、**臨海學校**、**高原學校**等と稱せられて居る。蓋し獨逸に於ける林間學校と、瑞西に於ける休日植民との教育施設を折衷したものであらう。その他、尙**虛弱兒童**に對しては、**肝油服用**、**紫外線照射**等をなしつゝある學校も少くない。

獨逸に於ける林間學校は、肺病、腺病、心臟病、貧血症等の如き病弱兒で、未だ醫療を要する

に至らない程度の児童を、夏期の初に於て、各小學校から收容し、空氣の清潔な森林中の假校舍に於て教育するもので、其の校舍は窓が甚だ多く十分日光と空氣とを導くに足るやうに建築され、且つ常に其の窓を開放する。児童の定員は、一學級二十人乃至三十五人とし、教授はなるべく教材を軽減して、二十五分毎に**休憩時間**を設け、毎日**二時乃至二時半**を超へることなく、そして規律的に生活せしめ、なるべく**滋養ある食料**を與へ、休憩時間に於ては、自由に林間で運動作業をなさしめる。かくて、夏期の靜養期を終ると、再び以前に就學して居つた小學校に復校せしめるものであつて、同國では、此の施設に依り、虚弱児童の保健上に極めて有効な結果を收めて居る。

**田園學年**

最近、獨逸に於ては、都市小學校の上級児童を、其の健康如何に拘らず、林間又は山野の中に建造せるバラツクに收容し、こゝに一學期乃至數學期間生活せしめて、努めて自然に接觸せしめ、つゝ學習せしめ、常識を養ふと共に、勞働の體驗を與へ、體力を養成し、共同生活を味はしめんとする方法を實施しつゝある。

**休日植民**

瑞西の牧師ビヨンの創始したもので、夏季休業中に下層社會の榮養不良又は病弱の児童を山間海濱林間等に轉地せしめ、榮養食を給して、自由に遊戯せしめ、又登山海水浴等の運動並に多少の學業を課するものである。

**第六節 學校醫及學校看護婦**

學校衛生に關する諸種の設備を完くし、兒童身體の發育に關する障

學校醫

害をなるべく早期に發見し、もしくは之に適切な處置を講じて、強健な國民を養成せんが爲めに、我が國では**明治三十一年**始めて公立諸學校には學校醫を置くべき法規を發布して之を實施した。これは實に獨逸各州の學校醫設置よりは約十年遅れて居たが、尙ロンドン、其他英國諸都市、奧國諸都市よりも早かつたのである。後、更に**學校醫及幼稚園醫令**(昭和四年勅令)の發布があり、公私の別なく、凡ての學校、幼稚園に於ては、醫師を囑託して、その協力に依り、部内公衆衛生の改善進歩を期すべきことを規定された。

次いで又、**學校齒科醫及幼稚園齒科醫令**(昭和六年勅令)を發布され、又文部省

令を以て、**學校醫職務規程**、**學校齒科醫職務規程**を公布して、其の執務事項を制定された。

**學校醫の職務**

學校醫は兒童の身體を檢查し、必要な諸注意を學校長に申告し、又傳染病發生の場合には適宜の處置をなすことの外、毎月

二回、教授時間内に其の擔當學校に到り、次の諸衛生事務を調査して必要の場合には、管理者又は學校長に申告し、又學校の要求があるときは、兒童又は其の保護者に對して、衛生上の講話を行ふべきである。

- (一) 校地建物並に設備の衛生に關する事項
- (二) 校具の衛生に關する事項
- (三) 教授衛生に關する事項
- (四) 運動に關する事項
- (五) 職員生徒兒童の健康狀態
- (六) 病者虛弱者精神薄弱者等の監督養護に關する事項
- (七) 清潔に關する事項
- (八) 飲料水並に飲食物に關する事項
- (九) 其の他衛生上必要な事項

學校醫の新  
任務

近時米獨の都市小學校に於ては、學校醫をして時々各教室を巡視せしめ、不健康兒童を發見した時には、直ちに之を診察して、病因を探究して、治療に従ひ、又耳、鼻、眼疾等は、それぞれ専門醫に治療を託すべきこと

を命じ、尙學校職員及兒童の家庭に、養護上の注意を與へる等、**病弱兒童を早期に發見して處理**することを以て學校醫の中心任務とするやうになつた。蓋し今日に於ては、學校設備上の衛生は大に進歩し、教師の教授上に於ける衛生的注意も進歩して來たから、學校醫の中心的任務が、直接に兒童生徒の養護、保健の上に轉じて來たことは、固より當然のこと、云ふべきである。

學校看護婦

學校看護婦

學校生活に於ては、公衆衛生に關して日常注意すべき種々の事項があるばかりでなく、多數の兒童を收容する學校では、不慮の傷害不時の發病等も少くない。それで學校看護婦を任命して、常時校内に勤務せしめる必要がある。學校看護婦の制度は、始めロンドン市に起つたのであるが、其の結果良好な爲めに、漸次米獨諸國の都市に行はれるに至つた。我が國では、大正末年から其の必要を認められ、大都市に於ては漸次之を置くものが増加して來たので、**昭和四年文部省**

學校看護婦  
の任務

訓令に依り、其の任務を指示することになつた。

**學校看護婦の任務** 學校看護婦たるには、看護婦の資格ある者が學校衛生上の知識を有する者か、又は女教員たる經驗を有し、且つ看護の知識經驗を有する者たるを要するが、尙性質溫和、親切で兒童を愛し、學校教育の事業を理解する者たることを要す。而して學校醫及學校長の指揮命令を受けて、左の實務に従事すべきである。

- (一) 疾病の豫防診療の介補消毒救急處置診療設備の整理監察を要する兒童の保護。
- (二) 身體検査學校食事の補助兒童の衛生訓練兒童の衛生に關する家庭との聯絡病氣缺席兒童の調査慰問。
- (三) 運動會遠足校外教授休暇聚落等の衛生事務に關すること。
- (四) 校地校舍其他の設備の清潔採光換氣煖房の良否等設備の衛生に關すること。
- (五) 學校衛生に關する調査並に衛生講話の補助に關すること。

就中、貧困で子女の教養に不注意の家庭があるときには、女教員と協力して、兒童の被服、身體の清潔の維持整理、毛髮の手入等、兒童の衛生的訓練の爲めにも力を盡すべきである。

### 第五章 教師の衛生

教員病

教員の職にあるものには、其の業務の性質より來る所の一種の疾病がある。それは諸種の呼吸器病、神經衰弱症、痔疾等であつて、世に之を**教員病**と稱して居る。就中呼吸器病及神經衰弱症に犯されるものが、教員に最も多いことは、我が國統計の明示する所である。文部省に於ても、此の點に留意し、公立小學校教員疾病療治料給與に關する準則を定めて、之が救済の方法を講じて居る。元來、小學教員の職務は、常に群衆と共に風塵の間に生活し、其の校務も、甚だ煩多なるに拘らず、尙、地方

教師の衛生

教化に關する副次的の事務が極めて多く、之に加ふるに、常に學術の補習、自己の修養を要することが、他の職務に従事するものよりも、一層切要なるものがある。教員が以上諸種の疾病に犯され易いのは、事情免れがたいことと云はねばならぬ。然れば教員たるものは、常に自から注意して、消極的に衛生上の諸原則を確守するのみならず、更に進んで、積極的に體力の養護鍛練に努め、又趣味を豊かにして精神慰安の途を講じ、以て激甚なる職務に堪へるの覺悟がなければならぬ。

## 第四篇 幼稚園及青年學校

### 第一章 幼稚園

幼稚園保育の目的 幼兒が漸く成長して、獨力を以て自由に運動遊戯をなし得るに至れば、言語の機能も又發達して、談話を樂み、感覺機能も大に進歩し、進んで物體の直觀をなすやうになる。これは既に教育の必要が大に加はつて來た時期で、他日小學校に於て受くべき教育の素地は勿論、或は人格の基礎たる心情も、眞にこの時期から築き上げられるのである。それで小學校時代以前から、既に幼兒教育の必要は大に存するので、幼稚園は實にこの要求に應ずる設備である。我が國では、**明治九年**東京に之を創設したので、其の起源は小學校の創設より僅に四年遅かりしのみ拘らず、其の普及發達は甚だ遅く、最近十數年前に

幼稚園數 一、八六三  
幼兒數 一四、四六九  
別  
東京 三〇七  
大阪 一六二  
兵庫 一四一  
岡山 六六  
愛知 六六  
高知 六六  
静岡 六六  
廣島 六六  
(昭和十年三月調)



保育

至つて、始めて**幼稚園令及同施行規則**(大正十五年)が發布せられたので、我が國家庭教育が未だ不十分なものが多いのに、英國の幼兒學校又は幼兒級並に佛・伊諸國の幼稚園の盛なるに比すれば、甚だしい遜色があらんと云はねばならない。

幼稚園は、満三歳から就學始期に達するまでの幼兒を收容して、其の健全な發達を助け、善良な性情を涵養し、家庭教育を補充するのを以て目的とする。故に其の教育は、小學校教育と趣を異にするところが多いため、特にこれを稱して**保育**と云ふのである。幼稚園第一條に

幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

と規定されて居る。即ち小學校令第一條の嚴肅で、且つ重大な規定に比して、大に寛容なところがあるのを知ることが出来る。但し特に三歳未満の幼兒を入園せしめることも出来るので、所謂保育所の類で

ある。

設備廢止

設置廢止

幼稚園は、小學校と違つて義務教育の場所ではないから、市町村でも、又は其の學校組合でも、學區又は私人でも、之を設置することが出来、而して又、之を小學校に附設することも出来る。只設立者が府縣知事の認可を受けることを必要とする。廢止のときも又、之を府縣知事に申請して認可を受くべきである。

編制及保育

幼稚園では幼兒の年齢期に依つて、**組**を編制すべく、然かも保母一人の受持つて保育すべき幼兒數は、約四十人以下と定め、そして一幼稚園の幼兒數は百二十人を以て本則とし、特別の事情あるも、二百人を超ゆるを得ずと規定されて居るのは、其の心身發達が未だ幼弱な幼兒を取扱ふので、相當に大なる困難を伴ふからである。

保育項目

幼稚園の保育項目は、遊戯唱歌觀察談話・手技等と定められてあるが、勿論其の觀察中に、草花の手入、家禽又は小鳥の飼育の如き、

保母一人幼兒數平均  
二四  
一幼稚園の幼兒數平均  
七、一  
(昭和十年三月)

保育項目

職員

實際的活動を含めることは自由である。

職員 幼稚園には、園長及保母を置くべく、そして、園長の職務は園務を掌理し、所屬職員を監督するのである。公立幼稚園の園長は、小學校本科正教員又は保母免許狀を有する者、若しくは教員免許狀を有する者たることを要し、男女いづれたるを問はないが、保母は必ず保母免許狀を有する女子でなければならぬ。而して公立幼稚園の職員は俸給、旅費其の他の給與に關する規程は、府縣知事が小學校職員の例に準じ、園長は其の校長に、保母は正教員に準じて定むるのである。

設備

設備 幼稚園は、幼兒の保育をするのであるから、なるべく平屋造として、出入其の他に危険の發生を防止し、又其の組數に應じて保育室、遊戯室等を備ふべく、保育室は幼兒五人に付一坪より小ならざる面積、又遊園は幼兒一人に付、なるべく一坪以上の地積を有すべく、尙保育用具、繪畫玩具、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等の設備をなすことを必要とするが、概

青年學校

して、凡ての規程が甚だ自由寛容に定められて居る。

第二章 青年學校

第一節 目的及科の種別

現時の文化的國家では、強制的法規に依つて國民教育を普及せしめるのみでは足れりとしなない。更に進んで、既に義務教育を終了し、社會の實務に當りつゝある青年に對しても、尙一定期間の教育を施し、其の徳性及知能の補充増進を圖り、以て國家社會の基礎を充實せしめることを要求する。所謂高等國民教育の事業である。我が國に於ても、最近青年學校令(昭和十年勅令)を發布し、從來存在した實業補習學校及青年訓練所を併合して、一層この青少年の教育を振作することにした。

目的 我が國では、既に義務教育を修了しても、中等學校に進むことなく、職業其の他の實際生活に従事する男女青年が頗る多い。然るに、

目的

青年期は、人生の最も重大な時期であるから、其の生活を自由に放任することなく、尙、この間に於て、廣く其の心身を鍛鍊して、人格の陶冶を圖ると共に、又**職業教育**と實生活に必要な教育を施し、健全な國民的、公民的資質を充實向上せしめることは、國家の發展上必要な要求であると云はねばならない。それで青年學校令第一條には、

青年學校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス  
と規定されて居る。

科別

**科の種類** 青年學校には、**普通科本科**を置くのを本則とし、別に**研究科**を置くことが出来る。又、特別の事項を修得せしめる爲めに**専修科**を置くこと、又土地の情況に依つて普通科又は本科のみを設けることも可能である。

普通科は、主として尋常小學校卒業後、高等小學校又は中等學校に入學せざる者を收容して教育するのであるが、其の期間は二年である。次に本科は、主として同上の普通科修了者又は高等小學校卒業者を入學せしめるのであるが、其の教育期間は五年(女子は三年)である。即ち男子に在つては、略、成年に達するまで教育するのを原則としたもので、國民教育と兵役とを聯結せしめたものと見ることが出来る。但し都市等に於て、職業生活の關係上、永く教育を受けるのが困難な場合には、男子に於て四年、女子に於て二年に短縮することが出来る。又研究科の教育期間は一年以上である。

(青年學校令) 第六條 第七條 第八條 第十條

第二節 教授及訓練

教授及訓練

教授及訓練

青年學校に於ける教授及訓練科目は、普通科の男子に於ては、**修身及公民科**、**普通學科**、**職業科**並に**體操科**であり、女子に於ては、

普通科・本科共に、以上の外、家事及裁縫科がある。又、本科男子に在ては、修身及公民科・普通學科・職業科及び教練科を課すべきである。概して青年學校の教育は實際的なのを重んずるのであるから、其の普通學科中では、國語・國史及算術を重視して國民精神を養ひ、併せて職業科の基礎的知識に重點を置くべきである。研究科の科目は、本科の科目につき、きて適宜之を定むべきであるが、修身及公民科は之を缺くことを得ざる規定である。而して其の教授時數は普通科は、男女共に各年合計二百十時間以上の範圍で定められ、本科男子に在りては各年百八十時乃至二百十時間以上、女子に在りては各年二百十時間以上で、各科の時間を定め、且つ其の教授及訓練の時期及時刻は土地の情況に依り、適宜に之を定めることを許容され、其の規定は頗る寛容である。蓋し既に職業に入り、又は實際生活に在る者の再教育であるから、出來得るだけ其の規定を寛容にして劃一を避け、各地に於て、この實情に適する方法に

依り、普くこの教育の實施せられんことを企圖するのである。

かくて學校長は、普通科の課程を修了した者には修了證、本科の課程を修了した者には卒業證を授與しなければならぬ。

（青年學校令）

第九條

同規程

第八條

第十條

第十五條

### 第三節 設置及職員學則其の他

青年學校は、道府縣市町村・同學校組合の如き地方自治團體及之に準ずべき公共團體並に私人も、それぞれ之を設置することが出来るが、道府縣立のものは文部大臣、其の他の學校は府縣知事の認可を受けなければならぬ。其の廢止についても同様である。

青年學校には、校長及教員を置き、教員中、一定の資格を有する者は教諭と稱す。別に公立青年學校では、生徒の教育を擔任せしめる爲め指導員を置くことが出来る。

青年學校の教員たることを得る者は、青年學校教員養成所を卒業し

職員

設置

たる者、實業學校の教員たる資格を有する者、小學校本科正教員又は専科正教員の免許狀を有する者等であるが、尙職業科、家事又は裁縫に關しては、府縣知事の認可を得て、特別の知識技能を有する者を採用することが出来る。

青年學校では一定の學則を定め、教授、訓練の期間、其の科目及び時數、教授の時刻及季節、修了及卒業の認定、入學、退學等に關する事項を規定し、又生徒の學籍簿及び出席簿を備へ付けなければならぬ。

（青年學校教職員資格規程 第一條 第二條 第五條

（青年學校規程 第十六條 第十七條 第十八條

## 小學校管理法 終

- 附 錄
- 一、地方學事通則
  - 二、小學校令
  - 三、小學校令施行規則
  - 四、幼稚園令及幼稚園令施行規則
  - 五、青年學校令及青年學校規程

# 附 錄

## 一 地方學事通則

(大正三年三月二十) (大正十年四月十一日)  
八日法律第十三號 (法律第七十號改正)

- 第一條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ教育事務ノ爲之ヲ學區ニ分畫スルコトヲ得  
市ノ學區ニ關シテハ市制第四百五條乃至第四百七條及市ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ町村ノ學區ニ關シテハ町村制第百二十五條乃至第百二十七條及町村ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ準用ス但シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
- 第二條 學區カ市制第六條ノ市ノ區市制第四百四條ノ市ノ一部又ハ町村制第百二十四條ノ町村ノ一部ト區域ヲ同シクスル場合ニ於テ其ノ區又ハ一部ニ區會又ハ區總會ノ設アルトキハ學區ニ關スル事件ハ其ノ區會又ハ區總會之ヲ議決ス
- 第三條 學區ニ於テ專ラ使用スル學校幼稚園ニ關スル費用ハ其ノ學區内ニ於テ市稅町村稅ヲ納ムル義務アル者之ヲ負擔ス財產ヨリ生スル收入又ハ學校幼稚園ニ屬スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ
- 特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス監督官廳ノ許可ヲ受ケ市町村ニ於テ其ノ費用ノ一部ヲ負擔スルコトヲ得
- 第四條 學區ヲ廢止セムトスル場合ニ於テ學區ノ財産ノ處分ニ付テハ關係アル市町村及學區ノ區會又ハ區總會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム
- 前項ノ府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ學區ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得
- 第五條 市町村又ハ其ノ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ市町村又ハ學區ノ兒童教育事務ノ委託ニ應スヘシ
- 前項ノ委託ニ對スル報償其ノ他必要ノ事項ニ付關係市町村又ハ學區ノ協議整ハサルトキハ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ處分ニ付之ヲ準用ス
- 第六條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ
- 學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クコトヲ得

第七條 教育事務ノ爲ニ設クル市町村組合ハ之ヲ市町村學校組合ト稱ス

市町村學校組合ハ其ノ學區ニ關スル規定ハ市町村組合及其ノ學區ニ關スル規定ハ町村組合及其ノ學區ニ之ヲ準用ス

第九條 府縣郡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校圖書館ノ爲基本財産又ハ積立金ヲ設クルコトヲ得

第十條 府縣制郡制市制町村制ニ規定シタル内務大臣ノ職務ハ教育ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣及文部大臣ニ屬ス

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニハ之ヲ施行セス

從前ノ規定ニ依リ教育事務ノ爲分畫セラレタル市町村及町村學校組合ノ區ハ本法ニ依ル學區、從前ノ規定ニ依リ設ケタル町村學校組合ハ本法ニ依ル町村學校組合ト看做ス

從前ノ規定ニ依リ設ケタル市町村ノ基本財産及積立金ハ市制町村制ニ依リ設ケタルモノト看做ス

大正十年法律第七十條附則  
本令ハ公令ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 一一 小學校令 (明治三十三年八月二十日)

(明治三十六年三月勅令第六三號、同年四月第七四號、同四十四年三月同第五二號、同四十四年七月同第二一六號、大正二年七月同第二五八號、同八年二月同第一〇號、同七年八月同三七六號、同十五年四月同第七三號、同年六月同第二四二號改正)

#### 第一章 總 則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

第三條 尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學校ノ規定ヲ準用シ高等小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ高等小學校ノ規定ヲ準用ス但シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 町村組合ニシテ其ノ町村一切ノ事務ヲ共同處分スルモノハ之ヲ一町村ト同視ス

第五條 小學校ニ類スル各種學校ノ規程ニ關シテハ本令中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム

#### 第二章 設 置

第六條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ

第七條 府縣知事ハ一町村ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘスト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムヘシ

第八條 府縣知事ハ一町村ニ於テ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ左ノ例ニ依ルヘシ

一 其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムルコト

二 其ノ町村ヲシテ就學セシムヘキ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコト

府縣知事ハ町村ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモ其ノ町村ノ尋常小學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラスト認メタルトキハ亦前項ノ例ニ依ルヘシ

府縣知事ハ町村學校組合ノ一部ニシテ前項ニ準スヘキ事情アリト認メタルトキハ第一項第二號ノ例ニ準スヘシ

第八條ノ二 府縣知事ハ町村、町村學校組合又ハ其ノ一部ニシテ前條各項ノ一ニ該當スル事情アル場合ニ於テ必要ト認メタル

トキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ市又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得  
府縣知事ハ市ノ一部ニシテ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

第九條 市町村立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第十條 第七條又ハ第八條ニ依リ府縣知事ニ於テ町村學校組合ヲ設ケシムトスルトキハ組合規約ヲ定メ關係町村ノ意見ヲ聞クヘシ組合規約ヲ變更シ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カシメムトスルトキ亦同シ

第八條又ハ第八條ノ二ニ依リ府縣知事ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシムトスルトキハ關係市町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ

第十一條 府縣知事ハ市町村若ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ、兒童教育事務ノ委託ヲ要アル場所數箇所アルトキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所アルトキハ市町村若ハ町村學校組合ヲ分劃シ其ノ一區若ハ數區ニ對シ小學校設置ニ關スル費用ノ負擔又ハ兒童教育事務委託ノ爲メ其ノ使用スヘキ小學校ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ關係市町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ其ノ之ヲ止メムトスルトキ亦同シ

第十二條 府縣知事ハ第七條及第八條第一項ノ事情アルモ同條及第五十三條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村若ハ町村學校組合ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

第十三條 (削除)

第十四條 市町村ハ市町村又ハ其ノ學區ノ負擔ヲ以テ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得

市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依リ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得

第十五條 市町村立高等小學校ノ設置及廢止ハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 私立小學校ノ設置及廢止ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 前三條ノ規定ハ小學校ニ類スル各種學校ニ關シ之ヲ準用ス小學校ニ類スル各種學校ハ之ヲ小學校ニ附設スルコトヲ得

### 第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業(農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目)トシ女兒ノ爲ニハ家事、裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外、外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ

手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第二十一條 小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得

補習科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第二十三條 小學校ノ教科目ヲ加除セムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

補習科ヲ設置シ若ハ之ヲ廢止シ又ハ高等小學校ノ修業年限ヲ延長セムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ



第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、國史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

第二十五條

第二十六條

第二十七條 小學校ノ休業日ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得

傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ府縣知事ニ於テ臨時小學校ノ閉鎖ヲ命スヘシ其ノ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ之ヲ閉鎖スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

第二十八條 小學校教則及小學校編制ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

### 第四章 設 備

第二十九條 小學校ニ於テハ校舍、校地、校具及體操場ヲ備フヘシ

第三十條 校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ教育、兵

第三十一條 小學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

### 第五章 就 學

第三十二條 兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ學齡

兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免セラレタル區域内ノ學齡兒童保護者

ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又

ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

官立若ハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分、高等學校若ハ中學校ノ豫科又ハ盲學校若ハ聾啞學校ノ初等

部ハ兒童就學ニ關シテハ之ヲ市町村立尋常小學校ト同視ス

第三十七條 兒童ノ年齢就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ品行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學

校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

### 第六章 職 員

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中修身、國語、算術、國史、地理、理科以外ノ教科目ニ

シテ文部大臣ノ定ムル一科目又ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス

第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受ケヘシ

第四十一條 免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス

前項ノ檢定ヲ施行スルカ爲府縣ニ小學校教員檢定委員會ヲ置ク

免許狀及小學校教員檢定委員會ノ組織權限其ノ他檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スルコトヲ得代用教員ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

大臣之ヲ定ム

第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

第四十四條 市立小學校長及教員ノ任用ハ市長又ハ市町村學校組合管理者ノ申請ニ依リ府縣知事之ヲ行フ

町村立小學校長及教員ノ任用並市町村立小學校長及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第四十五條 市町村立小學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與並其ノ支給方法ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第四十六條 小學校長及教員ノ進退、職務及服務ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四十八條 市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

私立小學校長及教員ニシテ前項ニ準スヘキ所爲アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ業務ヲ停止ス

第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ效力ヲ失フ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

三 小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ行爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ行爲アリテ其ノ情狀重シト認メタルトキハ文部大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第五十條 府縣知事ニ於テ行ヒタル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第七節 費用負擔及授業料

第五十一條 市町村立小學校ノ設置ニ關スル費用ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔トス其ノ概目左ノ如シ

一 設備及其ノ維持ノ費用

二 職員ノ俸給、旅費、其ノ他諸給與

三 校費

兒童教育事務委託ニ關スル費用ハ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ノ負擔トス

第五十二條 府縣知事ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ又ハ兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所アルトキハ其ノ學校組合内ノ某町村ヲシテ其ノ數校中ノ一校若ハ數校ノ設置又ハ兒童教育事務委託ニ關スル費用ヲ一町村限り負擔セシムルコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ止メムトスルトキハ關係町村及學校組合ノ意見ヲ聞クヘシ

第五十三條 府縣知事ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ府縣ハ町村又ハ町村學校組合ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

一 町村ニシテ第七條ノ事情アルモ同條ニ依ルコトヲ得サルトキ

二 町村學校組合ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ又ハ町村學校組合ノ一部タル町村ノ資力其ノ學校組合費ノ分擔ニ堪ヘサルトキ

三 町村又ハ町村學校組合ノ資力兒童教育事務委託ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ

前項ノ認定ニ付テハ府縣知事ハ府縣參事會ノ意見ヲ聞クヘシ

附錄 二 小學校令



及社會ニ對スル義務ノ一班ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハンメ忠君愛國ノ志氣ヲ養ハシコトヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ  
女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ムヘシ

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方書キ方綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取リ趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ  
他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス  
尋常小學校ニ於テハ初ハ小ナル整數ノ範圍内ニテ其ノ唱ヘ方、書キ方及簡易ナル計算ヲ授ケ次第ニ其ノ範圍ヲ擴メテ數、

分數ニ及ホシ更ニ其ノ程度ヲ進メ且簡易ナル比例、歩合算ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ尋常小學校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ且數ノ代數的計算及幾何圖形ニ關スル知識ノ初歩ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スヘシ

計算ハ暗算、筆算、珠算ヲ用フヘシ

算術ヲ授クルニハ實驗實測ヲ用ヒ計算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメテ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシムムコトヲ務メ又圖表複利表等ノ取扱ニ慣レシムムコトヲ要ス

第五條 國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メ特ニ近世史ニ重キヲ置キテ之ヲ授ケ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ

國史ヲ授クルニハ成ルヘク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等並ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ヲ得シムヘシ

高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態並ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ地文ノ一班ヲ授クヘシ

地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫眞等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、效用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初歩ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、效用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハントニ注意スヘシ

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練遊戲及競技ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳、スキー、スケートヲ授クルコトアルヘシ體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保持シメンコトヲ務ムヘシ

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方、繕ヒ方等ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取リ之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ製圖及女兒ニ在リテハ手藝ヲ簡易ナル程度ニ於テ併セ授クヘシ

手工ヲ授クル際ニハ用具ノ使用方、材料ノ品類性質等ヲ教示スヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授クヘシ

農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ

水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ

農業ヲ授クルハ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ教示シ其ノ知識ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十三條ノ二 工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉綿密ニシテ且創作工夫ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

工業ハ木工、竹工、金工、塗工、染織等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ニ趣味アル事項ヲ授ケ且材料ノ性質及用法竝工具ノ使用法及保存法ヲ知ラシムヘシ

工業ヲ授クルニハ地理、理科、圖書、手工等ノ教授事項ト關聯シ又時々其ノ土地ニ於ケル工場等ヲ見學セシメ實際ノ業務ト密接ナル關係アラシムコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス 商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理會シ易キモノヲ選

ヒ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ 第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約、利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

家事ハ衣食住、看病、育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス 外國語ハ發音、綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ讀ミ方、話シ方、綴リ方、書キ方ヲ授クヘシ

外國語ヲ授クルニハ成ルヘク日常ノ生活ニ關聯セシメテ其ノ理會ヲ容易ニシ練習ニ重キヲ置クヘシ 第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號ニ依ルヘシ

手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年、第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ每週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

第十七條ノ二 第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ每週教授時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ 第十八條ノ二ノ規定ニ依リ實業ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スヘシ

實業ニ於テ工業ヲ學習スル爲手工ヲ課セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第三學年ニ於ケル圖書、唱歌ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第十八條ノ二 實業ハ特別ノ事情アル場合ニ限り管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得 第十九條 土地ノ情況ニ依リ管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ左ノ制限内ニ於テ第十七條及第十八條ノ規定ニ依リ時數ヲ増減スルコトヲ得

一、尋常小學校ノ每週教授時數ハ三十時ヲ超エ又十八時ヲ下ルコトヲ得ス 二、高等小學校ノ每週教授時數ハ三十二時ヲ超エ又二十七時ヲ下ルコトヲ得ス

第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ每週教授時數ハ各部十八時以上トス 但シ年少ノ部ニ在リテハ之ヲ十二時マテニ減スルコトヲ得

第二十條 學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得 前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌スヘシ

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ 第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考

査シテ之ヲ定ムヘシ 第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二節 學事、休業日及式日

- 第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル  
前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得  
小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ
- 第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ
- 第二十七條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得
  - 一 一月一日及昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日ナル祭日祝日
  - 二 日曜日
  - 三 夏季休業日
  - 四 冬季休業日
  - 五 學年末休業日
  - 六 其ノ他府縣知事ノ定ムル休業日
- 前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ
- 第二十八條 紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ職員及兒童ハ學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ
  - 一 職員及兒童「君カ代」ヲ合唱ス
  - 二 職員及兒童ハ  
天皇陛下  
皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ
  - 三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス
  - 四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス
  - 五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク

第三節 編 制

- 第二十九條 小學校ノ學級數ハ二十四學級以下トス  
特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得  
特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得
- 第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス  
特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコトヲ得
- 第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ  
第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得  
高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ  
特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 第三十二條 (削除)
- 第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫、手工、實業及小學校令第二十條第二項ニ依リ加ヘタル數科目ハ數學級ノ全部又ハ一部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但シ裁縫、手工、實業ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル
- 第三十四條 土地ノ情況ニ依リ尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得
- 第三十五條 尋常小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ  
高等小學校ニ於テハ其ノ學級數ニ等シキ員數ノ本科正教員ヲ置クノ外教科目、教授時數、兒童數等ニ應シ必要ナル員數ノ本科正教員又ハ專科正教員ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ尋常小學校ニ在リテハ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得

必要アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ルノ外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

第三十六條 六學級以上ノ小學校ニ於テハ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル爲メ正教員一人若ハ准教員一人ヲ置クコトヲ得

第三十七條 尋常小學校ニ於テハ適宜專科正教員ヲ置クコトヲ得

第三十八條 補習科ノ學級數ハ第二十九條ニ規定シタル學級數ノ制限外トス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス

第四十條 削除

第四十一條 小學校ノ學級ヲ編制シ又ハ變更シタルトキハ遲滯ナク管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ニ届出ツヘシ

### 第四節 補習科

第四十二條 補習科ヲ分テ尋常小學校補習科及高等小學校補習科トス

尋常小學校補習科ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ尋常小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

高等小學校補習科ハ高等小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ高等小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

第四十三條 補習科ノ教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

前項ノ規定ニ依リ定メタル教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第四十四條 補習科ノ教科目用圖書ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十五條 補習科ノ教科ヲ授クルニハ其ノ土地ノ業務ニ適切ナル事項ヲ交フヘシ

第四十六條 補習科ノ修業年限ハ二箇年以下トシ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十七條 補習科ノ教授ハ一定ノ季節ヲ選ヒテ之ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 補習科ノ教授日數教授時間及毎週教授時數ハ兒童ノ便宜ヲ圖リ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十九條 高等小學校補習科ノ學級ハ男女ヲ合シテ之ヲ編制スルコトヲ得但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第五十條 補習科ノ教場ハ正教科ヲ授クル校舍外ニ之ヲ設クルコトヲ得

第五十一條 補習科ノ教授ハ正教科ノ教授スル教員又ハ代用教員ニ於テ之ヲ擔任スヘシ

補習科ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ前項ノ規定ヲ適用セス

特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五十二條 第四十三條第一項、第四十四條、第四十六條及第四十八條ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

### 第五節 教科用圖書

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、國史、地理、理科、家事、圖書ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事ノ採定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校第四學年

以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得又國語書キ方、算術、理科、圖書ノ教科用圖書及小學地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得

第五十三條ノ二、唱歌用ニ關スル歌詞及樂譜ハ文部省ノ撰定ニ係ルモノ前條ニ依リ府縣知事ノ採定シタル小學校教科用圖書中ニ在ルモノ及其採用小學校ニ特ニ關係アルモノニシテ府縣知事ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケシモノ、外採用スルコトヲ得ス

第五十四條 小學校令第二十四條第二項又ハ前條ニ依リ教科用圖書ヲ採定シタルトキハ之ヲ使用セントスル學年ノ開始ヨリ九十日前ニ其ノ旨ヲ公布スヘシ

特別ノ事情アルトキハ前項ノ公布期限ニ依ラサルコトヲ得

第五十五條 文部大臣ノ檢定ヲ經タル小學校教科用圖書ノ定價ヲ増加シタルトキハ其ノ採定ハ效力ヲ失フ



第五十六條 小學校教科用圖書ヲ變更シタル場合ニ於テハ其ノ圖書ハ最下學年ノ兒童ヨリ用ヒシメ他ノ兒童ニハ從來ノ圖書ヲ  
襲用セシムヘシ

第五十七條 小學校教科用圖書ノ採定ニ關シ其ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ノ一ニ該當スル所爲アル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓  
以內ノ罰金ニ處ス

一 直接又ハ間接ニ金錢物品手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ官吏、學校職員若ハ運動者ニ供與シ又ハ供與センコトヲ申  
込ミタル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾センコトヲ周旋勸誘シタル者並ニ供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者

二 直接又ハ間接ニ酒食遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應接待シ又ハ饗應接待ヲ受ケタル者又ハ旅費若ハ休  
泊料ノ類ヲ代辨シ及其ノ代辨ヲ受ケタル者並此等ノ約束ヲナシ又ハ約束ヲ受ケタル者

三 官吏、學校職員又ハ其ノ關係アル學校法人等ニ對スル利害ノ關係ヲ利用シ直接若ハ間接ニ官吏、學校職員ヲ誘導シ又ハ  
威逼シタル者及其ノ誘導威逼ニ應シタル者

四 官吏又ハ學校職員ニ暴行脅迫ヲ加ヘ若ハ之ヲ拐引シタル者

五 採定ヲ妨クル目的ヲ以テ新聞紙雜誌張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス官吏又ハ學校職員ニ對シ虚偽ノ事項ヲ流  
布シタル者

第五十八條乃至第六十三條 (削除)

### 第二章 設備準則

第六十四條 校地、校舍、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校地ハ道德上並ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ  
校舍ハ教授上管理上並ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス

第六十五條乃至第七十四條 (削除)

第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ

第七十六條 校舍ヲ新築、増築、改築シ若ハ市町村立高等小學校及私立小學校ノ校地ヲ選定シ又ハ變更セントスルトキハ市町

村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ  
第七十七條乃至第七十九條 (削除)

### 第三章 就學

第八十條 市町村長ハ其ノ市町村內ニ居住シ翌年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ第九號表ノ様式ニ依リ毎年十  
二月末日マテニ其ノ學齡簿ヲ編製スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ  
兒童ヲ調査シ毎年六月末日マテニ學齡簿ヲ編製スヘシ

第八十一條 市町村長ハ學齡簿編製後三月三十一日マテニ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來  
住シタル者アルトキハ遲滞ナク之ヲ學齡簿ニ記入スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ市町村長ハ學齡簿編製後  
八月三十一日マテニ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者ヲ遲滞ナク學齡簿ニ記入  
スヘシ

市町村長ハ就學期間中ニ在ル兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滞ナク其ノ兒童ノ就學ノ始期ニ達シタル年  
ノ學齡簿ニ記入スヘシ

市町村長ハ學齡簿ニ登載ノ兒童ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ遲滞ナク之ヲ抹消スヘシ但シ第二號ニ該當スル  
者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ謄本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ送付スヘシ

一 兒童死亡シタルトキ  
二 兒童市町村外ニ轉住シタルトキ  
三 兒童ノ居所一箇年以上分明ナラサルトキ

前項但書ニ依リ學齡簿ノ謄本ノ送附ヲ受ケタル市町村長ハ送附シタル市町村長ニ對シ遲滞ナク學齡簿ニ記入ノ手續ヲ完了シ  
タル旨又ハ兒童ノ來住セサル旨ヲ通知スヘシ

第二項及第三項ノ外學齡簿ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ加除訂正スヘシ  
第八十二條 市町村長ハ兒童ヲシテ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘキ期日ヲ豫メ其ノ保護者ニ通知スヘシ

市町村、町村學校組合又ハ學區ノ使用ニ係ル尋常小學校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ前項ノ通知ヲ爲スニ當リ兒童ノ入學スヘキ尋常小學校ヲ指定スルコトヲ得但シ兒童ノ保護者ハ其ノ兒童ヲ入學セシメントスル尋常小學校ヲ選定シテ之ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得

第八十三條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル兒童ノ氏名及入學期日ヲ關係學校長ニ通知スヘシ其ノ通知ヲ爲シタル後兒童ノ就學ニ關シ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第八十四條 就學スヘキ兒童又ハ其ノ保護者ニシテ小學校令第三十三條ニ掲クル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ヲ市町村長ニ申立ツヘシ但シ貧窮ニ因ル場合ヲ除ク外醫師ノ證明書ヲ添フルコトヲ要ス

第八十五條 就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ一箇年トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一箇年以下トス

第二十五條第二項ノ學年ヲ置キタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ五箇月其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ七箇月トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ各五箇月以下又ハ七箇月以下トス

第八十六條 市町村長ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ノ教育ヲ監督スヘシ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ニ就キ試験ヲ行フコトヲ得

第八十七條 市町村長ハ前條ノ兒童ノ教育ヲ不適當ナリト認メタルトキハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ與ヘタル認可ヲ取消スヘシ

第八十八條 兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ當然入學セシムヘキ學校以外ノ市町村立尋常小學校ニ入學セシメ又ハ官立、府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシメントスルトキ若ハ高等學校及中學校ノ豫科又ハ盲學校及聾啞學校ノ初等部ニ入學セシメントスルトキハ其ノ學校ノ管理者又ハ學校長ノ承認書ヲ添ヘ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第八十九條 市町村立尋常小學校長ハ第十號表ノ様式ニ依リ學年ノ始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編制スヘシ

第九十條 市町村立尋常小學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ

第九十一條 市町村立尋常小學校長ハ第八十三條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル兒童中入學期日後七日以内ニ其ノ小學校ニ入學セサル者アルトキハ其ノ氏名ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十二條 在學兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ七日間缺席シタルトキハ關係學校長ハ遲滞ナク其ノ保護者ニ對シ兒童ヲシテ出席セシムヘキ旨ヲ通知シ仍引續キ七日以上出席セシメサルトキハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十三條 市町村長ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

前項ノ規定ニ依リ二回以上ノ督促ヲナスモ仍就學又ハ出席セシメサルトキハ市町村長ハ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スヘシ

第九十四條 府縣知事ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

第九十五條 市町村立尋常小學校長ハ每學年ノ終ニ卒業シタル兒童ノ氏名ヲ遲滞ナク關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十六條 第八十八條ノ規定又ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ當然入學スヘキ學校以外ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ニシテ其ノ教科ヲ卒リタルトキ又ハ其ノ教科ヲ卒ラスシテ退學シ若ハ廢學シタルトキハ關係學校長又ハ兒童ノ保護者ハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第九十七條 (削除)

### 第四章 教員檢定及免許狀

#### 第一節 教員ノ檢定

第九十八條 小學校教員檢定委員會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一 會長
- 一 常任委員
- 一 臨時委員

- 第九十九條 會長ハ道廳府縣學務部長タル書記官ヲ以テ之ニ充ツ  
常任委員及臨時委員ハ府縣知事之ヲ命ス
- 臨時委員ハ試驗施行ノ際之ヲ命ス
- 第一百條 會長ハ會務ヲ整理シ檢定ノ成績ヲ府縣知事ニ報告ス  
會長事故アルトキハ府縣知事ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 臨時委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ掌ル
- 臨時委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ試驗檢定ニ關スル事ヲ掌ル
- 第一百二條 小學校教員檢定委員會ニ書記ヲ置キ道廳府縣知事任官ヲ以テ之ニ充ツ  
書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第一百三條 會長、常任委員、臨時委員及書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得
- 第一百四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教員ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス
  - 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
  - 二 削除
  - 三 破産者
  - 四 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ三箇年ヲ經過セサル者
- 第一百五條 教員ノ檢定ハ分テ無試驗檢定及試驗檢定トシ學力、性行及身體ニ就キ之ヲ行フ
- 第一百六條 試驗檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ隨時之ヲ行フ
- 第一百七條 無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第八條乃至第十二條ノ規定ニ對照シテ之ヲ行フ
  - 一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者
  - 二 高等學校高等科又ハ大學豫科ヲ卒ヘタル者
  - 三 文部省直轄學校ニ於テ其科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
  - 四 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

- 五 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ノ卒業者、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學者ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者
- 六 其ノ他府縣知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者
- 前項第四號及第五號ニ該當スル者ニ對シ小學校本科正教員ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二箇年以上小學校教育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ノ高等科專攻科、若ハ修業年限一箇年以上ノ補習科ニ於テ小學校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ニ限ル
- 第一百八條 小學校本科正教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校男生徒、女子ニ在リテハ師範學校女生徒ニ課スル學科程度ニ準ス但シ手工、農業、商業、英語ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得
- 本條ニ小學校本科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ本科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ
- 第一百九條 小學校准教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ
- 修身 道德ノ要旨
- 教育 教育、教授法ノ大要
- 國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀竝ニ作文、習字
- 算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例、求積、代數及幾何ノ初步
- 歷史 國史ノ大要
- 地理 日本地理及外國地理ノ大要
- 理科 博物、物理、化學ノ大要
- 圖畫 自在畫及簡易ナル幾何畫
- 音樂 唱歌、樂器使用法
- 體操 體操、教練遊戲及競技
- 裁縫 通常ノ衣類ノ裁子方、縫ヒ方、繕ヒ方

手工 手工ノ大要  
 農業 農業ノ大要  
 商業 商業ノ大要  
 前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル  
 圖畫、音樂、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得  
 本條ニ小學校准教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ准教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ  
 第一百十條 小學校專科正教員ノ試験科目ハ音樂、體操、裁縫、手工、農業、工業、商業、家事、圖畫、外國語ノ一科目若ハ數科目トス  
 府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項試験科目ノ外必要ナル科目ニ付試験ヲ行フコトヲ得  
 試験科目ノ程度ハ師範學校生徒ニ課スル各科目ノ程度ニ準ス但シ前項ノ試験科目ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル  
 各科目ノ試験ハ教育ノ大要及受験科目ノ教授法ヲ附帶セシメ之ヲ行フ  
 小學校專科正教員ノ試験ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認メタル者ニアラサレハ之ヲ行ハス  
 本條ニ小學校專科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ專科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ  
 第十一條 尋常小學校本科正教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ  
 修身 道德ノ要旨  
 教育 教育、教授法及學校管理法ノ大要  
 國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀竝ニ作文、習字  
 算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例、求積  
 歷史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要  
 理科 博物、物理、化學ノ大要  
 圖畫 自在畫  
 音樂 唱歌、樂器使用法  
 體操 體操、教練、遊戲及競技  
 裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方  
 前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル  
 第十二條 尋常小學校准教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ第一百十一條第一項但書ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ  
 修身 道德ノ要旨  
 教育 教育、教授法ノ大要  
 國語 小學校教科用讀本ノ講讀竝ニ作文、習字  
 算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例  
 歷史 國史ノ大要  
 地理 日本地理及外國地理ノ大要  
 理科 博物、物理、化學ノ初歩  
 圖畫 簡易ナル自在畫  
 唱歌 單音唱歌  
 體操 體操、教練、遊戲及競技  
 圖畫、唱歌ノ一科目若ハ二科目ハ之ヲ闕クコトヲ得  
 第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ試験檢定ヲ行フトキハ小學校教員檢定委員會ニ於テ第八條乃至第一百十二條ノ規定ニ對照シテ某科目ニ關シ同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試験ヲ闕クコトヲ得

- 一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者
- 二 小學校教員免許狀ヲ有スル者
- 三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
- 四 小學校教員免許狀又ハ小學師範學校卒業證書ヲ有シ其ノ有効期間滿チタル者
- 五 小學校教員講習科ヲ卒リタル者
- 六 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者
- 七 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者、專門學校入學者檢定規定ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者
- 第一百四十四條 試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セサルモ某科目ニ關シ成績佳良ナルトキハ府縣知事ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得
- 前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試験檢定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試験ヲ闕ク
- 第一百五十五條 府縣知事ハ檢定手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二節 教員ノ免許狀

- 第一百十六條 (削除)
- 第一百十七條 師範學校長ハ師範學校ヲ卒業シタル者ニ對シ小學校教員免許狀ノ授與ヲ府縣知事ニ申請スヘシ
- 第一百十八條 (削除)
- 第一百十九條 府縣知事ハ小學校教員免許狀登錄簿ヲ作り免許狀ヲ授與シタル者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ
- 第一百二十條 免許狀ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ書換若ハ再渡ヲ府縣知事ニ出願スルコトヲ得
- 前項ニ依リ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料トシテ府縣知事ノ定メタル金額ヲ納ムヘシ
- 第一百二十一條 免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名及免許狀ノ種類ハ府縣知事之ヲ公告ス

第五章 職 員

第一節 學校長及教員ノ進退

- 第二百二十二條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得
  - 一 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨アルトキ
  - 二 學校編制ノ變更又ハ訴願ノ裁決ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
  - 三 教員養成ヲ目的トスル官立、府縣立學校ニ入學スルトキ
  - 四 名譽職タル町村長及助役ニ當選シタルトキ
  - 五 私立小學校ノ教員又ハ外國ニ於テ本邦人ヲ教育スル爲ニ設置シタル學校ノ教員トナルトキ
  - 六 刑事事件ニ關シ起訴セラレタルトキ
  - 七 (削除)
- 第二百二十三條 市町村立小學校正教員ニシテ陸海軍現役ニ服シタル者ハ當然休職者トス但シ兵役法第十條ノ規定ニ依リ短期現役兵トシテ服役スル者ハ此ノ限ニアラス
- 第二百二十四條 休職ノ期間ハ第二百二十二條第一號第二號第四號及第五號ノ場合ニ在リテハ一箇年トシ同條第六號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ同條第三號及第二百二十三條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三箇月第二百二十二條第七號ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙一箇月トス但シ第二百二十五條第五號後段ノ場合ニ在リテハ府縣知事ハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
- 第二百二十五條 依ル休職者其ノ事件ニ關スル裁判確定シ其ノ際失職ト爲ラサル場合ニ在リテハ前項ノ期間滿了後尙三月ハ休職期間トス
- 第二百二十六條 休職者ハ職務ニ從事セサル外總テ在職者ト異ナルコトナシ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス
- 第二百二十七條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得
  - 一 不具、癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
  - 二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ

三 休職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルトキ

第二百二十七條 第二百二十二條又ハ第二百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認メタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス

第二百二十八條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

一 當該學校ノ廢セラレタルトキ

二 休職期間滿チタルトキ

第二百二十九條 市町村立小學校教員ニシテ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ效力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

第三百十條 市町村立小學校准教員ノ進退ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第三百十一條 (削除)

第三百十二條 私立小學校長及教員ノ採用解職ハ設立者ニ於テ遲滯ナク府縣知事ニ届出ツヘシ

### 第二節 學校長及教員ノ職務及服務

第三百十三條 學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

第三百十四條 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

第三百十五條 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル

第三百十六條 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ケ

第三百十七條 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合、町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ

學校長ニ在リテハ府縣知事、其ノ他ノ者ニアリテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ル、コトヲ得ス

第三百十八條 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行

フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

### 第三節 懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪

第三百十九條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ府縣知事ハ期間ヲ定メテ本人ヨリ手續書ヲ徵スルコトヲ要ス但シ之ヲ徵スルコト能ハサル事由アルトキハ此ノ限ニアラス

第四百十條 懲戒處分ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ス

第四百十一條 市町村立小學校長教員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ府縣知事ハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ

第四百十二條 市町村立小學校長及教員ノ減俸ハ一箇月以上一箇年以下減俸ノ處分ヲ受ケタル當時ノ俸給月額ノ三分ノ一以下ヲ減給ス

第四百十三條 市町村立小學校教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニアラサレハ教員ノ職ニ就クコトヲ得ス

第四百十四條 第三百十九條乃至第四百十一條ノ規定ハ業務停止及免許狀褫奪ノ處分ニ關シ之ヲ準用ス

第四百十五條 私立小學校長及教員ノ業務停止ハ一箇月以上二箇年以下トス

第四百十六條 府縣知事ニ於テ學校長又ハ教員ニ對シ免職、業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒタルトキハ其ノ氏名、職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ

第四百十七條 府縣知事ハ免職又ハ業務停止ノ處分ヲ受ケタル學校長及教員ニシテ改悛ノ實顯著ナリト認メタル者ニハ第四百

十三條ノ期間内又ハ業務停止ノ期間内ト雖モ文部大臣ノ認可ヲ受ケ教員ノ職ニ就クコトヲ得シメ又ハ業務停止ヲ解クコトヲ

得

### 第四節 俸給旅費及諸給與準則

第四百十八條 教員ノ月俸額ハ左表ニ依リ之ヲ定ムヘシ

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
正本教員科	一六五	一四五	一三五	一二五	一一五	一〇五	九五	八五	七五	六五	五五	五〇	四五	四〇
正專教員科	一一五	一〇五	九五	八五	七五	六五	五五	五〇	四五	四〇	三五			
准教員	六五	五〇	四五	四〇	三五	三〇								

第四百四十九條 一級上俸ヲ受ケテ功勞アル者ニハ本科正教員ニ在リテハ二百十五圓マテ專科正教員ニ在リテハ四百十五圓マテ漸次増給スルコトヲ得

第五百十條 教員ノ俸給ハ當分ノ内等級相當ノ額ヲ減シテ之ヲ支給スルコトヲ得

第五百十一條 第三十七條ノ二ノ規定ニ依リ他ノ小學校ノ教員ヲ兼ヌル者ニハ關係學校ノ經費ヨリ其ノ俸給ヲ分割シテ給スルコトヲ得

第五百十二條 教員ノ俸給ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ減スルコトヲ得ス

第五百十三條 休職者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス但シ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ於テ特別ノ事情アル場合若ハ第二百二十二條第三號乃至第五號ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ給セサルコトヲ得

第五百十三條ノ二 市町村立小學校正教員ニシテ兵役法第十條ノ規定ニ依ル一年短期現役ニ服スル者ハ其ノ在營中俸給ノ三分ノ二ヲ減ス

第五百十四條 教員ニシテ在職ノ儘小學校教員講習科ニ入學スル者ニハ俸給ノ一部若ハ全部ヲ給ス但シ其ノ額ハ府縣知事ニ於テ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ學區ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第五百十五條 教員ニシテ陸軍給與令又ハ海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受クル者ニハ其ノ間俸給ヲ給セス但シ其ノ額本職ノ俸給額ヨリ寡ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得

第五百十六條 教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當月分ノ俸給ハ日割ヲ以テ給スヘシ

一 懲戒ニ因リ免職ニ處セラレタルトキ

二 免許狀褫奪又ハ免許狀ノ失效ニ因リ教員ノ職ヲ失ヒタルトキ

第五百十七條 教員死亡シタルトキハ其ノ在職中ト休職中トニ拘ラス在職最終ノ俸給月額四箇月分ヲ其ノ遺族ニ給スヘシ前項ノ遺族及其ノ順位ニ關シテハ判任官俸給令第十三條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第五百十八條 正教員ノ旅費額ハ判任文官ノ例ニ準シ之ヲ定メ准教員ノ旅費額ハ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ但シ正教員ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル學校長ヲ兼務スル者ノ旅費額ハ奏任文官ノ例ニ準シ之ヲ定ムヘシ

第五百十九條 教員ニシテ一週三十二時ヲ超エ教授ヲ擔任スル者ニハ手當ヲ給スヘシ

第六十條 學校長又ハ教員ニシテ特ニ勤勞アル者ニハ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第六十一條 教員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ給スヘシ

第六十二條 學校長又ハ教員ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料ヲ給スヘシ

第六十三條 教員ニハ土地ノ情況ニ依リ住宅料ヲ給スヘシ

第六十四條 第五百十九條及第六十條ニ依リ給スル金額ハ府縣知事ニ於テ管理者ノ意見ヲ聞キテ之ヲ決定シ第六十一條

乃至第六十三條ニ依リ給スル金額ハ管理者ニ於テ之ヲ決定スヘシ

第六十五條 本節ニ規定アルモノヲ除ク外俸給及旅費ノ支給方法ハ判任文官ノ例ニ準シ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ

第六十六條 第四百十八條ニ掲クル表ニ依リ難キ事情アルトキハ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六十七條 本節ニ學校長、教員トアルハ市町村立小學校ノ學校長、教員ヲ謂フ

第五節 代用教員

第六十八條 市町村立小學校代用教員ノ採用、解職及懲戒處分ハ市町村立小學校准教員ノ例ニ依ル

第六十九條 (削除)

第七十條 私立小學校代用教員ノ採用解職ニ關シテハ第三百三十二條ノ規定ヲ準用ス

第七十一條 小學校令第四十七條ノ規定竝ニ本令第五章第二節ノ規定中准教員ニ關スルモノハ代用教員ニ準用ス  
 第七十二條 府縣知事ニ於テ私立小學校代用教員ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ解職セシムルコトヲ得  
 第七十三條 市町村立小學校代用教員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第六章 授 業 料

第七十四條 尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收セントスルトキハ市ニ在リテハ一箇月二十錢以下町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月拾錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ  
 第七十五條 高等小學校ニ於テ徵收スル授業料ハ市又ハ市町村學校組合ニ在リテハ一箇月六十錢以下、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月參拾錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ  
 第七十六條 特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ期間ヲ定メテ前二條ノ制限ヲ超エタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得  
 第七十七條 小學校補習科ノ授業料額ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ之ヲ定ムヘシ  
 第七十八條 小學校ニ於テハ學年ニ依リ授業料額ニ差等ヲ設クルコトヲ得ス  
 第七十九條 他ノ小學校設置負擔ノ區域ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ第七十四條及第七十五條ノ制限以內ニ於テ授業料額ヲ増スコトヲ得但シ兒童教育事務ヲ委託シタル市町村、町村學校組合又ハ學區ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ此ノ限ニアラス  
 第八十條 貧窮ノ爲授業料ヲ納ムルコト能ハサル者ニ對シテハ管理者ハ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除スヘシ  
 一家ノ兒童二人以上同時ニ小學校ニ就學スルトキハ管理者ハ授業料額ヲ減スルコトヲ得  
 第八十條ノ二 戰爭又ハ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ公務ニ依リ從軍シタル者ニシテ公務ノ爲死亡シタル者及一月以上生死不明ナラサル者竝ニ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給法ニ依ル恩給又ハ雇員扶助令、傭人扶助令ニ依ル扶助金（療治料ヲ除ク以下同シ）ヲ給セラレ又ハ給セラレヘキ者ノ同一戸籍內ニ在ル子及弟妹ニ就キテ、管理者ハ當該事實又ハ恩給若ハ扶助金ヲ給セラレヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ授業料ヲ免除スヘシ下士官以下ノ軍人ニシテ戰時、平時ニ拘ラス公務ノ爲死亡シタル者及一月以上生死分明ナラサル者竝ニ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給法ニ依ル恩給ヲ給セラレ又ハ給セラレヘキ者同一戸籍內ニ在ル子及弟妹ニ就キ亦同シ  
 戰爭又ハ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ公務ニ依リ從軍シタル者ノ同一戸籍內ニ在ル子及弟妹ニ就キテハ從軍中管理者ハ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得  
 第八十一條 本章ノ規定ハ私立小學校ニ關シ之ヲ適用セス

第七章 學 務 委 員

第八十二條 市町村、市町村學校組合、町村學校組合並學區ノ學務委員八十人以下トス但シ東京市及大阪市ニ在リテハ十五人マテニ増スコトヲ得  
 第八十三條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ市町村長、市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者、區長竝ニ其ノ代理者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述ス  
 一 就學督促ニ關スルコト  
 二 家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト  
 三 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト  
 四 設備ニ關スルコト  
 五 經費豫算ノ調製ニ關スルコト  
 六 授業料ニ關スルコト  
 七 學校基本財産ニ關スルコト  
 八 教科目ノ加除選定ニ關スルコト  
 九 修業年限ニ關スルコト  
 十 補習科ノ設置廢止ニ關スルコト  
 第八十四條 公民中ヨリ選舉セラレタル學務委員ノ任期ハ四箇年トス



補缺選舉ニ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
第百八十五條 學務委員ニシテ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

第八章 (削除)

第百八十六條乃至第百九十四條 (削除)

第九章 小學校ニ類スル各種學校

第百九十五條乃至第百九十八條 (削除)  
第百九十九條 小學校ニ類スル各種學校ニハ學校長ヲ置クコトヲ得  
第二百十條 小學校ニ類スル各種學校教員ハ小學校教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ  
第二百十一條 小學校ニ類スル各種學校ノ學校長及教員ノ採用、解職、懲戒處分、業務停止ハ小學校教員ノ例ニ依ル  
市町村立ノ小學校ニ類スル各種學校ノ學校長及教員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム  
附則 第二百十二條以下略

四 幼稚園令 (大正十五年四月二十一日 勅令第七十四號)

第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス  
第二條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得  
市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ幼稚園ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得  
第三條 私人ハ本令ニ依リ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得  
第四條 幼稚園ハ小學校ニ附設スルコトヲ得

第五條 幼稚園ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ  
第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得  
第七條 幼稚園ニハ園長及相當員數ノ保姆ヲ置クヘシ  
第八條 園長ハ園務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス  
園長ノ資格ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム  
第九條 保姆ハ幼兒ノ保育ヲ掌ル  
保姆ハ女子ニシテ保姆免許狀ヲ有スル者タルヘシ  
第十條 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ保姆免許狀ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代用スルコトヲ得  
第十一條 保姆免許狀ハ地方長官ニ於テ保姆檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス  
保姆檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ  
保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス  
保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム  
第十二條 幼稚園ノ職員ニ關シテハ小學校令第四十四條乃至第五十條ノ規定ヲ準用ス  
第十三條 幼稚園ノ設置廢止、保育項目及其ノ程度、編制並設備ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム  
第十四條 幼稚園ニ於テ保育料入園料等ヲ徵收セントスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ額ヲ定ムヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ  
附則  
本令施行ノ際現ニ存シ小學校令ニ依リ設置セラレタル幼稚園ハ本令ニ依リ設置セラレタルモノト看做ス  
本令施行ノ際現ニ幼稚園ノ保姆ノ職ニ在ル者ニシテ小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スルモノニハ地方長官ハ保姆檢定ヲ經シテ保姆免許狀ヲ授與スルコトヲ得

### 幼稚園令施行規則

(大正十五年四月二十二日)  
(文部省令第十七號)

- 第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ  
幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス  
常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ヲ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ
- 第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等トス
- 第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得
- 第四條 保母一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス
- 第五條 幼稚園ニ於テハ年齡別ニ依リ組ノ編制ヲ爲スヲ常例トス
- 第六條 幼稚園ニ於テハ保育項目、保育時數、組數等ニ應シ必要ナル員數ノ保母ヲ置クコトヲ要ス
- 第七條 保母免許狀ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ之ヲ有セサル女子ヲ以テ保母ニ代用スルコトヲ得但シ保母免許狀ヲ有セサル者ノ數保母免許狀ヲ有スル者ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス
- 特別ノ事情アルトキハ管理者又ハ設立者ハ當分ノ内期間ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 第八條 公立幼稚園ノ園長タルヘキモノハ小學校ノ本科正教員又ハ保母免許狀ヲ有スル者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スル者タルヘシ
- 第九條 保母檢定ハ分テ無試験檢定及試験檢定トシ學力、性及身體ニ就キ之ヲ行フ
- 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ保母ノ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得
  - 一 小學校ノ本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
  - 二 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ合格又ハ卒業後一年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者
  - 三 專門學校入學資格ヲ以テ入學資格トスル學校ニ於テ一年以上幼兒ノ保育ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

- 四 従前ノ規定ニ依リ保母免許狀ヲ取得シタル者ニシテ三年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者
  - 五 其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適當ト認メタル者
- 第十一條 保母ノ試験檢定ハ左ノ科目ニ就キ尋常小學校本科正教員ノ試験檢定ノ程度ニ準シ之ヲ行フ

#### 修身 道德ノ要旨

教育 教育、兒童心理、教授法及管理法ノ大要

保育 育兒法、保育法、保育項目ニ關スル事項ノ實際

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀、作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例

歴史 國史ノ大要

地理 地理ノ大要

理科 理科ノ大要

圖畫 自在畫

手工 手工ノ大要

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、遊戯及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

第十二條 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニ就キ試験檢定ヲ行フトキハ修身、教育、圖畫、手工、音樂、體操以外ノ學科目ニ限り其ノ試験ヲ缺クコトヲ得

第十三條 小學校令施行規則第四百四條、第四百十四條、第四百十五條、第四百十九條乃至第四百二十一條ノ規定ハ保母ノ檢定及免許狀ニ關シ之ヲ準用ス

第十四條 幼稚園ノ職員ノ進退、職務、服務、懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪ニ關シテハ小學校職員ノ例ニ依ル

第十五條 公立幼稚園ノ職員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ小學校令施行規則中小學校職員ノ例ニ準シテ地方長官之ヲ定ム

第十六條 前二條ノ場合ニ於テ園長ハ學校長ニ、保母ハ正教員ニ、代用保母ハ代用教員ニ準ス但シ月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ、保母ハ專科正教員ニ準ス

第十七條 幼稚園ヲ設置セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

一 名稱

二 位置

三 園則

四 設備

五 經費及維持ノ方法

六 開園ノ期日

七 私立幼稚園ニ在リテハ設立者ノ履歷書

前項第一號及第二號ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號及第六號ノ變更ハ地方長官ニ開申スヘシ  
位置ニ關シテハ敷地ノ面積、地質及附近ノ情況、建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定量分析表ヲ添附スヘシ

第十八條 幼稚園令第六條但書ノ規定ニ依リ三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシメムトスルトキハ之ニ要スル施設ノ概要ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

一 敷地ハ道徳上及衛生上害ナキ所タルコト

二 建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室、遊戲室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フルコト

三 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト

四 遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト

五 保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲ爲スコト  
三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第二十條 建物ノ建設又ハ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受ケ位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ニ開申スヘシ

第二十一條 幼稚園ヲ廢止セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ廢止ノ事由及期日並廢止後ノ幼兒ノ處分方法ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

第二十二條 公立幼稚園ノ費用負擔者又ハ私立幼稚園ノ設立者ヲ變更シ、私立幼稚園ヲ公立幼稚園ニ、公立幼稚園ヲ私立幼稚園ニ變更セムトスルトキハ第十七條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條 園則中ニ規定スヘキ事項左ノ如シ

一 幼兒ノ定員及入園年齢ニ關スル事項

二 入園及退園ニ關スル事項

三 保育課程

四 保育期ノ區分、保育日數、毎週保育時數、始業終業ノ時刻等ニ關スル事項

五 保育料、入園料等ニ關スル事項

附 則

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ保母檢定ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在リテハ仍從前ノ規定ニ依ル

### 五 青年學校令 (昭和十年三月三十日勅令第四十一號)

第一條 青年學校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ德性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二條 北海道府縣、市町村、市町村學校組合、町村學校組合及町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村又ハ町村學校組合ニ準

- スヘキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得
- 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得
- 第三條 商工會議所、農會其ノ他之ニ準スヘキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ設置シタル青年學校ハ私立トス
- 第四條 私人ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第五條 青年學校ノ設置廢止ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ青年學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第六條 青年學校ニ普通科及本科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ普通科又ハ本科ノミヲ置クコトヲ得
- 青年學校ニハ研究科ヲ置クコトヲ得
- 第七條 普通科ノ教授及訓練期間ハ二年トス
- 本科ノ教授及訓練期間ハ男子ニ在リテハ五年、女子ニ在リテハ三年トス但シ土地ノ情況ニ依リ男子ニ在リテハ四年、女子ニ在リテハ二年ト爲スコトヲ得
- 研究科ノ教授及訓練期間ハ一年以上トス
- 第八條 普通科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス
- 本科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ普通科修了者、高等小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス
- 研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス
- 第九條 普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科並ニ體操科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、職業科、家事及裁縫科並ニ體操科トス
- 本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科並ニ教練科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並ニ體操科トス
- 研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ定ムヘシ但シ修身及公民科ハ之ヲ缺クコトヲ得ス

- 教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム
  - 第十條 青年學校ニハ特別ノ事項ヲ修得セシムル爲專修科ヲ置クコトヲ得
  - 專修科ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
  - 第十一條 青年學校ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クヘシ
  - 第十二條 青年學校ノ教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
  - 第十三條 青年學校ノ設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
  - 第十四條 青年學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ス但シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
  - 第十五條 本令ニ依ラサル學校ハ青年學校ト稱スルコトヲ得ス
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
  - 青年學校ノ本科ノ教授及訓練期間ハ土地ノ情況ニ依リ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ男子ニ在リテハ二年又ハ三年ト爲スコトヲ得
  - 青年學校ノ專任教員ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ置カサルコトヲ得
  - 本令施行ノ際現ニ存スル公立ノ實業補習學校及青年訓練所ハ之ヲ本令ニ令リ設置シタル青年學校ト看做ス
  - 前項ノ青年學校ニシテ本令ニ依リ難キモノハ本令施行後六月ヲ限リ仍從前ノ實業補習學校及青年訓練所ノ例ニ依リ教育ヲ爲スコトヲ得

### 青年學校規程

第一條 青年學校ノ設置ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學

校ニ在リテハ地方長官ニ申請スベシ

- 一 名稱
  - 二 位置
  - 三 學則
  - 四 生徒概數
  - 五 開校年月
  - 六 經費及維持ノ方法
- 前項第一號、第二號及第五號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第一項第二號ノ位置ニ關スル申請ニハ校地ノ面積、校舍其ノ他ノ建物ノ配置及附近ノ情況ヲ記載シタル圖面ヲ添付スベシ

第二條 青年學校ノ廢止ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ申請スヘシ

第三條 青年學校ノ設置者ヲ變更セントスルトキハ第一條第一號乃至第四號及第六號ノ事項竝ニ變更ノ事由ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ關スル場合ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ關スル場合ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第四條 青年學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第五條 位置ノ變更ニアラサル校地ノ變更竝ニ校舍其ノ他ノ建物ノ建設又ハ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申シ其ノ他ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 青年學校ハ學校、試驗場、講習所等ニ併設スルコトヲ得

第七條 青年學校ニハ土地ノ情況ニ依リ分教場ヲ設クルコトヲ得

第八條 普通科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第一號表、女子ニ在リテハ第二號表ノ時數以上ニ於テ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第一號表

教授及訓練科目	年	
	第一年	第二年
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	九〇	九〇
職業科	六〇	六〇
體操科	四〇	四〇
合計	二一〇	二一〇

第二號表

教授及訓練科目	年	
	第一年	第二年
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	八〇	八〇
職業科	八〇	八〇
家事及裁縫科	三〇	三〇
體操科	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇

本科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第三號表、女子ニ在リテハ第四號表ノ時數以上ニ於テ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ但シ男子ニ於テ教授及訓練期間ヲ四年ト爲シタル場合ニ在リテハ第三號表ノ第一年乃至第四年、女子ニ於テ教授及訓練期間ヲ二年ト爲シタル場合ニ在リテハ第四號表ノ第一年及第二年ノ時數以上トス

第三號表

教授及訓練科目	年				
	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇			

第四號表

教授及訓練科目	年		
	第一年	第二年	第三年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	五〇
職業科	一一〇	一一〇	一一〇

教	練	科	七〇	七〇	七〇	七〇
合	計	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇

家事及裁縫科					
體操科	三〇	三〇	三〇	三〇	
合	計	二一〇	二一〇	二一〇	

研究科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第九條 青年學校ノ專修科ノ教授及訓練期間、入學資格、專修項目其ノ他必要ナル事項ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

專修科ニ於テハ專修項目ノ外修身及公民科ヲ課スヘシ

第十條 青年學校ノ教授及訓練ハ土地ノ情況ニ應シ適當ナル時刻及季節ニ於テ之ヲ行フヘシ

第十一條 青年學校ノ入學期ハ毎年四月トス但シ特別ノ事情アル者ハ中途之ヲ入學セシムルコトヲ得

第十二條 特別ノ事情アル者ハ其ノ年齢及素養ニ應シ之ヲ普通科第二年又ハ本科若ハ研究科ノ第二年以上ニ入學セシムルコトヲ得

第十三條 他ノ青年學校ノ生徒ニシテ轉學ヲ志望スルモノアルトキハ之ヲ相當科ノ相當年ニ入學セシムルコトヲ得

第十四條 學校長ハ生徒ニシテ特別ノ事由ニ依リ一時他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ志望スルモノアルトキハ

其ノ期間其ノ生徒ノ教授及訓練ヲ他ノ青年學校ニ委託スルコトヲ得

第十五條 學校長ハ普通科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了證、本科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證ヲ授與スヘシ

第十六條 公立青年學校ニハ生徒ノ教育ヲ擔任セシムル爲指導員ヲ置クコトヲ得

指導員ハ地方長官之ヲ囑託ス

指導員ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十七條 青年學校ノ學則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一 科竝ニ教授及訓練期間ニ關スル事項

二 教授及訓練科目竝ニ教授及訓練時數ニ關スル事項

三 教授及訓練ノ時刻竝ニ季節ニ關スル事項

四 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項

五 入學、退學等ニ關スル事項

六 其ノ他必要ナル事項

前項第一號及第二號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號乃

至第六號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ開申スヘシ

第十八條 青年學校ニハ學籍簿及出席簿ヲ備フヘシ

第十九條 青年學校ニ於テハ平素生徒ヲシテ其ノ修學情況ヲ明ニスヘキ手帳ヲ所持セシムヘシ

第二十條 青年學校ニ於テハ臨時講習ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

實業補習學校規程及青年訓練所規程ハ之ヲ廢止ス

青年學校令附則第二項ノ青年學校ノ本科ノ各年ニ於ケル教授及訓練時數ハ四百二十時以上トシ各教授及訓練科目ニ付夫々第八

條第三號表ノ第一年ノ時數ヲ下ラサルモノトス

昭和十二年九月二十五日 印刷  
 昭和十二年九月二十九日 發行  
 昭和十三年一月十五日 訂正再版印刷  
 昭和十三年一月二十日 訂正再版發行

小學校管理法

定價金九拾錢

不許	複製
----	----

新制版



著作者

小川正行

發行者

東京市日本橋區室町四丁目五番地八  
 株式會社 寶文館

代表者

大葉久治

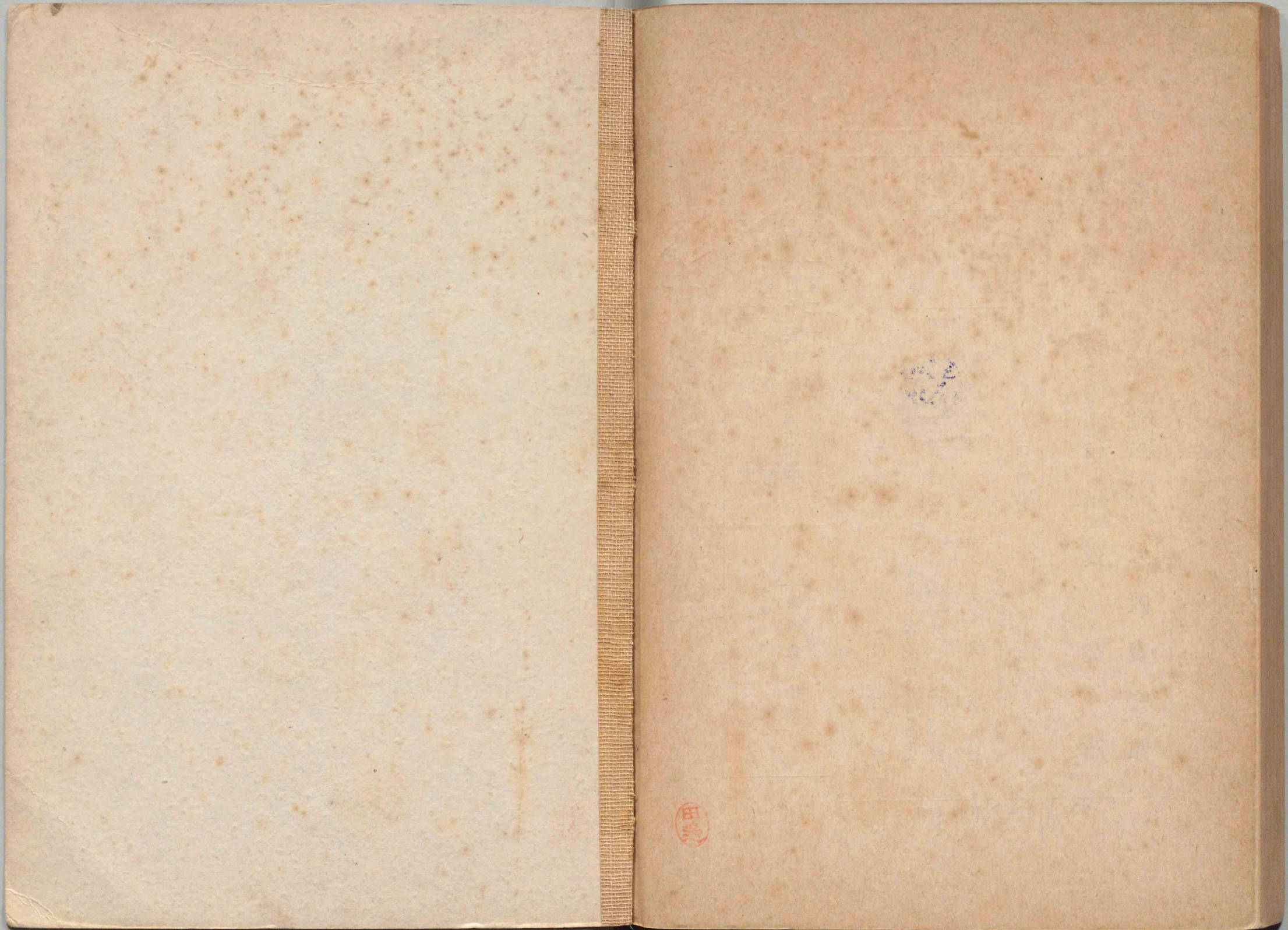
印刷者

東京市牛込區榎町七番地  
 早坂善太郎

發行所  
 關西專賣

東京市日本橋區室町四丁目  
 振替口座東京二八〇番  
 大阪市西區阿波堀通四丁目  
 振替口座大阪四三番

株式會社 寶文館  
 株式會社 大阪寶文館



102

田



2780



8  
3

広島大学図書  
2000065213

